

官報

号外 昭和三十九年二月二十六日

○第四十六回 参議院會議録 第九号(その一)

昭和三十九年二月二十六日(水曜日)

午前十時二十四分開議

議事日程 第八号

昭和三十九年二月二十六日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件

(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度沿岸漁業等の施策について)

第二 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

第三 千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

第四 千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 日本鉄道建設公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一 國務大臣の報告に関する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度年次報告及び昭

和三十九年度沿岸漁業等の施策について)

一、日程第二 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第四 千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第五 地方税法の一部を改正する法律案

一、日程第六 日本鉄道建設公団法案

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗誦を省略いたします。

去る二十一日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 佐多 忠隆君

石炭対策特別委員 鍋島 直紹君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 渡辺 勘吉君

石炭対策特別委員 松平 勇雄君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案(板川正吾君外十二名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業者の産業分野の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出)

官公體の中小企業者に対する免注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出)

同日議長は、左の議員提出案を内閣委員会に付託した。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案(草葉隆圓君外十六名発議)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を建設委員会に付託した。

道路整備緊急措置法案の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

同日本院は、人事官に佐藤達夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に吾孫子豊君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地調整委員会委員に岡部得三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 須藤 五郎君

懲罰委員 岩間 正男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 岩間 正男君

懲罰委員 須藤 五郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

高等学校の建物の建築等に要する経費についての国の補助に関する臨時措置法案(長谷川正三君外八名提出)

文教委員会に付託

商店街振興組合法の一部を改正する法律案(伊藤卯四郎君外一名提出)

商工委員会に付託

一昨二十四日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省為替局長事務代理 鈴木 秀雄君

昨日二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 鬼木 勝利君

地方行政委員 辻 武寿君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 米田 正文君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 江藤 智君

同日大蔵委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 成瀬 幡治君(柴谷要君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

保険業法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

電源開発促進法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その一) 議長の報告 会 議 諸般の件 國務大臣の報告に關する件 (沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十三年年度年次報告) 九六

昭和三十三年度分として交付すべき
地方交付税の總額の特例に關する法
律案 地方行政委員会に付託
石油資源探査促進臨時措置法を廃止
する法律案 商工委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送附された。

重慶精神薄弱児扶養手当法案
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送附された。よつて議長は即日これ
を大蔵委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第六項の規
定に基づく、税關支署及び税務署の
設置に關し承認を求めるとの件
同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送附された。よつて議長は即日こ
れを社会労働委員会に付託した。

母性の保健及び母子世帯の福祉に關
する法律案(伊藤よし子君外十一名
提出)
同日議長は、内閣から予備審査のため
送附された左の議案を地方行政委員会
に付託した。

市町村民税減税補てん償還費に係
る財政上の特別措置に關する法律案
同日委員長から左の報告書が提出され
た。

地方税法の一部を改正する法律案可
決報告書
日本国とアメリカ合衆国との間の領
事条約の締結について承認を求めると
の件議決報告書

千九百六十二年の國際コーヒー協定
の締結について承認を求めるとの件議
決報告書
千九百六十二年の國際小麦協定の締
結について承認を求めるとの件議決報
告書

日本鉄道建設公団法案可決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を
承認した。

委員派遣承認要求書
一、目的
東北地方における雪害の実情を
調査し、もつて災害対策樹立に關
する調査に資する。

一、派遣委員
小平 芳平 江藤 智
渡辺 勘吉
一、派遣地
青森県 岩手県

一、期間
二月二十六日から三月一日まで
五日間
一、費用 概算 四九、五〇〇円
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第八十條の二により要求する。

昭和三十三年二月二十五日
災害対策特 別委員長 小平 芳平
参議院議長重宗雄三殿
同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を
第四十六回国会政府委員に任命するこ
とを承認した旨回答した。

人事院總裁 佐藤 達夫君
大蔵省主計 局司計課長 江口 穰君
大蔵省主計 局給与課長 平井 延郎君
大蔵省主計 局法規課長 相澤 英之君

同日内閣總理大臣から議長宛、大蔵省
為替局長事務代理鈴木秀雄君(一昨二
十四日議長承認)及び人事院總裁佐藤
達夫君外三名(前掲議長承認)を第四
十六回国会政府委員に任命した旨の通
知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより本日の
會議を開きます。

この際、おはかりいたします。石田
次男君から病氣のため三十一日間請假
の申し出がございました。これを許可
することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認
めます。よつて、許可することに決し
ました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、國務
大臣の報告に關する件(沿岸漁業等振
興法に基づく昭和三十三年年度年次報告
及び昭和三十三年年度沿岸漁業等の施策
について)。

農林大臣から發言を求められており
ます。發言を許します。赤城農林大
臣。

〔國務大臣赤城農林大臣登壇、拍手〕
○國務大臣(赤城農林大臣) 先般国会に
提出いたしました「昭和三十三年年度漁
業の動向等」に關する年次報告及び「昭
和三十三年年度に關する沿岸漁業等につ
いて講じようとする施策」について、そ
の概要を御説明いたします。

これらの報告及び文書は、沿岸漁業
等振興法第七條の規定に基づく政府
が毎年国会に提出するものの三十三年
度分であります。

まず、「昭和三十三年年度漁業の動向
等」に關する年次報告について御説明
いたします。

この年次報告は、「第一部 漁業の
動向に關する報告書」と「第二部 沿
岸漁業等について講じた施策に關する
報告書」とに分かれております。

第一部の「漁業の動向に關する報告
書」につきましては、本年度が最初の
報告でありますので、おおよそ昭和三十
二年から三十七年までの過去五十年
間を対象期間として取り上げ、現状にお
いて利用可能な信頼性のある統計資料
に基づいて、できるだけ客觀的に実態
を把握することとしたしております。

その概要を申し上げますと、
第一に、漁業の一般的動向につき
ましては、三十二年から三十七年にか
けて、漁業生産は年率五%とかなりの
伸びを示し、また、漁船をはじめ漁業
の生産手段の進歩も著しいものがあり
ました。その間、漁業就業者は他産
業の発展による若年労働力の流出によ
り減少いたしました。漁業経営体の数
も同様に減少し、また経営の階層構成
は、労働力の流出や技術の進歩に影響
されて、中間層が減少いたしましたこと
も、家族集約経営の増加と上層の
比較的大きな経営の増加という二つの
方向に進んできております。一方水産
物に對する需要は、食料の消費構造や
消費形態の変化等を反映して、加工品
向けの比重が大きくなってきており、
輸出向け数量も増加してきておりま
す。さらに高級魚に對する需要が強
く、そのため高級魚の価格はかなり上
昇いたしました。多獲性魚につきま
しては、生鮮需要が停滞し、生産者価
格は横ばいに推移してきております。

第二に、沿岸漁業につきましては、
三十二年から三十七年にかけて、生産
の伸びが少なかったため、漁業生産の
總量に占める比重が低下してまいりま
したが、一經營業あたりの生産量は若干
増加し、高級魚等の価格上昇、資材価
格の横ばい等の事情も加わつて、漁家

経済は好転してきております。しか
し、一人当たりの所得や家計費は、都
市労働者世帯に比べて低く、特に漁船
漁家の低さが目立っております。

第三に、中小漁業につきましては、
同じ期間に、サケ・マス漁業等を除
き、各漁業種類とも生産量はかなり増
加してきております。一部の多獲性魚
を対象とする漁業において、魚価の変
動はありましたが、中小漁業全般とし
ては漁業収入も伸び、漁業支出の伸び
がこれを下回りましたので、漁業所得
は増加し、経営内容は改善されてまい
りました。しかし、中小の製造業者な
どに比べれば、一部の階層を除いて
は、利益率その他の経営内容において
劣っている点が見受けられ、また、従
事者の労働条件の近代化がおくれてい
るという事情があります。以上は第一
部の概要であります。

次に、第二部の「沿岸漁業等につ
いて講じた施策に關する報告書」につ
いて申し上げますと、第一部と同じく、
本年度が最初の報告でありますので、
三十七年度を中心とし、必要な範囲で
その沿革及び三十八年度にも触れつつ、
政府が沿岸漁業等について講じた施策
を、おおよそ沿岸漁業等振興法第三條
の項目の分類に従つて、客觀的に記述
したものであります。

最後に、「昭和三十三年年度に關する
沿岸漁業等について講じようとする施
策」について申し上げます。

政府は、沿岸漁業等振興法に示され
ました沿岸漁業等についての施策の基
本的方向に沿ひ、沿岸漁業の構造改善
と中小漁業の経営の改善に重点を置
き、これらに關する諸施策の展開をは
かるとともに、そのための体制を整備

することを基本方針としております。

この方針に基づき、三十九年度におきまして、特に、沿岸漁業等の経営の安定に資するため、漁業共済事業の本格実施をはかり、またその経営の発展を促進するため、漁業金融制度の拡充につとめ、さらに水産物の流通形態の変化の動向に応じて流通対策の整備をはかることとし、このほか、水産資源の保護増進、生産基盤の整備、沿岸漁業構造改善対策事業の実施、中小漁業の経営及び労働条件の近代化等、沿岸漁業及び中小漁業の生産性の向上、環境条件の整備、近代化の推進のための諸施策を推進することといたしております。

この文書におきましては、これらの昭和三十一年度において講じようとする諸施策を、おおむね沿岸漁業等振興法第三条の項目の分類に従って、農林省所管事項にとどまらず、各省所管事項を含め、沿岸漁業及び中小漁業に関する施策全般について記述いたしております。

以上、「昭和三十一年度漁業の動向等に関する年次報告」及び「昭和三十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」について、その概要を説明いたした次第であります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。渡辺勘吉君。

〔渡辺勘吉君登壇、拍手〕

○渡辺勘吉君 私は、ただいま報告されましたいわゆる漁業の年次報告について、日本社会党を代表して質問をいたします。

政府は、第四十三回通常国会に沿岸漁業法を提案した際、従来の漁業法、水産協同組合法とともに、これら三法をもつて漁業に関する基本法と実体法を整備されることを主張しました。

わが党は、これに対して、漁業基本法案、水産物価格の安定等に関する法律案、沿岸漁業振興法案、水産改良助長法案の四法案を掲げて、政策をもつて対決いたしました。沿岸漁業を本府において採決の際、反対討論をいたしましたのも、政府案に欠けている根本的な問題点として、大資本漁業の規制なしに沿岸漁業の真の振興はあり得ないとの主張によつたものであります。

はたせるかな、今度の漁業の年次報告には、大資本漁業について全くふれるところなく、ただ単に生産量について、大資本漁業が過去五年の間に二倍半もふえているのに、沿岸漁業はほんの七割の伸びにすぎないとして、これらの相互関係の原因分析を避けております。沿岸漁業の振興は、生産から加工、流通、消費に至る水産業全体の中でとらえてこそ、政策の正しい方向が生まれるものであります。わが国の水産業は、沿岸から沖合い、そして沖合いから遠洋へと発展してまいりました。そしてまた、国際的には日米加漁業条約改正問題があり、もしもアメリカの機嫌を許し「自発的抑止の原則」の粉砕に敗れたならば、日本の国際的漁業は致命的打撃を受けるであります。日韓漁業交渉、アメリカのパートレット法案の締結、大陸的な条約の発効等、どれ一つをとってみても、その措置を一步誤るならば、わが国漁業に重大な影響を与えるものばかりであります。

北洋サケ・マス漁業、南洋捕鯨、遠洋マグロ漁業にとつても、前途容易ならざるものが予見されます。年次報告には、これら漁業部門における国際関係の現状と、その沖合い、沿岸漁業に及ぼす影響について、全く触れておりません。現に、大資本漁業は各地で系列化を進め、漁業独占による収奪が進行しつつあり、採算的にもこれは好調を維持しております。浅海養殖をはじめ、定置漁業、まき網部門、さらに加工部門も、原材料の供給面を通じてその傘下におさめつつあり、また、市場を通ずる収奪も顕著な動向を示しております。こうした動向に目をとおして、他産業との格差の問題だけをとりえても、客観的な現状分析の意義を見失うものであります。(そのとおりだと呼ぶ者あり) また、所得格差を単に数字的に並べてみても、格差のよつてきた原因の究明なしには問題解決の方向は出てまいりません。年次報告は、これらを踏まえて、沿岸漁業の位置づけや将来の展望を明らかにすべきなのに、それがないのであります。漁業労働力の移動も、沿岸から他部門への流出が激しいというばかりではなく、漁業内部の移動も明らかにすべきであります。漁獲高世界一の光栄に輝く水産王国日本を分析いたしますならば、その頂点に君臨する大資本漁業の繁栄の底辺に、政治の日の当たらない場に放置されている零細沿岸漁業者の苦悩の実態を政府は直視すべきであります。(拍手)

また、アメリカの上院は、このほどアラスカの大連だにおけるタラバガニの漁獲制限を内容とするパートレット法案を可決いたしました。政府は、この重大なる動向に対し、これまでいかなる折衝を続けてこられたのか、また、今後の対策はいかがでありますか、この点をお伺いいたします。

次に、農林大臣にお尋ねをいたします。

年次報告には肝心の資源の動向に少しも触れていないことは、これは問題であります。今日までの漁獲量を羅列してみただけで、それだけで、資源の状況なり、ことに今後資源がどうなるかを示すことには、これは、ならないのであります。資源抜きの生産性向上では、絵にかいたもちにすぎないではありませんか。資源の分布状況、また、それに対応する今後の施策につき、具体的に御答弁をお願いいたします。

次に、年次報告には漁場の問題が取り上げられておりません。生産手段の一つである漁場の存在を無視して生産性の向上と言つても、これは無意味であります。また、独占資本による沿岸漁業に対する圧迫ないし収奪の実態について、年次報告は全く触れておりません。新産都市、臨海地帯の工業化による漁場の喪失、工場汚水による漁場の荒廃、漁場の埋め立てによる漁民の放逐等は、ただ単にこれは漁場が奪われるだけではなくして、漁獲の産原因となつて、農林大臣、あなたに、こうした現状分析と、それに基づく沿岸漁業や中小漁業の漁場の利用状況、ことに沿岸漁民に漁場の確保されているかどうかの現状を明らかにしていただきたのであります。特に工場廃水で河川や海岸の汚濁の激しい地域に對しては、伝家の宝刀ともいふべき水産資源保護法による工場廃水禁止措置の発動こそが当然の措置と思ひますが、御決意のほどをお伺いいたします。

次に、通産大臣に伺ひますが、あなたはこの工場廃水問題については対蹠的な立場にあると思ひますが、このことに対して従来いかに善処されてきたのか、また今後の対策があらうならば、その点、明確な御答弁をお願いいたします。

再び農林大臣にお尋ねをいたします。年次報告には、水産物の流通価格対策の立ちおくれと、それが沿岸、沖合い漁業に及ぼす影響が何ら検討されておられません。また、これと関連して、貿易自由化と水産物輸入問題を分析することもこれは必要でありましよう。特にイワシ、アジ、サバ、サンマ、イカといったような多獲性大衆魚の値段は、年次報告にもありますように、ここ五年の間に一割三分の値下がりを来たしております。サンマが全水揚げ高の四割を占める、サンマの本場である岩手県の場合を見ましよう。三十七年のサンマ水揚げ高が七万八千トン、この水揚げ金額は十億六千万円で、生産地価格はキロ当たりわずか十

昭和三十一年二月二十六日 参議院會議録第九号(その一)

國務大臣の報告に關する件(沿岸漁業等振興法に基づく昭和三十一年度沿岸漁業等の施策について)

九八

四円、文字どおり大漁食に泣かされてゐるのであります。三十八年は前年より約三割減少の五万三千トンであつたのに、水揚げ金額は約二十億円、キロ当たり三十七円と、金額は倍以上になりました。こうしたことは、流通機構の決定的欠陥を示すと同時に、多量の大衆魚に対する政府の価格安定政策を強力に実施する必要性を如実に物語るものであります。これらに対する政府の抜本的な施策についてお伺いをいたします。

次は、漁業権のあり方と密接な関連があるものであります。共同漁業権あるいは区域漁業権の大部分は漁業協同組合に免許されることになっており、組合は漁業権の管理団体としての性格を持つております。このことが、従来から指摘してゐるとおり、部落組合として固定させ、経済事業体としての組合本来の機能を發揮できるに足る適正規模化を阻害してゐるのであります。こうした漁業権のあり方に対する施策に欠けております。申し上げるまでもなく、漁業組合の不在の中核は漁協であり、この漁協の分析を抜きにしては、沿岸漁業の振興等は推進できないと考へられますが、今後の漁業権制度、許可制度と、漁業協同組合のあり方に対する政府のお考えを伺いたないのであります。

次に、科学技術庁長官に伺います。近年、日本海は著しい異変を示し始めて、わが国の沿岸各地では顕著な海水温の変化によって各地の魚類が死んだり、漁場の荒廃等が起つており、現在漁業の対象となつてゐる魚類だけでなく、稚魚、幼魚、あるいは魚卵、そうしたものが特に環境変化に對

する適応性が小さいために、今後このような異常現象が繰り返して生じるような場合には、従来の日本の漁業構造を大きく変革させることになるであらう。日本近海における黒潮が先月からあはれ出して、去年の春先のような冷水騒ぎが起るのではないかと心配であります。政府は、こうした事態にかんがみ、日本近海における海況、魚況、海洋気象、そうした実態を把握して、異常海況の現象を究明し、もつて異常冷水下の漁業対策を確立する責任であります。従来、水産庁、海上保安庁、気象庁がそれぞれ調査に当たつてきておりますが、事態の重要性にかんがみ、科学技術庁の強力な機能發揮のもとに、各省機関がそれぞれ分担し、総合的かつ科学的な研究を行なつて、漁業構造のあるべき方向を明示すべきものであると思ひ、御所見を伺います。

最後に、再び池田総理にお尋ねをいたします。年次報告からも読みとれるのでありますが、沿岸漁業は他企業と大資本漁業と二重の格差に陥つておられます。三十七年度における沿岸漁船漁家の一人当たりの所得は、大都市勤労者の六割にも達していませんし、貧しさの表徴である農家に比べても、その入割程度にすぎないのであります。生活水準も同様に低く、しかも漁民は、生活文化、衛生、労働等、環境が陸上部門に比べて非常に劣るので、これらを考へると、実質的な水準はさらに低いと年次報告が述べてゐるには妥當であります。経済の二重構造の底辺に深く沈んでゐるこれらの零細漁民を貧しさから解放することは、政治の重大なる

課題でなければなりません。総理は、去年の総選挙を目前にして、「とりわけ、立ちおくれの目立つ農業の近代化については、革新的な施策を講ずる」旨を国民の前に公約し、「そのためには財政金融の総力をあげてこれに立ち向かう決意である」と所信を表明されました。しかるに三十九年度予算案を見ても、水産関係総額は、前年度より一億一千万円増の百八十六億円、三十九年度予算総額に對してはわずかに〇・六%にすぎません。漁民が実現を期待した多くの事業は完全に葬り去られたか、あるいは取り上げられたものを歪曲され、もしくは著しく圧縮されてしまひました。すでに農林大臣は、去る十五日の衆議院の予算委員会において「今年度の農林予算は革命的、革新的なものだと思つておられます」と答弁してあります。総選挙を控えては「革新的な施策を講じ、財政金融の総力をあげて実施する」と公約し、総選挙後に提案された予算では革新的ではないと言ひ、総理は、この予算内容でも革新的なものだと強調するならば、それは農林大臣との見解の不統一となりましよう。率直に三十九年度予算が革新的なものではないと言ひなすならば、これは公約を裏切つたことになりましよう。いづれにしても、これは政治上の重大な責任ではありませんか。池田総理の御答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 國際漁業に對しまするわが國の基本的態度といたしましては、公海自由の原則に立脚いたしまして、漁業資源の永続的かつ有効な開発につとめて、しかも、國際漁

場におきましては、關係各國とあくまで協調のもとに、漁業の振興をはかつていきたいと思つておるのであります。

なお、日米加漁業条約につきましては、昨年その期限がまいりました。まずワシントンにおいて、その次は東京において、いろいろ協議いたしました。が、われわれとしては、あくまで抑止原則を廢止するといふたてまで進んでおるのであります。このことは、オタワにおいてこれから開かれる會議におきましても主張していくことに違ひございません。また、パトリック法の大體的な原則は、御承知のとおりわが國としては認めていないのであります。あくまでわれわれの主張を通したいと思つておられます。

なお、漁業関係の予算につきましては、御承知のとおり、漁民の方々の生活は中小企業あるいは農民の方々よりも低いことはお示しのとおりでございます。したがって、沿岸漁業振興法に基づきまして、漁業の環境條件の整備あるいは経営内容の改善をはかつていきたいと思つておられます。来年度の予算におきましても、漁業構造改善の拡充あるいは漁業資金の融資の拡充、漁港の修築あるいは水産技術の改善等をはかつていくことにいたしておるのであります。

なお、画期的な予算、革新的な予算ではないというお話をございしますが、農林水産省のごとく、その仕事がつきまゝは、来年度の予算だけですぐできるものではないのであります。これは、漁業、農業の性質から申しまして、長い目で見て、そうしてそ

のスタートを私は三十九年から始めた、こういう確信を持つておるのであります。(拍手)

○國務大臣(赤城宗徳君) 第一に、水産資源と漁場等についての御質問にお答えいたします。水産資源につきましては、現在の研究段階では、まだ不確定な要素が非常にありますので、その全貌を明らかにすることは困難であります。が、漁獲努力の著しい増大のために、資源の状況を悪化させ、また、漁業調整上種々の問題が生じますので、必要な規制措置及び資源の培養、漁場の改良等の措置を講じて、沿岸漁業及び中小漁業の生産の維持増大につとめておる次第であります。今後とも、水産資源に關する調査研究の一その充實をはかりますが、三十九年度におきましては、御承知のとおり、漁況、海況の予測体制を強化しまして、資源の状況の把握につとめていくことにいたしたいと思ひます。

第二に、漁場との關係で、工場廃水等による汚水の防止対策につきましては、お答え申し上げますが、水質二法によりましてその措置をとつておりますけれども、水質二法による指定区域以外の水域におきましても、關係各省庁とも十分協議して、水産資源の保護対策を講じてまいらるつもりでございます。

その対策の一つとして、御指摘の水産資源保護法第四条の規定を強力に発動せしむべきではないか、こういうこととございしますが、その適用につきまして、検討をさらに進めます。

第三番目といたしましては、多量性大衆魚といひますが、その流通と価格対策はどうしてゐるかということでご

ざいます。水産物の流通、価格対策といたしまして、従来から、漁獲量及び価格変動の激しい多獲性魚をおもな対象として対策を講じてきておるのでございしますが、そのおもなるものといたしましては、漁業生産調整組合及び魚価安定基金によりまして、生産の調整、産地及び消費地におきまする冷蔵庫の建設、魚油、魚かす製造施設の設置に対する助成等をしていたしております。三十九年度におきましては、これらの対策をさらに推進いたしまして、新たに産地共同加工施設の整備、冷凍魚の消費普及等の対策を実施するつもりであります。

なお、漁業協同組合と漁業権、漁業許可との今後のあり方についてはどうか。——漁業権につきましては、総合的な漁場計画に基づきまして、漁業の種類に応じて漁業を営む者または漁業協同組合に免許するたてをえをとっているのは、御指摘のとおりでありまして、また、許可漁業等につきましては、三十七年の漁業法改正によりまして、一斉に更新制がとられまして、五年ごとに水産資源の状況、漁業調整等を勘案して、許可する隻数等について再検討を加えることといたしておられます。また、昭和三十七年に行なわれまして、水産業協同組合法の改正によりまして、漁業協同組合が経済事業体として活発に活動し得るよう、組織運営及び監督につきまして必要な規定の整備がなされましたので、この法律改正の趣旨に沿って、適切な運営をはかり、漁業協同組合が経済団体として健全な活動ができるよう、その育成に一そう努力いたすつもりであります。(拍手)

○国務大臣(福田一君) お答えいたします。

河川の汚濁を防止するために、通産省がどういふ態度をとっておったかという点でございますが、御案内のように水産資源保護法がございまして、なか、これでは足りないというので、公共用水域の水質の保全に関する法律、それから工場排水等の規制に関する法律、この二つの法律が制定されております。したがって、われわれといたしましては、この法律に基づいて、この指定された水域に排水をする工場については厳重な監督をいま実施をいたしております。また、工場排水を処理する施設の基準をつくりまして、そうして十五業種にこれを適用いたしております。それから中小企業で、なかなか、そういう詳しいことがわからないようなところもございまして、これについては汚水処理技術を解説をいたしまして、十一業種についてすでに配付をいたしております。また、そういうような施設をするに金がかる、あるいはまた、非常にそれをやるために経営の面にも影響があるというようなことも考えまして、税制上、金融上の措置もいたしております。でございますが、今後も、農林大臣とよく御連絡をとらしていただきまして、所期の目的を達するように努力をいたしたいと存じます。(拍手)

○国務大臣(佐藤栄作君) お説のように、最近の異常冷水、これは沿岸漁業並びに稚魚あるいは魚卵等に影響を与えるだろう、そういうことが想像されますので、科学技術庁は、三十八年度におきまして特別研究促進調整費、こう

いうものから約四千二百万円余の金を出しまして、そして水産庁や、また気象庁、海上保安庁、これらに異常冷水に対する研究をそれぞれさせるため援助をいたしたのでございまして、そうして科学技術庁の中に連絡室を設けまして、総合的な調査研究を進めております。この総合的な調査研究が、かような問題に対しては必要でございまして、水産庁におきましては昨年の八月以降、また海上保安庁等は今年の一月になりまして、それぞれの研究を進めておりますから、その総合的な結果もだんだん明らかになってくるだろう。また、三十九年度の予算では、もうすでにその事業費が計上されておりますので、今度は五千四百万円ばかりの予算になっております。いすれにいたしましても、科学技術庁が中心になりましたので、総合的にこの研究を進めてまいりて、これはお説のとおりいたすつもりでございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事井上清一君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めんる件
右
国会に提出する。
昭和三十九年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めんる件
右
国会に提出する。
昭和三十九年二月十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔井上清一君登壇、拍手〕

○井上清一君 ただいま議題となりました三件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

〔本号(その二)に掲載〕

千九百六十二年の国際コヒー協定の締結について承認を求めんる件

〔本号(その二)に掲載〕

昭和三十一年二月二十六日 参議院會議録第九号(その一)

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件外二件 地方税法の一部を改正する法律案 日本鉄道建設公団法案

一〇〇

まず、日米領事条約は、日米間の領事に関する事項を、通商条約と別個の条約をもって規律したものでありまして、領事官の職務及び特権、免除、領事財産等につき規定しているものであります。

次に、国際コーヒー協定は、コーヒーの世界的生産過剰に基づく価格下落の実情にかんがみ、輸出割当等によって価格の安定をはかるとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の国際収支の改善、経済成長に資することを目的としたものであります。

最後に、国際小麦協定は、千九百五十九年の協定にかわるもので、協定による最高及び最低価格の引き上げ、輸入国の買入れ割合の変更等がおもな改正点であります。

これら三件は、去る四十三通常国会で、先議の本院を通過し、衆議院において審議未了となつたものであります。

委員会は、審議の結果、二月二十五日三件とも全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、「日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件」及び「千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件」全部を問題に供します。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて両件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年二月十八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第三十六項を第三十八項とし、第三十二項から第三十五項まで

を二項ずつ繰り下げ、第三十一項の次に次の二項を加える。

(昭和三十一年度分の固定資産税に關する特例)

32 昭和三十一年度分の固定資産税に限り、第三百六十二条第一項中「四月」とあるのは「五月」と、第三百八十九条第一項及び第四百十

条中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年三月三十一日」と、第四百十五

条第一項中「毎年三月一日」と、第四百二十

条中「昭和三十一年四月一日から同年五月三十一日」とあるのは「昭和三十一年四月

四月二十一日」と、第四百十八

条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十一年五月中」と、第四百二十

八条第一項中「毎年三月一日から四月三十日まで」とあるのは「昭和三十一年四月

四月十一日まで」と、第七百四十三

条第一項中「毎年二月末日」とあるのは「昭和三十一年三月三十一日」と、同条第三

項中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十一年五月中」とする。

(昭和三十一年度分の都市計画税に關する特例)

33 昭和三十一年度分の都市計画税に限り、第七百二条の六第一項中「四月」とあるのは、「五月」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 たいだいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新固定資産評価基準による課税の円滑をはかるため、昭和三十一年度分限り、固定資産税については、固定資産課税台帳の縦覧期間を一月延期して、四月一日から同年二十

日までとし、また第一期分の納期四月中とあるのを五月中とするほか、都市計画税の第一期の納期についても、これを五月中とする等、特別措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては二月四日、早川自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、質疑に入り、改正評価制度と税負担の關係などについて熱心に論議が行なわれましたが、その詳細は會議録によつてごらんを願います。

かくて二月二十五日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、日本鉄道建設公団法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。運輸委員長米田正文君。

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

日本鉄道建設公団法案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年二月十二日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

日本鉄道建設公団法案

日本鉄道建設公団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十四条)

第五章 監督(第三十五条―第三十六条)

第六章 雑則(第三十七条―第四十条)

第七章 附則(第四十一条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本鉄道建設公団は、鉄道新線の建設を推進することにより、鉄道交通網の整備を図り、もつて経済基盤の強化と地域格差の是正に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、運輸大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、五億円と第三項の規定により日本国有鉄道が公団の設立に際し出資する額及び附則第七条第二項の規定により日本国有鉄道から出資があつたものとされる金額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の五億円を出資するものとする。

3 日本国有鉄道は、公団の設立に際し、昭和三十一年度の日本国有鉄道の予算の工事勘定に計上した建設費の項の額(前年度からの繰越額を含む)から公団設立の時までにおけるその項の支出済額を控除した額に相当する金額を出資するものとする。

4 政府及び日本国有鉄道は、必要があるとき、予算で定める金額の範囲内において、公団

に追加して出資することができる。

5 公団は、前項の規定による政府及び日本国有鉄道の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、日本鉄道建設公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

より、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は総裁を通じて運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 総裁及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

三 日本国有鉄道の役員又は職員(非常勤の者を除く。)

四 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害

関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

五 運輸事業を営む者であつて日本国有鉄道と競争関係にあるもの又はその者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

六 前二号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十三条 運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

(役員解任)

第十四条 運輸大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認められるとき。

三 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員解任の兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁及び副総裁は、公団の理事及び職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 鉄道新線(鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)別表に掲げる予定鉄道線路及び同法附則第二項の鉄道線路であつて、公団の成立の時に於いて日本国有鉄道が営業を行なつてゐる区間

に係るもの以外のものをいう。
以下同じ。に係る鉄道施設の建設を行なうこと。

二 前号の規定により建設した鉄道施設を日本国有鉄道に貸し付け、又は譲渡すること。

三 前号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工を行なうこと。

四 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 公団は、前項の業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。
ただし、第二号の業務については、委託者が日本国有鉄道である場合にあっては、前項第一号の業務に直接関係のある場合に限る。

一 前項第一号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他政令で定める施設を、当該鉄道施設の建設に伴つて公団が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、鉄道に関する工事並びにこれに関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

3 公団は、前項第一号の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)

第二十条 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号に掲げる業務につき基本計画を

定め、これを公団に指示するものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鉄道建設審議会に諮問しなければならない。

(工事実施計画)

第二十一条 公団は、第十九条第一項第一号の業務を行なうとするときは、運輸省令で定めるところにより、前条第一項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(鉄道敷設法の特例)

第二十二条 第二十条第一項の基本計画において公団が鉄道施設を建設することとされた鉄道新線については、日本国有鉄道は、鉄道敷設法第一条の規定にかかわらず、その敷設を行なわなければならないとする。

(鉄道施設の貸付け等)

第二十三条 公団は、政令で定めるところにより、日本国有鉄道に対し、有償で、第十九条第一項第一号の規定により建設した鉄道施設を貸し付け、又は譲渡するものと

する。ただし、運輸大臣が後進地域その他特定の地域の開発等のため無償とする特別の必要があると認めて指定した鉄道施設は、無償で貸し付けることができる。

2 公団は、前項本文の規定により鉄道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十四条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業計画、予算及び資金計画に関する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(財務諸表)

第二十七条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するとき、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないなければならない。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第二十八条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び鉄道建設債券)

第二十九条 公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉄道建設債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、運輸大臣の認可を受け、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）
第三十条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立て、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）
第三十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他運輸大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金（財産の処分等の制限）
第三十二条 公団は、第二十三条に規定する場合を除くほか、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第三十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（運輸省令への委任）
第三十四条 この法律に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五章 監督
第三十五条 公団は、運輸大臣が監督する。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第三十六条 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
第三十七条 日本国有鉄道は、公団の業務の運営に必要な範囲内において、日本国有鉄道の建物その他の施設を公団に無償で貸し付けることができる。

（建物等の無償貸付け）
第三十七条 日本国有鉄道は、公団の業務の運営に必要な範囲内において、日本国有鉄道の建物その他の施設を公団に無償で貸し付けることができる。

（解散）
第三十八条 公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）
第三十九条 運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十九条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十九条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十条又は第三十二条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第一項の基本計画を定め、又は變更しようとするとき。

三 第二十三条第一項ただし書又は第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第二十四条第二項又は第三十条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

五 第二十七条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

（他の法令の準用）
第四十条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則
第四十一条 第三十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五十条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第四十三条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

（公団の設立）
第二条 運輸大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 運輸大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（事業の承継等）
第六条 日本国有鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三条第一号の規定により運輸大臣の許可を受けて行なつてゐる鉄道新線の建設に関する事業は、公団の成立の日から、公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本国有鉄道は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により公団が行なうこととなつた業務について、公団の成立の日から起算して一月以内に第二十条第一項の基本計画を定め、これを公団に指示するものとし、公団は、その指示があつた日から起算して二月以内に第二十一条第一項の工事実施計画を作成して運輸大臣に提出しなければならない。

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

昭和三十九年二月二十六日 参議院會議録第九号（その一） 日本鉄道建設公団法案

3 前項の工事実施計画に対する運輸大臣の認可があるまでの間は、第一項の規定により公団が行なうこととなつた業務は、運輸大臣の指示に従つて行なうものとする。

(権利及び義務の承継等)

第七条 前条第一項の規定により日本国有鉄道が許可を受けて行なつてゐる鉄道新線の建設に関する事業を公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうこととなつた時において当該鉄道新線の建設に関する事業に關し日本国有鉄道が有する権利及び義務(政令で定める権利又は義務を除く)は、その時において、公団が承継する。

2 前項の規定により公団が日本国有鉄道の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際その承継される資産の価額(日本国有鉄道の会計における当該資産の帳簿価額をいう)から負債の金額を差し引いた額は、日本国有鉄道から公団に対し出資されたものとする。

(日本国有鉄道から公団に転出した復帰希望職員に關する公共企業体職員等共済組合法の特例)

第八条 公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合の組合員(公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)(以下この条において「法」という。))の長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において「組合員」という。が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公団に使用される者(役員及び常時勤

務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続き公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復歸したとき」という。)の法第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復歸希望職員」という。)が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復歸希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復歸したときは、法の長期給付に關する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 復歸希望職員及び公団については、当該復歸希望職員の転出の時にかつて、法第六章(第六十六條第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合におい

て、第六十四條第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五條第一項中「組合員(前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「組合員」と、第六十六條第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復歸希望職員が引き続き公団職員として在職しなかつたとき(引き続き日本国有鉄道に復歸したときを除く)は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復歸希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなればならない。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に日本鉄道建設公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 公団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、

は、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(鉄道敷設法の一部改正)

第十二條 鉄道敷設法の一部を次のように改正する。

第三條中「敷設」の下に「及日本鉄道建設公団ノ鉄道施設ノ建設」を加える。

第四條第二項中「日本国有鉄道」の下に「又ハ日本鉄道建設公団」を加える。

第六條第一項中「二十七人」を「二十八人」に、同条第二項ただし書中「第六号及第七号」を「第七号及第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 日本鉄道建設公団總裁
第七條第一項及び第八條中「第六号及第七号」を「第七号及第八号」に改める。

第九條第一項中「十三人」を「十四人」に改め、同条第四項中「日本国有鉄道」の下に「若ハ日本鉄道建設公団」を加える。

(公職選挙法の一部改正)
第十三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(土地収用法の一部改正)

第十四條 土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 日本鉄道建設公団が設置する鉄道の用に供する施設
(道路法の一部改正)
第十五條 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項及び第三十一條中「日本国有鉄道」の下に「若しくは日本鉄道建設公団」を加える。

(地方鉄道軌道整備法の一部改正)
第十六條 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「又は並行して」を「若しくは並行して」に、「運輸を開始した」を「運輸を開始し、又は日本鉄道建設公団が地方鉄道に接近し、若しくは並行して建設した鉄道線路を日本国有鉄道が借り受け、若しくは譲り受けて運輸を開始した」に、「又は並行する」を「若しくは並行する」に、「日本国有鉄道の当該鉄道線路」を「日本国有鉄道又は日本鉄道建設公団の当該鉄道線路」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十七條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「阪神高速道路公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(高速自動車国道法の一部改正)
第十八條 高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第三項中「日本国有鉄道」の下に「若しくは日本鉄道建設公団」を加える。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

(登録税法の一部改正)

第二十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第二十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ四中「日本国有鉄道」の下に「又は日本鉄道建設公団」を加える。

(所得税法の一部改正)

第二十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の九中「特定船舶整備公団」の下に「及び日本鉄道建設公団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第二十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

第七十三条の四第一項第一号中「農地開発機構公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

17 日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法(昭和 年法律 第 号)第十九条第一項第一号の規定による鉄道施設の建設の用に供するため取得した土地及び同項第二号の規定により日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(行政管理局設置法の一部改正)

第二十五条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「特定船舶整備公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第二十六条 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六号の二中「水資源開発公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 日本鉄道建設公団を監督すること。

第二十一条に次の二項を加える。

7 鉄道監督局固有鉄道部に、日本鉄道建設公団監理官一人を置く。

8 日本鉄道建設公団監理官は、命を受けて、第二十七条第一項第五号に規定する事務を行なう。

第二十七条第一項第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 日本鉄道建設公団に関すること。

第三十八条第一項の表鉄道建設審議会の項中「鉄道新線の敷設」の下に「及び日本鉄道建設公団の鉄道施設の建設」を加える。

(北海道開発法の一部改正)

第二十八条 北海道開発法(昭和二十五年法律百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「日本鉄道建設公団」を加える。

「米田正文君登壇、拍手」

○米田正文君 たいだき議題となりました日本鉄道建設公団法案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知のように、従来、わが国の国有鉄道の新線建設は、鉄道敷設法に基づき日本国有鉄道が行なってきたのでありますが、日本国有鉄道におきましては、独立採算制のためたとそその経営状態から、新線建設を積極的に行ない得ない状態にありますので、本法律案は、かかる事態に対処して新線の建設を促進するため、新たに政府及び日本国有鉄道の出資による日本鉄道建設公団を設立し、日本国有鉄道にかわって鉄道新線施設の建設を行なわしめ、もって鉄道網の整備をはかり、経済基盤の強化と産業の発展及び地域格差の是正に寄与せしめようとするものであります。

次に、法律案のおもなる点について申し上げます。

第一点は、公団は法人とし、その資本金は政府及び日本国有鉄道の出資によるものとしておることあります。

第二点は、公団は、運輸大臣が鉄道建設審議会にかつて策定した基本計画に基づいて鉄道施設の建設を行ない、建設した鉄道施設を日本国有鉄道に貸し付けたまたは譲渡すること、及び貸し付けた鉄道施設にかかる災害復旧工事を行なうことを主たる業務としておることあります。

第三点は、公団が建設した鉄道施設を日本国有鉄道に貸し付け、または譲渡する場合は、有償を原則としておりますが、特に運輸大臣が、後進地域その他特定の地域の開発等のため無償で貸し付ける必要があると認めて指定したもののについては、無償で貸し付けることができることとなつておることあります。

その他、役員、財務会計、監督、公団設立の手續、税の減免等について規定しております。

委員会の審査にあたりましたは、政府及び国鉄当局との間に熱心に質疑がかわされましたが、そのうちおもな事項を申し上げますと、陸海空を通ずる総合交通政策における鉄道輸送の分野と、他の交通機関、なかんずく道路交通との対比、所得増進計画と今後の新線建設のあり方との関連、公団設置の理由とその利害得失、新線建設所要資金確保に関する政府の方策、建設された鉄道施設の運営に関する基本的方針、公団職員の処遇及び管理の方針等でありましたが、その詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

以上で質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して吉田委員より、公明会を代表して浅井委員より、また民主社会党を代表して中村委員より、それぞれ、新線建設のために新たに別個の公団を設立すべき理由に乏しいのみならず、かえつて将来に種々の禍根を残すものである等の理由をあげて本法案に反対の趣旨を表明され、次いで自由民主党を代表して谷口委員より、国鉄経営の現状にかんがみ、本法案は新線建設を推進するため適切な措置であるとして賛意を表明され、また第二院クラブの加賀山委員は、本法案に賛成の旨を述べられ、さらに次の趣旨の附帯決議案を提出されました。すなわち、

一、日本鉄道建設公団の業務の遂行に当たっては、国鉄の経営に寄与するよう努めしめること。

二、国鉄より公団に転職する職員の仕事条件について十分配慮すること。

三、国鉄の新長期計画の推進に当たり、特に輸送安全確保に重点を置き、資金、要員の確保、労働条件の改善につき特別の配慮を講ずべきこと。

であります。

以上で討論を終わり、採決に入りましたところ、賛成多数をもって本法案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、討論中に加賀山委員より提出の附帯決議案について採決しましたところ、全会一致をもって委員会の決議とすることと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

一次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君
議員 森 八三三君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 植木 光教君

林 塩君 山高しげり君
鬼木 勝利君 野知 浩之君
二木 謙吾君 鈴木 一弘君
中尾 辰義君 島島徳次郎君
青田源太郎君 赤間 文三君
加賀山之雄君 浅井 亨君
北條 鶴八君 鈴木 恭一君
森部 隆輔君 堀本 宜実君
和泉 覚君 野本 品吉君
最上 英子君 市川 房枝君
二宮 文造君 小平 芳平君
岩沢 忠恭君 河野 謙三君
佐藤 尚武君 白木義一郎君
辻 武寿君 野田 俊作君
木暮武太夫君 太田 正孝君
笹森 順造君 北口 龍徳君
鈴木 一司君 沢田 一精君
栗原 祐幸君 久保 勘一君
川野 三曉君 丸茂 重貞君
石谷 憲男君 植垣弥一郎君
岸田 幸雄君 徳永 正利君
仲原 善一君 中野 文門君
豊田 雅孝君 天坊 裕彦君
竹中 恒夫君 鈴木 万平君
八木 一郎君 村上 春蔵君
山下 春江君 山本 利壽君
館 哲二君 佐藤 芳男君
青柳 秀夫君 平島 敏夫君
鍋島 直紹君 堀 末治君
藤野 繁雄君 新谷寅三郎君
西郷吉之助君 紅露 みつ君
木内 四郎君 杉原 荒太君
田中 茂穂君 寺尾 豊君
植竹 春彦君 西川甚五郎君
井野 碩哉君 天竺 良吉君
井川 伊平君 鹿島 俊雄君
川上 為治君 松野 孝一君
日高 広為君 温水 三郎君
山崎 齊君 亀井 光君

野上 進君 山本 杉君
金丸 富夫君 米田 正文君
谷口 慶吉君 北島 教真君
西田 信一君 小西 英雄君
柴田 栄君 大谷勝之助君
江藤 智君 稲浦 鹿蔵君
石井 桂君 吉江 勝保君
堀見 俊二君 井上 清一君
岡村文四郎君 加藤 武徳君
榎本 幸弘君 梶原 茂嘉君
吉武 恵市君 高橋 衛君
草葉 隆圓君 小柳 牧衛君
中山 福蔵君 郡 祐一君
安井 謙君 高橋進太郎君
石原幹市郎君 鹿島守之助君
津島 壽一君 小宮市太郎君
矢山 有作君 野々山一三君
柳岡 秋夫君 長谷川 仁君
瀬谷 英行君 稲葉 誠一君
吉田忠三郎君 林 虎雄君
佐野 廣君 後藤 義隆君
林田 正治君 千葉千代世君
北村 暢君 横山 フク君
白井 勇君 森 元治郎君
光村 甚助君 鈴木 壽君
大河原一孝君 伊藤 顕道君
戸叶 武君 藤田藤太郎君
中村 順造君 斎藤 昇君
小山邦太郎君 小沢久太郎君
佐多 忠隆君 田中 一君
加藤シヅエ君 秋山 長造君
大倉 精一君 阿部 竹松君
須藤 五郎君 鈴木 市蔵君
渡辺 勘吉君 小林 武君
松本 賢一君 佐野 芳雄君
米田 勲君 安田 敏雄君
基 政七君 横川 正市君
小柳 勇君 大矢 正君
鈴木 強君 相澤 重明君

田上 松衛君 岡 三郎君
藤田 進君 亀田 得治君
阿具根 登君 加瀬 完君
天田 勝正君 永岡 光治君
成瀬 輔治君 中田 吉雄君
小酒井義男君 藤原 道子君
中村 正雄君 村尾 重雄君
椿 繁夫君 大和 与一君
木村福八郎君 松本治一郎君
羽生 三七君 曾祢 益君
内閣総理大臣 池田 勇人君
外務大臣 大平 正芳君
農林大臣 赤城 宗徳君
通商産業大臣 福田 一君
運輸大臣 綾部健太郎君
自治大臣 早川 崇君
国務大臣 佐藤 榮作君
政府委員
内閣法制局長官 林 修三君
運輸省鉄道 監督局長 廣瀬 眞一君

〔第六号参照〕

審査報告書
昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月六日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長 重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は昭和三十三年産米穀につき、事前完済申込制度の円滑な実施に資するため、事前完済申

込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減しようとするものであつて、適当な措置と認められる。
二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

官報

号外 昭和三十九年二月二十六日

○第四十六回 参議院會議録第九号(その二)

〔本号(その一)参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約

日本国及びアメリカ合衆国は、一方の国の領域内における他方の国の領事に関する事項を規定することを希望し、

領事条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国
外務大臣 大平正芳
アメリカ合衆国
特命全権大使
エドウィン・O・ライシャワー

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一部 適用及び定義

第一条

この条約の規定が適用される締約国の領域は、各締約国の主権又は権力の下にあるすべての陸地及び水域(パナマ運河地帯を除く)から成るものとする。

第二条

この条約の適用上、

(1) 「派遣国」とは、領事官を任命する締約国をいう。

(2) 「接受国」とは、派遣国の領事官がその職務を遂行する領域が属する締約国をいう。

(3) 「国民」とは、

(a) アメリカ合衆国については、合衆国のすべての市民及び合衆国の保護の下にあるすべての者(文脈上許容されるときは、この条約が適用される合衆国のい

ずれかの領域において又はその領域の法令に基づいて正当に設立されたすべての法人を含む。)をいう。

(b) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての者(文脈上許容されるときは、日本国の法令に基づいて正当に設立されたすべての法人を含む。)をいう。

(4) 「者」とは、個人又は法人をいう。

(5) 「船舶」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この条約が適用される派遣国の領域の法令に基づき登録されているすべての船又は舟艇をいう。

(6) 「領事事務所」とは、有体財産を指称するため用いられるときは、公の領事事務を遂行するため派遣

国が使用する土地及び建物をいうものとする。

(7) 「領事施設」とは、領事事務所にあてため、一人若しくは二人以上の領事官若しくは領事館職員が住居にあてため、又は関連のある目的のため派遣国が使用し又は保有するすべての不動産、それらの不動産の造作、設備及び運営に必要とされるすべての動産並びに、一般的に、領事職務を効果的に遂行するために必要なすべての財産(車両、船舶及び航空機を含む。)をいう。

(8) 「領事官」とは、派遣国が領事職務を遂行する権限を与えた個人で接受国の当局が認可状、臨時の許可又はその他の許可を与えたものをいう。

(9) 「領事館職員」とは、領事官以外の個人で領事事務所の事務的若しくは技術的業務を行なうもの又は領事事務所の役務職員をいう。ただし、その者の氏名が第六条(2)の規定に従って接受国の関係当局に正当に通知されたことを条件とする。

(10) 「公文書」とは、公の通信文、書類、書籍、記録、現金、印紙類、印章、記録保管用キャッシュネット、金庫その他公の目的のため保有さ

れ又は使用される類似の物をいう。

(11) 「地方公共団体」とは、一方の締約国の政治上又は行政上の地方団体(たとえば、州、県、郡又は市町村を含むが、これらに限定されない。)をいう。

(12) 「接受国の当局」とは、接受国及びその地方公共団体の諸当局をいう。

(13) 「法令」とは、締約国の領域又はその地方公共団体において法としての効力を有する法律、政令、規則、命令及びこれらに類する規程を含むものとする。

第二部 任命及び管轄区域

第三条

(1) 派遣国は、接受国の領域内において、接受国が設置に同意するいかなる場所にも領事事務所を設置し、かつ、維持することができ

(2) 派遣国は、接受国が異議を申し入れる権利を有することを条件として、接受国内における領事管轄区域の範囲を定めることができるものとし、かつ、その範囲を接受国に通報しておくものとする。

(3) 領事官は、接受国が通告を受けたとき、その領事管轄区域外においても領事職務を遂行することができる。

(1) 派遣国は、接受国内にある自国の領事事務所に、必要と認める数及び階級の領事官を任命することができ

る。派遣国は、接受国内にある領事事務所への領事官の任命について接受国に書面で通告しな

ければならない。

(2) 接受国は、領事官の委任状又はその他の任命通告書が提出されたときは、領事職務を遂行するための認可状又はその他の許可をその領事官に、できる限りすみやかにかつ無料、与えなければならない。接受国は、必要があるときは、認可状又はその他の許可を与えるまでの間、臨時の許可を与えなければならない。

(3) 接受国は、正当な理由がない限り、認可状又はその他の許可を与えることを拒否してはならない。

(4) 接受国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、認可状、臨時の許可又はその他の許可を与えるまでの間は、領事官が領事官として行動することに對して同意を与え又はこの条約に基づく利益をその領事官に及ぼしたものとみなされない。

(1) 接受国は、要請があつたときは、この条約に基づいて行動する権利を有する領事官の氏名を、遅滞なく、自国の関係当局に通報しなければならない。

(2) 領事官は、派遣国の公の代表機関として、特別の保護及び自己が公の交渉を有する接受国のすべての公務員による十分な配慮を受ける権利を有する。

(3) 接受国は、重大な苦情申入れの事由となる行為を行なつた領事官の認可状又はその他の許可を取り消すことができる。この取消しの理由は、要請があつたときは、外

交上の経路を通じて派遣国に提示しなければならぬ。

第六条

(1) 領事官又は領事館職員は、代理の資格において一時的に、死亡した領事官又は病氣、不在その他の理由により行動することができない領事官の任務の遂行に当たることができる。この領事官代理は、領事官が復歸し、新しい領事官が任命され、又はみずから領事官としての地位を確立されるまでの間、接受国政府に対する通告により、この条約の規定に基づく任務及び利益を遂行し及び享受することができる。

(2) 派遣国は、その領事事務所において、必要な数の領事館職員を自由に雇用することができる。もつとも、各職員の名及び住所は、關係がある接受国の当局に通知しなければならない。接受国政府は、この通知を受ける特定の当局を指定するものとする。

(3) 派遣国は、接受国の許可を得て、かつ、第四条の規定に従つて、接受国に派遣されている外交使節団の一人又は二人以上の構成員を領事職務の遂行に当たらせることができる。これらの構成員は、この条約に基づく利益を受ける権利を有し、かつ、この条約に基づく義務を負うものとする。ただし、その構成員が派遣国の外交使節団の構成員であることにより享有することができるその他の個人的特権は、害されないものとする。

(4) 接受国は、領事官及び領事館職員の数が、領事管轄区域における状況及び事情並びに当該領事事務所の必要性に応じた合理的かつ正常な数をこえるときは、これを容認することを拒否することができる。

第三部 法律上の権利及び免除

第七条

(1) 派遣国は、その領事事務所において、領事官若しくは領事館職員の住居にあつては、又は派遣国の領事施設の運営から生じ、かつ、接受国が異議を申し入れないその他の目的のため、派遣国が必要とする接受国内の土地及び建物、建物の一部その他の工作物を、派遣国が選択する保有形式(賃借契約による)、所有による、又は接受国の法令に基づいて認められるその他の保有形式によるものを有するものとする。

(2) 派遣国は、自国がこのようにして所有し又は賃借する土地に、領事施設の一部として、建物その他の工作物を設置する権利を有する。

(3) 派遣国は、当該土地が所在する地域のすべての土地について適用される建築、土地区画整理又は都市計画に関する地方的規制に服することを免除されないことが了解される。

(4) この条及び第十二条において「派遣国のために行動する一若しくは二以上の者」とは、信託上の又はこれに類似の資格において派遣国のために財産を保有する一又は二以上の者をいうものとする。

第八条

(1) 館長である領事官は、領事事務所の外部に、派遣国の紋章又は国家標識及び派遣国の公用語で領事事務所を示す適当な標識を掲げることができる。

(2) 館長である領事官は、派遣国の国旗及び領事旗を領事事務所に掲げることができる。いずれの領事官も、その任務の遂行のため使用する車両、船舶及び航空機に、派遣国の紋章又は国家標識を付し、かつ、派遣国の国旗及び領事旗を掲げることができる。これらの旗は、適当な場合には、館長である領事官の住居にも掲げることができ、また、緊急事態に際しては、いずれの領事官の住居にも掲げることができる。

(3) 領事事務所の公文書は、領事官及び領事館職員の名義の又は営業上の書類が保管されている場所から完全に区別された場所に保管しなければならない。こ

の規定は、領事事務所が外交使節団の一部をなす場合には、外交上の公文書を領事館の公文書と区別しておくことを要求するものではない。

(b) 派遣国の領事事務所に保管される公文書は、常に不可侵とし、接受国の当局は、いかなる理由によつても、これらを検閲し又は押収することができない。

(4) 接受国の警察その他の当局は、領事事務所に立ち入つてはならない。ただし、責任のある領事官の同意を得て立ち入る場合は、この限りでないものとし、この同意が得られなかつた場合において、適当な令状若しくは手続により、かつ、日本国が接受国であるときは外務大臣の同意を得て、また、アメリカ合衆国が接受国であるときは國務長官の同意を得て立ち入るときも、同様とする。火災その他の災害の場合又は身体若しくは財産に対する暴力を伴う犯罪が、領事事務所内で、既に行なわれ、現に行なわれており、若しくは行なわれようとしていることを接受国の当局が信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、責任のある領事官の同意があつたものとみなす。

(5) 領事事務所は、逃亡犯罪人に避難所を与えるために使用してはならない。領事官が接受国の当局の適法な要求に対して逃亡犯罪人の

引渡しを拒否するときは、その当局は、(4)に定める手続に従い、その逃亡犯罪人を逮捕するため、領事事務所に立ち入ることができる。

(6) (4)及び(5)の規定に基づいて領事事務所に立ち入り、又はこれを探索するときは、領事事務所の公文書の不可侵に対して妥當な考慮を払わなければならない。

第九条

(1) 派遣国は、接受国における自国の領事施設の一部分をなす財産(すべての車両、船舶及び航空機を含む)について、すべての軍事的上の徵発、金銭的負担又は宿舍割当てを免除される。ただし、不動産は、接受国の法令に従い、国防又は公共事業のため差し押え又は取用することができる。

(2) 領事官又は領事館職員は、その保有し又は占有する私的住居、家具その他の家庭用品並びにすべての車両、船舶及び航空機についてすべての軍事的上の徵発、金銭的負担又は宿舍割当てを免除される。ただし、この私的住居は、接受国の法令に従い、国防又は公共事業のため差し押え又は取用することができる。

(3) (1)又は(2)の規定により差し押え又は取用を行なう場合においては、領事職務の遂行の妨げとなることを避けるよう、あらゆる努力を払わなければならない。

(4) 派遣国、領事官又は領事館職員は、差し押えられ又は取用された

すべてのこのような財産につき、正当な補償を受けるものとする。補償金は、その額が最終的に決定した日から三箇月以内に、派遣国の通貨に容易に交換することができ、かつ、派遣国に移転することができるような形態により、支払われるものとする。

第十條

(1) 領事官は、本国政府、接受国内にある派遣国の外交使節団及び領事事務所又は派遣国の他の外交使節団及び領事事務所とすべての公共の通信手段を使用して通信することができ、この場合において、暗号を使用する権利を有する。また、領事官は、平文又は暗号による公の書類を、伝書使により、又は公用の封印袋その他の容器を使用して、発受することができる。

領事官は、領事封印袋を郵便機関を通じて発受するに際し、接受国の郵便に關する法令に従わなければならない。ただし、このことは、この項の規定に影響を及ぼすものではない。

(2) この条にいう公の書類は、不可侵とし、接受国の当局は、これを検閲し、又は押収してはならない。公用の封印袋その他の容器は、公の書類のみを収めていなければならない。派遣国の責任のある公務員が証明するときは、不可侵とする。

(3) 接受国が武力抗争に巻き込まれている間は、通信の権利は、領事官とその本国政府との間及び領事官と接受国内にある派遣国の外交使節団との間の通信に關する権利を除くほか、接受国による合理的な制限を受けることがあるものとする。

第十一條

(1) 領事官又は領事館職員は、公の資格で行なつた行為でこの条約に基づく領事官の職務の範囲内にあるものについては、派遣国が接受国に対し、外交上の経路を通じて、同意の旨を書面で通告する場合を除くほか、接受国の裁判所の管轄権に服さない。ただし、接受国の裁判所は、悪意又は重大な過失による行為について、接受国の国民である領事館職員に対して管轄権を行使することを妨げられないものとする。

(2) 領事官は、有罪であれば一年以上の禁錮刑に処せられることがある罪に問われる場合を除くほか、接受国内で逮捕され又は訴追されることを免除される。

(1)(a)の規定は、個人の資格で、かつ、公務の範囲外で締結した契約に係る民事訴訟において、領事官又は領事館職員が義務を負うものとされることを妨げるものでないこと及び(5)(b)の規定は、領事官又は領事館職員に対し、このような契約に關して書類を提示し又は証言を行なうことを拒否する権利を与えるものでないことが了解される。

(3) 接受国は、領事官又は領事館職員に対して自国の裁判権を行使することを認められたときは、領事職務の遂行を不当に妨げないようこれを行使しなければならぬ。

(4) 領事官又は領事館職員は、陸軍、海軍、空軍、警察、行政又は陪審に關するあらゆる種類の職務及びそれらの職務に代わる金銭的負担を免除される。

(5)(a) (b)に定める場合を除くほか、領事官又は領事館職員に対し、民事事件又は刑事事件において証言を行なうことを要求することができない。証言を要求する行政当局又は司法当局は、その領事官又は領事館職員の公務の遂行を妨げないようすべての合理的な措置を執り、かつ、可能な場合又は許される場合には、その事務所又は住居において口頭又は書面によるその証言を録取するより取り計らうものとする。

(b) 領事官又は領事館職員は、領事館の公文書に關する書類を提示し又は自己の公務の範囲内の事項に關して証言を行なうことを接受国の行政当局又は司法当局から要請されたときは、これを拒否する権利を有する。ただし、派遣国の利益を害することなくこの要請に応ずることが可能であるときは、正義のためこれに応じなければならない。領

事官又は領事館職員は、また、派遣国の法令に關する鑑定人として証言を行なうことを拒否する権利を有する。

(6) 領事官又は領事館職員及びその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国内において、在留許可の取得及び外国人登録に關するいかなる要件をも免除される。領事官又は領事館職員の家族の構成員でその世帯に属するものが接受国において有給で雇用されるときは、この項の規定の利益を受けないものとする。

(7) 領事官は、認可状、臨時の許可又はその他の許可を保有する間は、退去強制を受けないものとする。

(8) 派遣国によつて所有され、かつ、領事目的のために使用されるすべての車両、船舶及び航空機並びに派遣国の領事官又は領事館職員によつて所有されるすべての車両、船舶及び航空機は、第三者の損害に關し、接受国内において業務を行なうことを認可されて実際に業務を行なつてゐる保険会社の十分な保険に付しておかなければならない。このようないかなる請求も、民事訴訟上の義務を(2)の規定により生じさせることがあつた契約から生ずるものとみなす。

第四部 財政上の特權

第十二條

(1) 派遣国又は派遣国のために行動

する一若しくは二以上の者は、接受国内にある派遣国の領事施設に關し、接受国又はその地方公共団体が課するあらゆる種類の租税又はこれに類する課徴金で派遣国又は派遣国のために行動する一若しくは二以上の者が本来は法律上納付の義務を負うもののうち、次のものに關して課されるものの納付を免除される。

(a) 派遣国が所有し、又は他の方法で保有し若しくは占有し、かつ、もつぱら第七條(1)に定めるいづれかの目的のためにのみ使用する不動産の取得、所有、使用又は占有。ただし、これらの不動産が役務又は地方的公共改良事業によつて利益を受けるときは、その利益を受ける限度において、その役務又は地方的公共改良事業に關し課される租税又は他の公課を除く。

(b) 派遣国がもつぱら第七條(1)に定めるいづれかの目的のためにのみ所有し又は使用する動産(車両、船舶及び航空機を含む)の取得、所有、占有又は使用の領事事務の代償として受領する手数料及びその手数料の支払に對する領収書

(d) その他のすべての行為又は取引(役務の調達及び提供を含む)で派遣国の領事施設の運営に伴うもの

(1)(d)の規定は、次の場合を除くほか、派遣国又は派遣国のために

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約

行動する一若しくは二以上の者に
対し、領事官若しくは領事館職員
の住居にあつては又は関連のあ
る目的のため使用され又は保有さ
れる領事施設における電気又はガ
スの使用に対して課される電気ガ
ス税を免除するものと解してはな
らない。

(a)(i) 派遣国が前記の領事施設を
所有する場合又は

(ii) 派遣国が前記の領事施設
を、その居住者の変更に関係
なく、一年以上、賃借契約に
より使用し若しくは保有する
場合及び

(b) 派遣国が電気又はガスの使用
に関する契約の当事者であり、
かつ、電気又はガスの料金を支
払う義務を負う場合

(3) 前記の諸免除は、租税又はこれ
に類する課徴金の負担が派遣国又
は派遣国のために行動する一若し
くは二以上の者に移動される場合
であつても、これらの者以外の者
が法律上納付の義務を負う租税又
はこれに類する課徴金について
は、適用しない。

第十三条

(1) 派遣国の国民である領事官又は
領事館職員は、派遣国以外の国の
国民であるかどを問はず、派
遣国から受領する公の給与、俸
給、賃金又は手当に対し接受国又
はその地方公共団体が課するすべ
ての種類の租税又はこれに類する
課徴金の納付を免除される。

(2)(a) (3)に別段の定めがある場合を
除くほか、領事官又は事務的若
しくは技術的業務を行ない、か
つ、役務職員でない領事館職員
は、その所有する車両の使用許
可、所有、登録、使用及び運転
に伴う租税又はこれに類する課
徴金を含めて、接受国又はその
地方公共団体が課するすべての
種類の租税又はこれに類する課
徴金で本来は自己が法律上納付
の義務を負うものの納付を免除
される。この免除を受ける車両
の数は、接受国の法令の定める
ところによる。ただし、このよ
うな領事官又は領事館職員は、
少なくとも一台の車両につい
て、この免除を受ける権利を有
するものとする。輸入品に對す
る租税又はこれに類する課徴金
の免除は、第十四条に定めると
ころによる。

(b) 前記の免除は、租税又はこれ
に類する課徴金の負担が当該領
事官又は当該領事館職員に移動
される場合であつても、当該領
事官又は当該領事館職員以外の
者が法律上納付の義務を負う租
税又はこれに類する課徴金につ
いては、適用しない。

(3) (2)(a)の規定は、次の租税につ
いては、適用しない。

(a) 接受国内にある不動産の取
得、所有又は占有に対して課さ
れる租税

(b) 接受国内に源泉がある所得に
對して課される租税(1)に規定
する租税を除く)

(c) 財産の移動に關して課される若
しくは徴収される印紙税その他の
の租税で取引を有効なものとし
る証書に對して課されるもの又は
有価証券の移動に對して課さ
れる租税

(d) 娯樂施設利用税、料理飲食等
消費税及び旅館税を含む遊興
税、入湯税、通行税、電気ガス
税並びに軽油引取税

(e) 接受国内にある財産の贈与に
よる移動を理由として又はその
ような移動に伴つて課される租
税

(f) 遺産税、相続税その他の租税
で接受国内にある財産の死亡に
基づく移動を理由として又はそ
のような移動に伴つて課される
もの

(4)(a) (1)、(2)及び(3)の規定にかかわ
らず、接受国又はその地方公共
団体は、領事官又は領事館職員
の死亡の時に接受国内にあつた
財産で、その死亡した領事官又
は領事館職員がもつたらその公
務の遂行に關連して接受国内に
所有していたもののうち、その
領事官又は領事館職員がその死
亡の直前の年に受領した公の給
与、俸給及び手当の総額の二倍
をこえない価額に相當する部分
に關しては、その財産の移動を理
由として又はその移動に伴つて、
遺産税、相続税その他の租税を

課し又は徴収してはならな
い。

(b) (4)(a)の規定の適用上、及び同
規定の制限に従うことを条件と
して、死亡した領事官又は領事
館職員の家族、所持品、個人的
に所有する車両及び要求払いの
預金に係る債権又は一年未満の
定期預金に係る債権は、その領
事官又は領事館職員がもつたら
その公務の遂行に關連して所有
する財産を構成するものとす
る。

第十四条

(1) 派遣国は、第七条(1)に定める
いづれかの目的に關連する接受国内
における公の使用のためのすべて
の物品(車両、船舶及び航空機を含
む)を、輸入に對し又は輸入を理
由として接受国又はその地方公共
団体が課するすべての関税、内國
税その他の租税の免除を受けて、
接受国に輸入することができる。

(2) 領事官は、自己又はその家族の
構成員でその世帯に属するものが
もつたら個人的に使用するため必
要とする合理的な量の荷物、所持
品その他の物品(車両、船舶及び
航空機を含む)を、輸入に對し又
は輸入を理由として接受国又はそ
の地方公共団体が課するすべての
関税、内國税その他の租税の免除
を受けて、接受国に輸入すること
ができる。これらの関税その他の
租税の免除は、次の物品について
て、当該領事官が接受国内にお
いて勤務する全期間を通じて与えら
れる。

(a) 当該領事官がその任地への最
初の到着又はその後の到着の際
に携行する物品

(b) 前記の使用のための物品で当
該領事官に於て送られ又は当
該領事官が保税地域から引き取
るもの

(3) 事務的又は技術的業務を行な
い、かつ、役務職員でない領事館
職員も、また、その最初の到着に
あつて輸入する物品について、
(2)に定める特権を享有するものと
する。

(4) もつとも、次のことが了解され
る。

(a) 接受国は、この条に定める免
除を与えるための条件として、
すべての輸入について、自國が
定める様式で通告を行なうこと
を要求することができる。

(b) この条に定める免除は、もつ
たら公の又は個人的な使用を目
的として輸入される物品に關す
るものである。その他の物
品、たとえば、他の者の便宜の
ため又は販売その他の商業上の
目的のために輸入される物品に
は、適用しない。ただし、商業
的産品の見本としてもつたら領
事事務所内で展示するために輸
入される物品は、この条に定め
る免除の適用から除外されない
ものとする。

(c) 接受国は、自國內で栽培さ
れ、生産され、又は製造された

て勤務する全期間を通じて与えら
れる。

(a) 当該領事官がその任地への最
初の到着又はその後の到着の際
に携行する物品

(b) 前記の使用のための物品で当
該領事官に於て送られ又は当
該領事官が保税地域から引き取
るもの

(3) 事務的又は技術的業務を行な
い、かつ、役務職員でない領事館
職員も、また、その最初の到着に
あつて輸入する物品について、
(2)に定める特権を享有するものと
する。

(4) もつとも、次のことが了解され
る。

(a) 接受国は、この条に定める免
除を与えるための条件として、
すべての輸入について、自國が
定める様式で通告を行なうこと
を要求することができる。

(b) この条に定める免除は、もつ
たら公の又は個人的な使用を目
的として輸入される物品に關す
るものである。その他の物
品、たとえば、他の者の便宜の
ため又は販売その他の商業上の
目的のために輸入される物品に
は、適用しない。ただし、商業
的産品の見本としてもつたら領
事事務所内で展示するために輸
入される物品は、この条に定め
る免除の適用から除外されない
ものとする。

(c) 接受国は、自國內で栽培さ
れ、生産され、又は製造された

て勤務する全期間を通じて与えら
れる。

(a) 当該領事官がその任地への最
初の到着又はその後の到着の際
に携行する物品

(b) 前記の使用のための物品で当
該領事官に於て送られ又は当
該領事官が保税地域から引き取
るもの

(3) 事務的又は技術的業務を行な
い、かつ、役務職員でない領事館
職員も、また、その最初の到着に
あつて輸入する物品について、
(2)に定める特権を享有するものと
する。

(4) もつとも、次のことが了解され
る。

(a) 接受国は、この条に定める免
除を与えるための条件として、
すべての輸入について、自國が
定める様式で通告を行なうこと
を要求することができる。

物品でそれが輸出されなければ課税されるはずである租税又は関税を支払わないで又はその払いもどしを受けて輸出されたものについて、この条に定める免除を適用しないことを決定することが出来る。

(d) この条のいかなる規定も、税関手続を遵守することを免除し、又は接受国の法令が輸入を禁止している特定の物品を接受国内に持ち込むことを許すものと解してはならない。

(e) (1)、(2)及び(3)の規定に基づいて輸入された物品の処分については、接受国の法令の適用があるものとする。

(f) (1)及び第十七条(5)の規定は、領事事務所のための映画フィルム(学術的又は文化的な目的に使用するためのフィルム及び現実に記録映画又はニュース映画であるフィルムでもつばら公の使用に供するために輸入されるものを除く。)の輸入に関する接受国の法令の適用を妨げるものと解してはならない。

第五節 領事職務一般

第十五条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行なう権利を有する。

- (a) 派遣国のいかなる国民とも面会し、通信し、並びにこれに援助及び助言を与えること。
- (b) 派遣国のいずれかの国民の利益に影響を及ぼす事件が発生した場合にこれを調査すること。

(c) 接受国の当局の下における訴訟その他の手続に關し、又は接受国の当局との關係について、派遣国のいかなる国民をも援助し、及び、必要な場合には、その国民のために法律的援助をあたふせんすること。

(2) 領事官は、派遣国の国民並びにその財産及び利益を保護するため、その領事管轄区域内において、關係がある接受国の当局(中央政府の關係部局を含む。)に対して申入れを行ない、かつ、これと通信する権利を有する。ただし、領事官は、派遣国の外交代表がない場合を除くほか、日本国が接受国であるときは外務省と、また、アメリカ合衆国が接受国であるときは國務省と通信し、又はこれに対して外交上の申入れを行なう権利を有しない。

(3) 領事官は、また、その権限内の他のすべての事項に關し、その領事管轄区域内にある接受国の当局と通信することが出来る。

(4) 派遣国の国民は、いつでも、適当な領事官と通信し、及び、適法に拘禁されている場合を除くほか、領事事務所に領事官を訪問する権利を有する。

第十六条

(1) 關係がある接受国の当局は、派遣国の領事官の領事管轄区域内において、裁判に付されるために抑留され、又はその他の場合において拘禁されている派遣国の国民の要請があつたときは、直ちに当該領事官に通報しなければならぬ。

領事官は、このように抑留され、又は拘禁されている派遣国の国民を遅滞なく訪問し、その国民と立会人なしで面談し、及びその国民のために弁護人をあつせんすることを許される。その国民から領事官にあっていかなる通信も、接受国の当局により、不当に遅滞することなく、送付されなければならない。

(2) 派遣国の国民が有罪の判決を受けて禁錮刑に服している場合には、その国民が刑に服している場所を管轄する領事官は、關係がある接受国の当局に通告した上で、その国民を監獄に訪問する権利を有する。このような訪問は、すべて、監獄の規則に従つて行なわれなければならない。その規則は、合理的な限度内で、このような国民と面談することを許し、かつ、そのような国民と面談する機会を与えるものでなければならない。領事官は、また、監獄の規則に従うことを条件として、在監者と他の者との間において通信の伝達を行なうことを許される。

第十七条

(1) 領事官は、その領事管轄区域内において、次のことを行なうことができる。

- (a) 国籍に關する派遣国の法令に基づいて行なうことを要求される届出を受理すること。
- (b) 国民的服役義務に關する派遣国の法令により必要とされるところに従い、派遣国の国民に対して通知を発し、その国民から届出を受理し、及びその国民の身体検査を行なうこと。

(c) 派遣国の法令により必要とされるところに従い、派遣国の国民を登録し、派遣国の国民の出生又は死亡の通告を登録し又は受理し、接受国内で発行された婚姻で少なくとも当事者の一方が派遣国の国民であるものを記録し、及び派遣国の国民の親族關係に關する届出を受理すること。

(d) 在証及び旅券その他これに類する書類を、派遣国の法令に基つて、登録し、修正し、更新し、有効にし、及び無効にすること。

(e) 派遣国の法令に従い、かつ、接受国の法令に反しないような方法で、接受国内にあるすべての者に關し、

- (i) 派遣国の裁判所のために、その者に裁判上の文書を送達すること。
- (ii) 派遣国の裁判所その他の司法当局のために、その者が自発的に提供する証言を録取すること。
- (iii) その者に宣誓を行なわせること。
- (iv) 公の記録所の文書の写し又は抜粋を入手すること。
- (v) 商品に關し、派遣国内において使用するための原産地証明書及びその他の必要な書類を発給すること。

(2) 出生又は死亡の通告の領事官による登録又は受理、接受国の法令に基づいて発行された婚姻の領事官による記録及び親族關係に關する届出の領事官による受理は、いかなる場合にも、關係がある接受国の当局に対する出生、死亡、婚姻又は親族關係に關するその他の事項についての通告又は登録に關し、接受国の法令が定める義務を、当事者について、免除するものではないことが了解される。

(3) 領事官は、また、その領事管轄区域内において、次のことを行なうことができる。

- (a) 署名を認証し、又は証明すること。
- (b) 一方の締約国の國語で作成されたいかなる種類の証書及び文書をも他方の締約国の國語に翻訳し、及びその翻訳が正確であることを証明すること。
- (c) 法律的な性質を有する証書、文書又は書類(届出、財産処分に関する遺言及び契約書を含む。)及びそれらの写しを作成し、公証し、それらについての承認書を受領し、証明し、認証し、及び法律上正当なものとし、並びに、一般に、それらを完全なものにし、又は有効にするために必要な措置を執ること。

(4) 領事官は、(3)に掲げる事務が、派遣国の国民により接受国の領域外における使用のため要求されるとき、いずれかの者により派遣国の領域内における使用のため要求されるとき、又は派遣国が国外にあるその国民の保護のため若しくはその法令の適正な運用のために定められた手続で接受国の法令により禁止されていないものに従つて行

なされるものであるときは、いつでも、その事務を遂行することができる。

(5) 領事官は、派遣国の文化、芸術、学術、商業、職業及び教育に關する利益を助長することができる。

第六部 遺産及び財産の移転

第十八条

(1) 派遣国の国民が接受国の領域内で死亡した場合において、その死亡した領域内に法定相続人又は遺言執行者がいないときは、接受国の關係地方当局は、できる限りすみやかに、派遣国の領事官に通報するものとする。

(2) 派遣国の領事官は、關係司法当局の裁量の範囲内において、かつ、その時及びその場所で見現に適用がある接受国の法令に基づき許可される場合において、次のことを行なうことができる。

(a) 死亡した派遣国の国民が法定相続人又は動産である遺産の管理のため指名した遺言執行者を接受国内に有しない場合に、その死亡した国民の遺産である動産を一時的に保管すること。ただし、その一時的保管は、管理者が正当に任命されたときは、その管理者に引き継がれるものとする。

(b) 死亡した派遣国の国民であつて、その死亡の時に接受国内に居住しておらず、遺言執行者を有せず、かつ、接受国内に法定相続人を有しないものの遺産を管理すること。ただし、その遺産を管理することを認められる

場合にも、他に管理者が任命されたときは、その領事官は、この管理をこれに引き継ぐものとする。

(c) 接受国内にある遺産に關する派遣国の国民の利益を、その国民が接受国内に居住していないことを条件として、その国民が他の方法で代表されていない限り、代表すること。ただし、この規定は、領事官に対し、弁護士として行動することを許すものではない。

(3) 領事官は、接受国の法令によつて禁止されない限り、派遣国の国民で接受国内に居住していないものに送付するため、その国民が他の者の死亡により受領する権利を有する金銭又は財産(遺産の取り分、労働者災害補償関係法令、恩給制度及び、一般に、社会福祉に關する制度に基づく支払並びに保険証券の収益を含む。)を、裁判所、公の機關又は配分を行なう者の裁量の範囲内で、受領することができる。裁判所、公の機關又は配分を行なう者は、領事官が次の事項に關して定められた条件に従うことを要求することができる。

(a) 前記の非居住者である国民からの委任状その他の授權の文書の提示

(b) 前記の国民により前記の金銭又は財産が受領されたことの合理的な証拠の提供

(c) 前記の証拠を提供することができない場合における前記の金銭又は財産の返還

(4) 領事官は、(2)及び(3)に規定する職務を行なうときはいつでも、その職務の遂行に關し、接受国の国民と同様の優遇及び限度において、接受国の法令並びに接受国の司法当局及び行政当局の管轄権に服するものとする。

第七部 海運

第十九条

(1) 船舶が接受国の港(船舶が入ることができるといかなる場所をも含む。)に入るときは、その船舶の長及び乗組員は、その港が所在する場所を管轄する領事官と通信し、及び、接受国の出入国管理法令に従うことを条件として、その領事官を訪問することを許される。領事官は、この条約により認められる任務を遂行するため、希望するときは、自己の指揮下にある一人又は二人以上の領事官又は領事館職員を伴い、船舶が検疫済証を受領した後に、その船舶に乗り込むことができる。

(2) 領事官は、前記の任務の遂行に關連するいかなる事項についても、接受国の当局の援助を要請することができる。接受国の当局は、個個の場合においてその要請を拒否することを十分に正当化する特別の理由がない限り、必要な援助を与えなければならない。

第二十条

(1) 領事官は、船舶の長及び乗組員を尋問し、その船舶の書類を検査し、その船舶の航行及び目的地に關する陳述を行なわせ、並びに、一般に、その船舶の入港及び出港について便宜を与えることができる。

る。ただし、領事官は、税関貨物取扱人又は船舶会社代理人を利用することができるときは、通常それらの者の活動の範囲内にある事項については、その職務を行なわないものとする。

(2) 領事官又は領事館職員は、船舶の長又は乗組員とともに地方の行政当局及び司法当局に出頭し、並びに、必要な場合に船舶の長又は乗組員と前記の当局との間の問題に關し法律上の援助を要請することを含め、援助を与えることができる。

(3) 領事官は、接受国の司法当局が第二十一条の規定に従つて管轄権を行使しないときは、船舶の長とその乗組員との間の紛争(貸金及び労働契約に關する紛争を含む。)の解決について派遣国の法令に従つて決定し又はあつせんし、船舶の長及び乗組員の雇用及び解雇に關してあつせんし、並びに船舶上の秩序及び紀律の維持のための措置を執ることができる。

(4) 領事官は、派遣国の船舶関係法令を実施するための措置を執ることができる。

(5) 領事官は、必要があるときは、船舶の長、乗組員又は旅客の送還及び病院における治療に關してあつせんすることができる。

第二十一条

(1) 接受国の行政当局は、領事官の要請又は同意がある場合を除くほか、船舶の内部管理に關するいかなる事項にも関与してはならない。ただし、接受国の司法当局

は、船舶の長とその乗組員との間の貸金及び労働契約に關する紛争に關し、接受国の法令に基づいて有する管轄権を行使することができる。行政当局及び司法当局は、規律違反のため船舶上で乗組員の拘禁が行なわれる場合において、その拘禁が派遣国の法令により適法であり、また、不当に過酷又は非人道的でない限り、これに干渉してはならない。

(2) 接受国の行政当局が、領事官の要請又は同意がある場合を除くほか、次のことを行なつてはならないといふことは、両締約国の共通の意思である。もつとも、船舶が接受国の港若しくは水域内にあるときにその船舶上で行なわれた犯罪若しくは違反を確認し、又はその港若しくは水域内にある各国の船舶若しくはその船舶上にある者及び財産に適用される接受国の法令を実施することについての接受国の行政当局及び司法当局の権利は、害されないものとする。

(a) 平和及び秩序の維持又は公衆の衛生若しくは安全のために行なう場合を除くほか、船舶内で起こつた問題に關与すること。

(b) 接受国の港又は水域内にある船舶上で行なわれた犯罪又は違反に關し、その犯罪又は違反が重大な性質のものである場合は、影響を及ぼすものである場合及びその犯罪又は違反が乗組員(接受国の国民である乗組員を除く)以外の者により又はその者に対して行なわれたものである場合を除くほか、訴追を行な

うこと。接受国の港又は水域内にある船舶上で行なわれた公衆衛生、税関又は出入国管理に関する接受国の法令に対する犯罪又は違反は、港の静穏に影響を及ぼす犯罪又は違反であるものとみなす。

(3) (2)の規定は、領海を通航する船舶の無害通航権を害するものと解してはならない。この権利に関しては、国際法の定めるところによる。

(4) 接受国の当局が、(2)に掲げる権利を行使するため、船舶上でいずれかの者を逮捕若しくは尋問し、いずれかの財産を押収し、又はなんらかの正式の取調べを行なうとするときは、船舶の長又はこれに代わつて行動するその他の職員は、領事官に通報する機会を与えられるものとし、この通報する機会、緊急事態のために不可能である場合を除くほか、領事官又はその指揮下にある領事館職員が、領事官の希望があれば、現場に立ち会ふことができるだけの時間的余裕があるように、与えられなければならない。領事官は、自己が立ち会わず又は代表されなかつた場合には、要請を行なうことにより、接受国の当局からどのようなことを行なつたかについての十分な情報を受ける権利を有する。この項の規定は、税関、衛生及び外国人の入国許可に關し接受国の当局が行なう通常の検査並びに接受国の裁判所における民事訴訟又は商事訴訟に起因する船舶又はその

貨物の一部の留置には、適用しない。

第二十二條

(1) 領事官は、派遣国の港に向かういずれかの国の国旗を掲げる船舶が派遣国の港に入るための条件として派遣国の法令により要求される書類の準備及び作成に必要な情報を入手するため、並びに権限がある派遣国の当局にその必要とする衛生その他の事項に關する情報を提供するため、当該船舶の長の要請により又はその同意を得て、自己の領事管轄区域内の港において当該船舶を訪問することができ

(2) 領事官は、この条の規定によつて与えられる権利を行使するにあたり、できる限り迅速に行動しなければならない。

第二十三條

(1) 派遣国の船舶が接受国内において難破したときは、その難破が発生した場所を管轄する領事官は、關係がある接受国の当局から、その難破の発生について、できる限りすみやかに通報されるものとす

(2) 關係がある接受国の当局は、難破した船舶、船舶上にある者の生命及び貨物その他の船舶上の財産の保護のため、並びに船舶上における略奪又は秩序の紊亂の防止及び鎮圧のため、実行可能なすべての措置を執らなければならない。これらの措置は、また、船舶に属し又はその貨物の一部をなす物品で船舶から分離されたものにも及ぼされるものとする。

(3) 接受国の当局は、また、船舶が接受国の港内で難破し、又はその領域内の水域において航行上の危険を構成するときは、当該船舶が港の施設又は航行に対して与えるおそれのある損害を避けるため、その必要と認めるいかなる措置をも執ることに命ずることができ

(4) 難破した船舶の所有者、その代理人、關係保険業者又はその船舶の長が接受国の法令の關係規定に従つて船舶を処分するための取決

(5) 接受国の国旗以外のいずれかの国旗を掲げる難破した船舶に属し若しくはその一部をなす物品又はこのような船舶の貨物に属し若しくはその一部をなす物品が、接受国の海岸若しくはその付近で発見され、又は接受国の港に搬入されたときは、その物品が発見された場所又は搬入された港を管轄する領事官は、次の場合には、その物品の保管及び処分に関して所有者がみずから行なうことができるはずである取決を所有者に代わつて行なう権限を与えられているものとみなす。

(a) 当該船舶に属し又は当該船舶の一部をなす物品については、当該船舶が派遣国の船舶であり、また、貨物については、それが派遣国の国民の所有に属し

ており、かつ、
(b) 当該物品の所有者、その代理人、保険業者、又は当該船舶の長がいずれも前記の取決を行なうことができない立場にある場合

第二十四條

第十九条から第二十三条までの規定の適用上、「船舶」には航空機を含むものとみなし、「船舶關係法令」とは、航空機についていうときは、航空關係法令をいい、「水域」とは、航空機についていうときは、接受国の領域をいふものと解するものとする。

第八部 最終規定

第二十五條

(1) 第九条(2)及び(4)、第十一条(1)(b)、(4)及び(6)、第十三条(1)、(2)及び(4)並びに第十四条(2)及び(3)の規定によつて与えられる特權及び免除は、領事官又は領事館職員が、接受国の国民である場合、接受国において永住を適法に認められた外国人としての身分を有する場合、接受国において營利を目的とする私的な職業に従事する場合又は派遣国の常勤の領事官若しくは領事館職員ではない場合においては、当該領事官若しくは領事館職員又はその家族の構成員でその世帯に属するものには与えられないものとする。

(2) 第七条(1)、第八条(4)及び第十二条(2)の規定によつて与えられる特權及び免除は、(1)に規定する領事官又は領事館職員の管理する領事事務所又はそのような領事官若しくは領事館職員のための住居については、派遣国に対し、与えられないものとする。

第二十六條

(1) 領事官が遂行することができる職務は、第十五条から第二十三条までに定めるものに限定されない。領事官は、接受国の法令に抵触しないその他の職務で、接受国において認められている領事官に關する國際法若しくは國際慣行に適合しているもの又は接受国により異議を申し入れられていない行為であるものを遂行することを許される。

(2) この条約のいづれかの規定が、領事官に対し、なんらかの職務を遂行する権利を与えているいかなる場合においても、当該領事官がその権利を行使する限度について決定を行なうのは派遣国であることが了解される。

(3) この条約のいかなる規定も、この条約により与えられている權利、免除又は特權を、この条約によりそれらの利益が与えられている目的以外の目的のために、領事官又は領事館職員が利用することを許すものと解してはならない。

(4) 領事官は、派遣国が領事事務の遂行に關して定める手数料を徴取することができる。

第二十七條

(1) この条約は、批准されなければならない。批准書は、ワシントンで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年間効力を存続する。

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約 千九百六十二年の国際コーヒー協定

(2) この条約は、前記の五年の期間が満了する六箇月前に、一方の締約国が他方の締約国に対し、この条約を終了させる意思を通告しない限り、前記の期間が満了した後、一方の締約国が他方の締約国に対して終了の通告を与えた日から六箇月後まで、効力を存続する。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十三年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大平正芳

アメリカ合衆国のために

エドウィン・O・ライシャワー

議定書

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の署名にあたり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受けて、さらに、同条約の不可分の一部とみなされる次の諸規定を協定した。

1 この条約は、第一条の規定にかかわらず、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げるいづれの地域についても、当該地域が日本国の管轄下に

復歸しない限り、適用しないものとする。

2 第七条及び第十二条にいう「派遣国のために行動する一若しくは二以上の者」には、アメリカ合衆国が派遣国であるときは、國務長官、日本国における外交使節団の首席又は同首席のために行動するアメリカ合衆国のその他の政府職員を含み、私人及び私法人を含まない。

3 「船舶」とは、第二条(5)の規定にかかわらず、第十九条(1)、第二十条(1)、(2)、(3)及び(5)並びに第二十一条(1)及び(4)の規定の適用上、次のものを含むものとみなされる。

(a) 派遣国の一又は二以上の国民が裸備船契約に基づき傭船した接受国又は第三国の船舶

(b) 接受国の一又は二以上の国民が裸備船契約に基づき傭船した船舶を除く派遣国の船舶

4 派遣国が国際法に基づき外交上の財産について有する権利及び利益を害することなく、第十二条(1)(b)及び(c)を除く。の規定は、派遣国が所有し、又は他の方法で保有し若しくは占有し、かつ、大使館の目的のため又は一人若しくは二人以上の大使館員若しくは大使館職員が居住として使用される不動産についても、同様に適用する。

5 第十一条(6)、第十四条(2)及び第二十五条(1)にいう「その家族の構成員でその世帯に属するもの」には、接受国に居住する者で実質的に

に領事官又は領事館職員に扶養に依存しているものを含むものと了解される。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百六十三年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

大平正芳

アメリカ合衆国のために

エドウィン・O・ライシャワー

千九百六十二年の国際コーヒー協定

前文

この協定の締約国政府は、輸出による収入を得るため、ひいては、社会的及び経済的分野における開発計画を継続するためにコーヒーに大きく依存している多数の国の経済にとつて、この商品が特に重要であることを認め、

コーヒーの市場取引に関する緊密な国際協力が、コーヒー生産国の経済の多角化及び発展を促進し、かつ、そのようにして生産者と消費者との間の政治的及び経済的結合の強化に寄与することを考慮し、生産者及び消費者の双方にとつて有害であることがある生産と消費と

の間の持続的な不均衡、重圧的な在庫の累積及び顕著な価格変動におもむく傾向が生ずることを予期すべき理由があるものと認め、また、このような事態は、国際的措置が執られない限り、通常の市場の力によつて是正されることができないことを確信して、

次のとおり協定した。

第一章 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(1) 公正な価格で、消費者のためにコーヒーの十分な供給を確保し、かつ、生産者のためにコーヒーの市場を確保するように、また、生産と消費との間の長期的均衡をもたらすように、供給と需要との間の妥当な均衡を達成すること。

(2) コーヒーの重圧的な過剰及び過度の価格変動によつて生ずる生産者及び消費者の双方に不利益となるような深刻な困難を軽減すること。

(3) 加盟国において、生産資源の開発並びに雇用及び所得の増加及び維持に寄与し、そのようにして、公正な賃銀、一層高い生活水準及び一層良い労働条件の実現を助けること。

(4) 価格を公正な水準に維持し、かつ、消費を増大させることによつて、コーヒー輸出国の購買力の増大を助けること。

(5) すべての可能な方法によつてコーヒーの消費を奨励すること。

(6) コーヒーの取引と工業製品の市場の経済的安定性との関係を認識し、一般的に、世界のコーヒー問題に關して国際協力を促進すること。

第二章 定義

第二条 定義

この協定の適用上、
(1) 「コーヒー」とは、コーヒー樹の豆及び実(パーチメント・コーヒー)であると、生コーヒーであると、いりコーヒーであるとを問わない(をいい、ひきコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーを含む。これらの語は、次の意味を有する。

(a) 「生コーヒー」とは、いる前の裸豆の状態におけるすべてのコーヒーをいう。

(b) 「パーチメントの実」とは、コーヒー樹の完全な果実をいう。パーチメントの実の生コーヒー相当重量を得るためには、乾燥したパーチメントの実の正味重量を〇・五〇倍するものとする。

(c) 「パーチメント・コーヒー」とは、パーチメント皮に包まれた生のパーチメント豆をいう。パーチメント・コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、パーチメント・コーヒーの正味重量を〇・八〇倍するものとする。

(d) 「いりコーヒー」とは、生コーヒーをなんらかの程度までいいたものをいい、ひきコーヒーを含む。いりコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、

いりコーヒーの正味重量を一・一九倍するものとする。

(e) 「カフェイン抜きコーヒー」とは、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーでカフェインを除去したものをいう。カフェイン抜きコーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、生コーヒー、いりコーヒー又は可溶性コーヒーの正味重量をそれぞれ一・〇〇倍、一・一九倍又は三・〇〇倍するものとする。

(f) 「液状コーヒー」とは、いりコーヒーから得た水溶性の固形成分を液状にしたものをいう。液状コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、液状コーヒーに含有されるコーヒーの固形成分の乾燥状態における正味重量を三・〇〇倍するものとする。

(g) 「可溶性コーヒー」とは、いりコーヒーから得た乾燥した水溶性の固形成分をいう。可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るためには、可溶性コーヒーの正味重量を三・〇〇倍するものとする。

(2) 「袋」とは、生コーヒーで六十キログラム又は百三十二・二七六ポンドをい、トンとは、千キログラムのメートル・トン又は二千二百四・六ポンドをい、また、「ポンド」とは、四百五十三・五九七グラムをいう。

(3) 「コーヒー年度」とは、十月一日から九月三十日までの一年の期間をい、また、「第一コーヒー年

度」とは、千九百六十二年十月一日に始まるコーヒー年度をいう。

(4) 「コーヒーの輸出」とは、第三十八条に別段の定めがある場合を除くほか、コーヒーを生産した国の領域の外に向けた当該コーヒーの積出しをいう。

(5) 「機関」、「理事会」及び「執行委員会」とは、それぞれ、第七条の規定によつて設立される国際コーヒー機関、国際コーヒー理事会及び執行委員会をいう。

(6) 「加盟国」とは、締約国、第四条の規定に基づいて本土地域と分離して加盟国であると宣言された一若しくは二以上の国領又は第五条若しくは第六条の規定に基づいて加盟国として機関に加盟する二以上の締約国若しくは二以上の国領若しくはその両者をいう。

(7) 「加盟輸出国」又は「輸出国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸出者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸出がコーヒーの輸入をこえる加盟国又は国をいう。

(8) 「加盟輸入国」又は「輸入国」とは、それぞれ、コーヒーの純輸入者である加盟国又は国、すなわち、コーヒーの輸入がコーヒーの輸出をこえる加盟国又は国をいう。

(9) 「加盟生産国」又は「生産国」とは、それぞれ、商業的に見て相当な数量のコーヒーを生産する加盟国又は国をいう。

(10) 「区分ごとの単純過半数票」とは、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに計算した場合において、出席しかつ投票する加盟輸出

票の過半数を占める票をいう。

(11) 「区分ごとの三分の二の多数票」とは、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに計算した場合において、出席しかつ投票する加盟輸出国が投じた票の三分の二の多数及び出席しかつ投票する加盟輸入国が投じた票の三分の二の多数を占める票をいう。

(12) 「効力発生の日」とは、文脈により異なつた意味に解釈しなければならぬ場合を除くほか、この協定が、暫定的に又は確定的に、最初に効力を生ずる日をいう。

第三章 加盟国

第三条 機関の加盟国

各締約国は、第四条、第五条又は第六条に別段の定めがある場合を除くほか、その国領で第六十七条(1)の規定に基づいてこの協定が適用されるものと合して、機関の単一の加盟国となる。

第四条 国領と分離してする加盟

コーヒーの純輸入者である締約国は、いつでも、第六十七条(2)の規定に従つて通告を行なうことにより、コーヒーの純輸出者である国領で自国が指定するものと分離して機関に加盟することを宣言することができ、この場合において、その本土地域は、指定しなかつたその国領と合して単一の加盟国となり、指定したその国領は、当該通告中に示すところに従つて個別に又は集団として、本土地域と分離して加盟国となる。

第五条 機関に加盟する際に形成する加盟集団

(1) コーヒーの純輸出者である二以上の締約国は、それぞれの批准書又は加入書を寄託する際に国際連合事務総長に対して行なう通告及び理事会の第一回会期において理事会に対して行なう通告により、自国が加盟集団として機関に参加することを宣言することができ、第六十七条(1)の規定に基づいてこの協定の適用を受けることとなつた国領は、その国際関係について責任を有する国の政府が第六十七条(2)の規定に基づいて通告を行なつた場合には、そのような加盟集団の一部となることができ、これらの締約国及び国領は、次の条件を満たすものでなければならぬ。

- 集団の義務についての責任を個別に及び集団として受諾する意思を宣言すること。
- さらに、理事会に対し、当該集団が共通のコーヒー政策を遂行するために必要な機構を有すること及び当該集団の他の構成員とともにこの協定に基づくその義務を履行する手段を有することについての十分な証拠を提出すること。
- さらに、理事会に対し、次のいずれかのことについての証拠を提出すること。

- 当該締約国及び当該国領が、過去の国際コーヒー協定において集団として認められていたこと。

(ii) 当該集団が集団的加盟の趣旨に従うことができ、かつ、集団的加盟に伴う集団の義務を履行することができ、かつ、その保証を理事会に与えるように、当該締約国及び当該国領が、次のものを有すること。

- コーヒーに関する共通の又は協調した商業上及び経済上の政策。
- 通貨及び財政に関する協調した政策並びにこの政策を遂行するために必要な組織。

(2) 加盟集団は、機関の単一の加盟国となる。ただし、集団の各構成員は、次の規定から生ずるすべての事項に関しては、単一の加盟国として取り扱われる。

- 第十一章及び第十二章の規定
- 第十四条第十條、第十一條及び第十九條の規定
- 第十九条第七十條の規定

(3) 加盟集団は、この協定の規定(2)に掲げるものを除くから生ずるすべての事項に関しては、理事会においてそれらを代表する政府又は機構を特定しなければならない。

(4) 加盟集団の投票権は、次のとおりとする。

- 加盟集団は、個別に機関に加盟する単一の加盟国の基本票と同数の基本票を有する。この基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構に属し、これらの政府又は機構によつて用いられる。

(b) (2)に掲げる規定から生ずるいづれかの事項について投票が行なわれる場合には、加盟集団の構成員は、第十二条(3)の規定によつて自己に属する票を、各構成員が個々の加盟国である場合と同様に、個別に用いることができる。ただし、基本票は、当該加盟集団を代表する政府又は機構にのみ属する。

(5) 加盟集団の構成員であるいづれかの締約国又は国領は、理事会に對する通告によつて、当該加盟集団から脱退し、別個の加盟国となることが出来る。この脱退は、理事会が当該通告を受領した時に、効力を生ずる。構成員が加盟集団からそのように脱退した場合又は構成員が機関からの脱退その他の事情によつて加盟集団の構成員であることを終止した場合には、当該加盟集団の残余の構成員は、理事会に對し、当該加盟集団を維持することを申請することができ、当該加盟集団は、理事会が当該申請を却下しない限り、存続する。加盟集団が解散した場合には、当該加盟集団の従来の構成員は、個別の加盟国となる。加盟集団の構成員であることを終止した加盟国は、この協定の有効期間中再び加盟集団の構成員となることができない。

第六条 機関に加盟した後形成する加盟集団

二以上の加盟輸出国は、この協定が自国について効力を生じた後いつでも、理事会に對し、加盟集団を形成

成することを申請することが出来る。理事会は、当該加盟輸出国が、第五条(1)に定める条件を満たすように、宣言を行ない、かつ、証拠を提出したと認める場合には、当該申請を承認する。そのような承認があつた場合には、当該加盟集団は、第五条(2)、(3)、(4)及び(5)の規定の適用を受ける。

第四章 機関及び運用

第七条 国際コーヒー機関の設立、所在地及び構成

(1) この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監督するため、ことに国際コーヒー機関を設立する。

(2) 機関の所在地は、ロンドンとする。

(3) 機関は、国際コーヒー理事会、執行委員会、事務局長及び職員によつてその機能を営むものとする。

第八条 国際コーヒー理事会の構成

(1) 機関の最高機関は、国際コーヒー理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成される。

(2) 各加盟国は、理事会において、一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理によつて代表される。加盟国は、また、その代表又は代表代理に同行する一人又は二人以上の顧問を指名することが出来る。

第九条 理事会の権限及び任務

(1) この協定によつて明示的に与えられるすべての権限は、理事会に属するものとし、理事会は、この

協定を実施するため必要な権限を有し、及びそのために必要な任務を遂行する。

(2) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、この協定を実施するため必要であり、かつ、この協定に適合する規則(手続規則並びに機関の財政及び職員に関する規則を含む。)を制定する。理事会は、その手続規則中に、会合しない特定の事項について決定を行なうための手続を定めることができる。

(3) 理事会は、また、この協定に基づく任務を遂行するため必要な記録及び望ましいと認めるその他の記録を保管するものとし、また、年次報告を公表する。

第十条 理事会の議長及び副議長の選挙

(1) 理事会は、毎コーヒー年度、議長及び第一副議長、第二副議長及び第三副議長を選挙する。

(2) 原則として、議長及び第一副議長は、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する代表の中から選挙され、第二副議長及び第三副議長は、他方の区分に属する代表の中から選挙される。これらの役員は、地位は、毎コーヒー年度、両区分に交互にふり当てられる。

(3) 議長及び議長として行動する副議長は、投票権を有しない。この場合には、代表代理が自国の投票権を行使する。

第十一条 理事会の会議

理事会は、原則として、年二回通常会議を開催する。理事会は、その

決定により、特別会議を開催することが出来る。特別会議は、また、執行委員会、五加盟国、又は少なくとも二百票を有する一若しくは二以上の加盟国が要請する場合にも開催される。会議の通知は、緊急の場合を除くほか、少なくとも三十日前に行なわれる。会議は、理事会が別段の決定をしない限り、機関の所在地において開催される。

第十二条 票数

(1) 加盟輸出国は総体として千票を有し、加盟輸入国は総体として千票を有する。これらの各千票は、(2)から(8)までの規定に従つて、加盟輸出国及び加盟輸入国の各区分内でそれぞれ配分される。

(2) 各加盟国は、五の基本票を有する。ただし、加盟国の各区分内の基本票の数が合計して五百をこえないことを条件とする。加盟輸出国の数が三十をこえる場合は加盟輸入国の数が三十をこえる場合には、当該区分内の各加盟国の基本票の数は、各区分内の基本票の数が合計して五百以下となるように調整される。

(3) 加盟輸出国の残余の票は、加盟輸出国の間で、各国の基本輸出割当てに比例して配分される。ただし、加盟集団に配分された残余の票は、第五条(2)に掲げる規定から生ずるいづれかの事項について投票が行なわれる場合には、当該加盟集団の構成員の間で、当該加盟集団の基本輸出割当て中の各白の持分に比例して配分される。

(4) 加盟輸入国の残余の票は、各加盟輸入国の間で、各国の過去三年

間におけるコーヒーの輸入の平均数量に比例して配分される。

(5) 票の配分は、理事会が各コーヒー年度の当初に決定するものとし、かつ、(6)に規定する場合を除くほか、当該年度中効力を有する。

(6) 機関の加盟国に変動がある場合、又は加盟国の投票権が第二十五条、第四十五条若しくは第六十一条の規定に基づいて停止され若しくは回復される場合には、理事会は、いつでも、この条の規定に従つて、票の再配分の措置を執る。

(7) いかなる加盟国も、四百をこえる数の票を有することとなつてはならない。

(8) 票数は、分数であつてはならない。

第十三条 理事会の投票手続

(1) 各代表は、自己が代表する加盟国のすべての票を投する権利を有するものとし、また、これらの票を分割して投してはならない。ただし、各代表は、(2)の規定に従つて委任された票について、前記の票と異なる使用をすることが出来る。

(2) 加盟輸出国は他の加盟輸出国に對し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に對し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の投票権を行使する権限を委任することが出来る。この場合には、第十二条(7)に定める制限は、適用されない。

第十四条 理事会の決定

第十四条 理事会の決定

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定

- (1) 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定に別段の定めがある場合を除くは、区分ごとの単純過半数票による議決で行なわれる。
- (2) この協定において区分ごとの三分の二の多数票による議決が必要とされている理事会の措置に関しては、次の手続による。
- (a) 三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決が得られない場合においては、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、四十八時間以内に再び表決に付される。
- (b) 二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決がなお得られない場合においては、当該議案は、出席する加盟国の過半数及び区分ごとの単純過半数票による議決で理事会が行なう決定により、二十四時間以内に再び表決に付される。
- (c) 一加盟輸出国又は一加盟輸入国の反対票のため区分ごとの三分の二の多数票による議決が三回目の表決においても得られない場合においては、当該議案は、可決されたものとみなす。
- (d) 理事会が議案をその後の表決に付さないときは、当該議案は、否決されたものとする。
- (3) 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十五条 執行委員会の構成

- (1) 執行委員会は、第十六条の規定に従つて毎コーヒー年度選出される七加盟輸出国及び七加盟輸入国で構成される。構成国は、再選されることが出来る。
- (2) 執行委員会の各構成国は、一人の代表及び一人若しくは二人以上の代表代理を選任する。
- (3) 執行委員会の議長は、毎コーヒー年度理事会によつて任命されるものとし、また、再任されることが出来る。議長は、投票権を有しない。代表が議長に任命されたときは、代表代理が代表に代わつて投票権を有する。
- (4) 執行委員会は、通常、機関の所在地において会合するが、その他の場所においても会合することが出来る。
- 第十六条 執行委員会の構成
- (1) 執行委員会の構成輸出国及び構成輸入国は、理事会において、加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選挙される。区分ごとの選挙は、(2)から(7)までの規定に従つて行なわれる。
- (2) 各加盟国は、第十二条の規定に基づいて自国に属するすべての票を単一の候補者に投ずる。加盟国は、第十三条(2)の規定に従つて用いる票を他の候補者に投ずることが出来る。
- (3) 最も多数の票を獲得した七人の候補者を当選者とする。ただし、いかなる候補者も、一回目の投票

においては、少なくとも七十五票を獲得しない限り、当選者とされることはない。

- (4) 一回目の投票において(3)の規定に従つて七人未満の候補者が当選した場合に、投票を繰り返すものとし、その投票においては、当選した七人の候補者にも票を投じなかつた加盟国のみが投票権を有する。二回目以後の各回の投票においては、当選のために必要な最小限の票数は、七人の候補者が当選するまで、毎回五ずつ減ずるものとする。
- (5) 当選したいずれの加盟国にも票を投じなかつた加盟国は、(6)及び(7)の規定に従い、当選した加盟国中のいづれか一国に自国の票を委託する。
- (6) 加盟国は、当選したときにも自国に投じられた票及び当選した後自国に委託された票を与えられたものとする。ただし、当選したいずれの加盟国についても、その票数の合計は、四百九十九をこえることとなつてはならない。
- (7) いずれかの当選した加盟国に与えられたものとされる票の数が四百九十九をこえることとなる場合には、当該当選した加盟国に票を投じ又は委託した他の加盟国は、これらの加盟国のうち一若しくは二以上の加盟国が、当選した各加盟国に与えられる票の数が四百九十九をこえないこととなるように、当該当選した加盟国から票を撤回し、その票を他の当選した加盟国に委託することを相互間で取りきめる。

第十七条 執行委員会の権限

- (1) 執行委員会は、理事会に対して責任を負い、その一般的指示の下に活動する。
- (2) 理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、次の権限以外の権限の一部又は全部の行使を執行委員会に委任することが出来る。
- (a) 第十二条(5)の規定に基づき、毎年度、票を配分すること。
- (b) 第二十四条の規定に基づき、運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。
- (c) この協定に基づいて輸出割当てを決定すること。
- (d) 自動的に適用される強制措置以外の強制措置を執ること。
- (e) 第四十五条又は第六十一条の規定に基づいて加盟国の投票権を停止すること。
- (f) 第四十八条の規定に基づいて各国及び世界の生産目標を決定すること。
- (g) 第五十一条の規定に基づいて在庫に関する政策を決定すること。
- (h) 第六十条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
- (i) 第六十一条の規定に基づき、紛争について決定を行なうこと。
- (j) 第六十五条の規定に基づいて加入のための条件を決定すること。
- (k) 第六十九条の規定に基づき、加盟国の脱退を要求することを決定すること。

第七十一条の規定に基づき、この協定の有効期間を延長し、又はこの協定を終了させること。

(1) 第七十三条の規定に基づき、加盟国に対して改正を勧告すること。

(2) 理事会は、いつでも、区分ごとの単純過半数票による議決で、執行委員会に対するいづれかの権限の委任を取り消すことができる。

第十八条 執行委員会の投票手続

- (1) 執行委員会の各構成国は、自国が第十六条(6)及び(7)の規定に基づいて与えられたすべての票を投ずる権利を有する。代理投票は、許されない。構成国は、これらの票を分割して投ずることが出来ない。
- (2) 執行委員会が執るいかなる措置も、理事会が当該措置を執る場合と同様の多数による議決を必要とする。

第十九条 理事会及び執行委員会の定足数

- (1) 理事会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の加盟国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるものの出席とする。理事会の会合の第一日として予定された日に定足数が得られない場合又は理事会の会期中続けて三回の会合において定足数が得られない場合には、理事会は、七日後に開かれるものとすし、その際の定足数及び当該会期の残余の期間中の定足数は、過半数とする。

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定

数の加盟国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその単純過半数にあたる数となるもの出席とする。第十三条(2)の規定に基づいて代表される加盟国は、出席しているものとみなす。

(2) 執行委員会のいかなる会合においても、定足数は、過半数の構成国でその票数の合計が輸出国及び輸入国の区分ごとにその総票数につき三分の二の多数にあたる数となるもの出席とする。

第二十条 事務局長及び職員

(1) 理事会は、執行委員会の勧告に基づいて事務局長を任命する。事務局長の任命の条件は、理事会により定められるものとし、類似の政府間機関の相当する職員に適用される条件と同等のものでなければならない。

(2) 事務局長は、機関の首席の管理職員であり、また、この協定の運用に関し、自己に属する任務の遂行について責任を負う。

(3) 事務局長は、理事会が制定する規則に従つて職員を任命する。

(4) 事務局長及びいづれの職員も、コーヒー産業、コーヒーの取引又はコーヒーの輸送について金銭上の利害關係を有してはならない。

(5) 事務局長及び職員は、その任務の遂行にあつて、いづれの加盟国からも、また、機関外のいかなる他の権力からの指示をも求め又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う國際的職員としての立場を損ずるおそれのあるいかなる行動

をも慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のもつばら國際的な性質を尊重すること及びこれらの者に対しその責任の遂行について影響を及ぼせうとしないことを約束する。

第二十一条 他の機関との協力

理事会は、國際連合、その専門機関その他の適當な政府間機関との協議及び協力のため望ましいすべての措置を執ることができ、理事会は、これらの機関その他コーヒーに關係のあるいづれかの機関に対し、理事会の会合にオブザーヴァーを送るよう招請することができ、

第五章 特權及び免除

(1) 機関は、各加盟国の領域において、その国の法律に適合する範圍内で、この協定に基づく任務を遂行するために必要な法律上の能力を有する。

(2) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、機関がその被用者に支払う給料に対する課税を免除するものとする。ただし、この免除は、連合王国の国民には適用することを要しない。同政府は、また、機関の資産、収入その他の財産に対する課税を免除するものとする。

第六章 會計

(1) 理事会における代表団、執行委員会における代表者及び理事会又は執行委員会のいづれかの委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。

(2) この協定の運用に必要なその他の費用は、第二十四条の規定に従つてその額が決定される加盟国からの年次分担金により支弁する。

第二十四条 予算の決定及び分担金の額

(1) 理事会は、各會計年度の下半期において、次の會計年度の機関の運営予算を承認し、かつ、当該運営予算に対する各加盟国の分担金の額を決定する。

(2) 各會計年度の運営予算に対する各加盟国の分担金の額は、当該各會計年度の運営予算が承認された時において当該各加盟国の票数がすべての加盟国の票数の合計中に占める割合に比例するものとする。ただし、分担金の額が決定される會計年度の当初に加盟国の票の配分が第十二条(5)の規定に従つて変更される場合には、当該分担金の額は、当該年度につき、その変更に応じて調整される。分担金の額の算定にあつては、各加盟国の票数は、いづれかの加盟国の投票権の停止又はそれから生ずる票の再配分を考慮しないで計算する。

(3) この協定の効力発生の日の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票の数及び当該會計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該會計年度における他の加

盟国の分担金の額は、変更しない。

(4) この協定が機関の最初の完全な會計年度が始まる八箇月以上前に効力を生ずる場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な會計年度の開始までの期間のみを対象とする運営予算を承認する。その他の場合には、最初の運営予算は、当初の期間及び最初の完全な會計年度の双方を対象とするものとする。

第二十五条 分担金の支払

(1) 各コーヒー年度の運営予算に対する分担金は、交換可能な通貨で支払うものとし、かつ、当該會計年度の最初の日に支払わなければならない。

(2) いずれかの加盟国が分担金を支払わなければならない日から六箇月以内に運営予算に対する分担金の全額を支払わない場合には、理事会における投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利は、当該分担金が支払われる時まで停止される。ただし、当該加盟国は、理事会が区分ごとの三分の二の多数票による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づくその他のいづれかの権利を奪われ、又はこの協定に基づくいづれかの義務を免除されることはない。

(3) 加盟国は、(2)、第四十五条又は第六十一条の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、なお、その分担金を支払う責任を負う。

第二十六条 會計の検査及び公表

獨立の會計検査を了した各會計年度の機関の収支計算書は、当該各會計年度の終了後できる限りすみやかに、承認及び公表のため理事会に提出される。

第七章 輸出の規制

第二十七条 加盟国による一般的約束

(1) 加盟国は、第一条件に同条(4)に定める目的が達成されるようにその通商政策を運用することを約束する。加盟国は、加盟国の社会的及び経済的進歩のための計画を遂行することに伴う外貨の必要に合致するようにコーヒーの輸出から生ずる實質的收入が漸進的に増加するような態様で、この協定を実施することが望ましいことであることに同意する。

(2) 加盟国は、この章に規定する輸出割当ての決定その他この協定の規定の実施によつて前記の目的を達成するため、コーヒーの価格の一般的水準が千九百六十二年における一般的水準を下らないことを確保する必要があることに同意する。

(3) 加盟国は、さらに、公正であり、かつ、消費の望ましい増加を妨げない価格を消費者のために確保することが望ましいことであることに同意する。

第二十八条 基本輸出割当て

(1) 附屬書Aに掲げる輸出国は、千九百六十二年十月一日に始まる最初の三コーヒー年度において、同

附屬書に定める基本輸出割当てを有する。

(2) 千九百六十五年九月三十日に終るコヒー年度の後半の六箇月間に、理事会は、附屬書Aに定める基本輸出割当てを、市場の一般状況に適合するものにするため、検討する。理事会は、その際に、区分ごとの三分の二の多数票による議決で同基本輸出割当てを修正することができる。修正されなかつた場合には、附屬書Aに定める基本輸出割当ては、有効なものとして存続する。

第二十九条 加盟集団の割当て

附屬書Aに掲げる二以上の国が第五条の規定に従つて加盟集団を形成する場合には、附屬書Aに定めるこれらの国の基本輸出割当てを合計し、この合計を、この章の規定の適用上、単一の割当てとして取り扱う。

第三十条 年間輸出割当ての決定

(1) 理事会は、各コヒー年度の始まる少なくとも三十日前に、三分の二の多数票による議決で、翌コヒー年度における全世界の輸入の見積り及び非加盟国からの推定される輸出の見積りを採択する。

(2) 理事会は、(1)の見積りを勘案して、遅滞なく年間輸出割当てを決定する。この年間輸出割当ては、附屬書Aに定める基本輸出割当てに対して、すべての加盟輸出国について同一の百分率となるようにするものとする。第一コヒー年度におけるこの百分率は、第三十

二条の規定を留保して、九十九パーセントとする。

第三十一条 四半期輸出割当ての決定

(1) 理事会は、年間輸出割当てを決定した後直ちに、当該コヒー年度を通じて供給が必要見積りと受当な均衡を保つように、各加盟輸出国について四半期輸出割当てを決定する。

(2) 四半期輸出割当ては、当該コヒー年度における各加盟国の年間輸出割当ての二十五パーセントにできる限り近く定めるものとする。いずれの加盟国も、コヒー年度の最初の四半期に年間輸出割当ての三十パーセント、最初の二の四半期に六十パーセント、また、最初の三の四半期に八十パーセントをこえて輸出することを許されない。いずれかの四半期における加盟国の輸出が当該四半期における当該加盟国の割当てに達しない場合には、残量を当該コヒー年度中の次の四半期における当該加盟国の割当てに加算する。

第三十二条 年間輸出割当ての調整

理事会は、市場の状況により必要である場合には、割当ての実情を再検討し、第三十条(2)の規定に基づいて決定された基本輸出割当てに対する百分率を変更することができる。この場合において、理事会は、加盟国の予想される割当て使用分を考慮に入れる。

第三十三条 割当て不使用分の通告

(1) 加盟輸出国は、当該コヒー年度における輸出割当ての全量を輸出するため十分なコヒーを保有しているかどうかを、コヒー年度の入荷月日の月の末日及び理事会が要請する一箇おそい日に、理事会に通告することを約束する。

(2) 理事会は、第三十二条の規定に従つて輸出割当ての水準を調整するかどうかを決定するにあたり、(1)の通告を考慮に入れる。

第三十四条 四半期輸出割当ての調整

(1) 理事会は、この条に規定する場合においては、第三十一条(1)の規定に基づき各加盟国について決定した四半期輸出割当てを変更する。

(2) 理事会が第三十二条の規定に従つて年間輸出割当てを変更する場合においては、当該変更は、当該コヒー年度の当該四半期及び残余の四半期における割当て又は残余の四半期における割当てに反映されなければならない。

(3) 理事会は、(2)に規定する調整のほか、市場の状況により必要であると認める場合には、年間輸出割当てを変更しない、当該コヒー年度の当該四半期及び残余の四半期における輸出割当ての間で割当ての調整を行なうことができる。

(4) 加盟輸出国が、例外的事情のため、第三十一条(2)に規定する制限がその経済に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合において、当該加盟輸出国の要請があつたときは、理事会は、第六十条の

規定に基づく適当な措置を執ることができ、関係加盟国は、当該損害についての証拠を提出し、かつ、価格の安定の維持に関する十分な保証を行わなければならない。ただし、理事会は、いかなる場合にも、当該コヒー年度の最初の四半期に年間割当ての三十五パーセント、最初の二の四半期に六十五パーセント、また最初の三の四半期に八十五パーセントをこえて輸出することを加盟国に対して承認してはならない。

(5) すべての加盟国は、短期間に生ずる価格の著しい上昇又は下落が、価格の基本的動向を不当にゆがめ、生産者及び消費者の双方に深刻な不安をもたらし、かつ、この協定の目的の達成を危うくするおそれがあることを認める。したがつて、短期間に価格の一般的水準がそのように変動する場合には、加盟国は、理事会の会合を要請することができ、理事会は、区分ごとの単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を修正することができる。

(6) 理事会は、価格の一般的水準の急激かつ異常な上昇又は下落が輸入者間、輸出者間、又はその双方間の協定によるコヒー市場の人為的操作に基因するものであると認める場合には、単純過半数票による議決で、その時に有効な四半期輸出割当ての全体の水準を再調整するためにいかなる是正措置を執るべきかを決定する。

(1) 年間輸出割当ては、各加盟国の基本輸出割当てに同一の百分率を乗ずることにより、決定し及び調整する。

第三十五条 輸出割当ての調整のための手続

(1) 第三十四条(2)、(3)、(5)及び(6)の規定に基づきすべての四半期輸出割当てに対して行なわれる一般的变化は、理事会が定める適当な規準に従つて、各加盟国の四半期輸出割当てについて比例的に適用される。この規準は、各加盟国の年間輸出割当て中当該加盟国が当該コヒー年度の各四半期においてすでに輸出し又は輸出の権利を有する数量の各百分率を考慮して定められる。

(2) 第三十条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づき、第三十三年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定の別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行なう。

(3) 第三十条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定に基づき、第三十三年間輸出割当て及び四半期輸出割当ての決定及び調整についての理事会のすべての決定は、この協定の別段の定めがある場合を除くほか、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行なう。

(4) 第三十六條 輸出割当ての遵守

(1) 割当てによる規制を受ける加盟輸出国は、この協定中割当てに關連するすべての規定の完全な遵守を確実にするため必要な措置を執らなければならない。理事会は、当該加盟輸出国に対し、この協定に定める割当てを効果的に遂行するための追加的措置を執ることを要請することができる。

(2) 加盟輸出国は、自国の年間輸出割当て及び四半期輸出割当てをこえて輸出してはならない。

(3) 加盟輸出国がいずれかの四半期における自国の割当てをこえて輸出した場合、理事会は、当該加盟輸出国の一又は二以上の将来の割当てから、合計して当該超過分に等しい数量を削減する。

(4) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に再びその四半期輸出割当てをこえて輸出した場合、理事会は、当該加盟輸出国の一又は二以上の将来の割当てから、合計して当該超過分の二倍に等しい数量を削減する。

(5) 加盟輸出国がこの協定の有効期間中に三回以上その四半期輸出割当てをこえて輸出した場合、理事会は、(4)に定める削減と同様の削減を行なうものとし、また、第六十九条の規定に従い、当該輸出国に対して機関から脱退することを要求する措置を執ることができるとする。

(6) (3)、(4)及び(5)に規定する割当ての削減は、理事会が必要な情報を得た後できる限りすみやかに、行なわれなければならない。

第三十七条 割当てに関する経過規定

(1) 千九百六十二年十月一日以後のコーヒーの輸出は、この協定が関係輸出国について効力を生じた時に、当該関係輸出国の年間輸出割当ての使用分に算入する。

(2) この協定が千九百六十二年十月一日以後に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期中

に、年間輸出割当て及び四半期輸出割当てを決定する手続につき、この協定が効力を生じたコーヒー年度において必要となる修正を行なう。

第三十八条 原産からのコーヒーの積出し

(1) 加盟国のいずれかの原産からその本土地域又は他の原産に向けたコーヒーの積出しであつて当該本土地域若しくは当該他の原産又は当該加盟国のその他の原産における国内消費のためのものは、(2)の規定を留保して、コーヒーの輸出とはみなされず、輸出割当てによるいかなる制限をも受けない。ただし、関係加盟国が、再輸出の統制につき、及び当該加盟国の本土地域とその原産との間の特殊な関係から生ずるその他の事項でこの協定の実施に関連していること、理事会が決定するものにつき、理事会が十分と認める取極を行なうことを条件とする。

(2) もつとも、加盟国と第四条又は第五条の規定に従い本土地域と分離して機関の加盟国又は加盟集団の構成員となるその原産との間のコーヒーの取引は、この協定の適用上、コーヒーの輸出として取り扱ふ。

第三十九条 割当てによる規制を受けな

(1) 過去三年間におけるコーヒーの輸出の年平均が二万五千袋に達しなかつた加盟輸出国には、その年間輸出が二万五千袋を下まわる限

り、この協定中割当てに関する規定を適用しない。

(2) 国際連合との信託統治協定に基づいて施政が行なわれている信託統治地域で施政権者以外の国に対する年間輸出が十万袋をこえないものには、その年間輸出が十万袋をこえない限り、この協定中割当てに関する規定を適用しない。

第四十条 割当て使用分に算入しない輸出

(1) 一人当りの消費量が現在には少ないが将来著しく増加する可能性がある世界の特定の地域におけるコーヒーの消費の増加を容易にするため、附属書Bに掲げる国に対する輸出は、(f)の規定を留保して、割当て使用分に算入しない。理事会は、この協定の効力発生の日の後第二の完全なコーヒー年度の当初に、及びその後毎年、同附属書からいづれかの国を削除すべきかどうかを決定するために同附属書を検討するものとし、その決定により、当該国を削除することができ、附属書Bに掲げる国に対する輸出については、次の規定を適用する。

(a) 理事会は、その第一回会期中において、及びその後必要と認めるときはいつでも、附属書Bに掲げる国におけるコーヒーの消費の増加について前年度に得られた結果を検討し、かつ、振興運動及び通商取極の推定される効果を考慮した後、国内消費のための前記の国の輸入の見積りを作成する。附属書Bに掲げる国に対する加盟輸出国の輸出

は、合計して、理事会が定めた量をこえてはならないものとす。そのため、理事会は、常時、附属書Bに掲げる国に対するその時の輸出を加盟輸出国に通報しておく。加盟輸出国は、各月における附属書Bに掲げる国に対するすべての輸出を、当該各月の末日から三十日以内に、理事会に通報する。

(b) 加盟国は、理事会が附属書Bに掲げる国へのコーヒーの流入及びこれらの国における消費を監視することを助けるため、理事会が必要とする統計その他の情報を提供する。

(c) 加盟輸出国は、附属書Bに掲げる国による他の市場に対するコーヒーの再輸出を防止する規定を現行の通商取極に取入れ、かつ、できる限りすみやかに当該現行の通商取極について再交渉するよう努力するものとする。加盟輸出国は、また、すべての新しい通商取極及び通商取極が適用されないすべての新しい売渡契約(民間貿易業者と交渉したものであると政府機関と交渉したもの)に、同様の規定を取り入れる。

(d) 理事会は、附属書Bに掲げる国に対する輸出の監視を常に維持するため、さらに、他の予防措置、たとえば、これらの国向けのコーヒー袋に特別な印を付けることを要求し、また、加盟輸出国が附属書Bに掲げられていない国に対する再輸出の防止に

ついで、の金融上及び契約上の保証を附属書Bに掲げる国から与えられることを要求する措置について決定することができる。理事会は、必要と認めるときはいつでも、附属書Bに掲げる国における違反を調査するため、又はこれらの国に対する輸出を確認するため、国際的に認められた世界的機関の役務を利用することができ、理事会は、生ずることがあるいかなる違反についても加盟国の注意を促すものとする。

(e) 理事会は、附属書Bに掲げる国におけるコーヒー市場の発展について得られた結果に関する詳細な報告書を毎年作成する。

(f) 加盟輸出国が附属書Bに掲げる国に輸出したコーヒーが附属書Bに掲げられていないいづれかの国に対して再輸出された場合には、理事会は、再輸出されたコーヒーの数量に相当する数量を当該加盟輸出国の割当て使用分に算入する。当該附属書Bに掲げる国から再び再輸出が行なわれた場合には、理事会は、その事実を調査し、かつ、酌量すべき事情を認めない限り、いつでも、附属書Bからその国を削除することができ、

(2) 人間による飲料又は食料品としての消費以外のなんらかの目的のために工業的加工に供する原材料としてのコーヒー豆の輸出は、割当て使用分に算入しない。ただし、当該コーヒー豆が実際に前記の目的のために使用されることについ

ての十分な情報を加盟輸出国が理事会に提供することを条件とする。

(3) 理事会は、加盟輸出国の申請があつた場合には、当該加盟輸出国が人道的目的その他の非商業的目的のために行なつたコーヒーの輸出を当該加盟輸出国の割当使用分に算入しないことを決定することができる。

第四十一条 供給の確保

理事会は、コーヒーの供給の総計が世界の輸入の見積りに対応することを確保するだけでなく、消費者がその要求する種類のコーヒーを入手することができることを確保するよう努力するものとする。理事会は、この目的を達成するため、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、実行可能と認めるすべての手段を用いることを決定することができる。

第四十二条 地域内及び地域間の価格取極

(1) 加盟輸出国間に締結される地域内及び地域間の価格取極は、この協定の一般的な目的に適合するものでなければならず、また、理事会に登録されるものとする。これらの取極は、生産者及び消費者の双方の利益並びにこの協定の目的を考慮に入れたものでなければならぬ。これらの取極の一方がこの協定の目的に適合しない結果をもたらすおそれがあると認められれば、かの加盟国は、理事会が次の会期において関係加盟国と当該取極について討議することを要請することができる。

(2) 理事会は、加盟国及び当該加盟国が属しているいずれかの地域的機関と協議して、当該加盟国がその価格政策を通じてコーヒーの各等級及び各品質に応じて維持するよう努力すべき価格差を勧告することができる。

(3) (2)の規定に基づいて行なわれた勧告の結果価格差が採用されている等級及び品質のコーヒーについて短期間に急激な価格変動が生じた場合には、理事会は、この事態を是正するための適当な措置を勧告することができる。

第四十三条 市場動向の調査

理事会は、この協定の定める割当制度を通じて得られた結果を考慮に入れて価格政策を勧告するため、コーヒーの市場動向を絶えず調査する。

第八章 原産地証明書及び再輸出証明書

第四十四条 原産地証明書及び再輸出証明書

明書

(1) いずれかの加盟国によるその領域において生産されたコーヒーの輸出には、資格のある団体で当該加盟国が選定したものが発行する附屬書Cの様式による原産地証明書を添付しなければならない。そのような加盟国は、それぞれ、必要とする証明書の原本の数を決定し、また、各原本に一定番号を付ける。証明書の原本は、輸出に關する書類に添付し、その原本一部は、当該加盟国が機関に送付する。理事会は、各加盟国が輸出したコーヒーの量をいつでも確認できるように、直接に、又は国際的に認められた世界的機関を通じて、原産地証明書を検査する。

(2) 加盟国によるコーヒーの再輸出には、資格のある団体で当該加盟国が選定したものが発行する理事会が決定した様式による再輸出証明書を添付しなければならない。再輸出証明書は、当該コーヒーがこの協定に従つて輸入されたものであることを証明するものとし、適当な場合には、当該コーヒーを輸入した際に用いられた一又は二以上の原産地証明書を引用する。再輸出証明書の原本は、再輸出に關する書類に添付するものとし、その原本一部は、再輸出する当該加盟国が機関に送付する。

(3) 各加盟国は、機関に対し、(1)及び(2)に規定する機能を行なわせるために指定した一又は二以上の団体の名を通告する。理事会は、理由があるときは、いつでも、特定の団体による証明を受諾することができないことを宣言することができる。

(4) 加盟国は、理事会が決定する期間ごとに、機関に対し、理事会が決定した様式によるコーヒーの輸入に關する定期的報告書を提出する。

(5) (1)の規定は、この協定の効力発生の日の後三箇月以内に実施する。(2)の規定は、理事会が決定する日から実施する。

(6) 各加盟国は、(5)に定める各期日後は、他の加盟国から積み出されるコーヒーで原産地証明書又は再輸出証明書が添えられていないものの輸入を禁止しなければならない。

の輸入を禁止しなければならない。

第九章 輸入の規制

第四十五条 輸入の規制

(1) 加盟国でない輸出国がその輸出を加盟国の犠牲において増加することを防ぐため、非加盟国からの加盟国のコーヒーの輸入については、(2)から(8)までの規定を適用する。

(2) この協定の効力発生の日の後三箇月目の日以降において、機関の加盟国が、千九百六十一年度において合計して世界の輸出の九十五パーセント以上を輸出したものでない場合には、各加盟国は、(4)及び(5)の規定を留保して、非加盟国の総体からの年間輸入を、統計が作成されている年度のうちのこの協定の効力発生の日の前の最近の三年度における非加盟国の総体からの輸入の年平均以下に制限しなければならない。ただし、理事会の決定により、この制限の適用を延期することができる。

(3) 理事会は、入手した情報に基づき、非加盟国の総体からの輸出が加盟国の輸出を妨げていると認められる場合には、機関の加盟国が千九百六十一年度において合計して世界の輸出の九十五パーセント以上を輸出したものであつても、(2)の制限を適用することを決定することができる。

(4) 理事会が第三十条の規定に基づいていづれかのコーヒー年度について決定した世界の輸入の見積りがこの協定の効力発生の日の後最初の完全なコーヒー年度における世界の輸入の見積りよりなんらかの割合だけ少ない場合には、各加盟国が(2)の規定に基づいて非加盟国の総体から輸入することのできる数量は、その割合だけ低減する。

(5) 理事会は、この協定の目的を達成するため必要と認める場合には、非加盟国からの輸入につき、毎年、追加的制限措置を勧告することができる。

(6) 各加盟国は、この条の規定に基づいて制限が適用された日から一箇月以内に、理事会に対し、自国が当該年度において非加盟国の総体から輸入することを認められる数量を通告する。

(7) (2)から(6)までに定める義務は、これと矛盾する義務で加盟輸入国が千九百六十二年八月一日前から二箇月又は多数箇年の取極に基づき非加盟国に対して負っているものを免除するものではない。ただし、当該矛盾する義務を負ういづれかの加盟輸入国は、(2)から(6)までに定める義務との矛盾を最小にとどめるように当該矛盾する義務を遂行し、当該矛盾する義務を(2)から(6)までの規定に調和させるための措置をできる限りすみやかに執り、かつ、理事会に対し、当該矛盾する義務の詳細及び当該矛盾を最小にとどめ又は除去するために執つた措置を通報する。

(8) 加盟輸入国がこの条の規定を遵守しない場合には、理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟輸入国が理事会において有する投票権及び執行委

員会においてその票を投じさせる権利を停止することができ。

第十章 消費の増大

第四十六条 振興

- (1) 理事会は、コーヒーの消費を振興するための継続的な計画を後援する。この計画の規模及び経費は、理事会の定期的な検討及び承認を受けなければならない。加盟輸入国は、この計画の資金の調達に關していかなる義務をも負わなければならない。

- (2) 理事会は、問題を研究して行なうその決定により、機関に、執行委員会の下部機構として、世界コーヒー振興委員会という別の委員会を設立することができ。

- (3) 世界コーヒー振興委員会(以下「委員会」という。)が設立される場合には、次の規定を適用する。

- (a) 委員会の規則、特に委員、組織及び会計事項に關する規則は、理事會が制定する。委員会の委員は、(1)の規定に基づいて作成される振興計画に投資する加盟国に限られる。

- (b) 委員会は、その任務を遂行するにあつて、振興運動が実施される各国内に技術委員会を設立する。振興運動がいずれかの加盟国において開始される前に、委員会は、理事会における当該加盟国の代表に対し、そのような運動を実施する委員会の意思を通報し、かつ、当該加盟国の同意を得なければならない。
- (c) 委員会の恒久職員に關する通常の運営費(振興の目的のための旅行の費用を除く)は、機関

の運営予算から支出するものと し、委員会の振興資金からは支出しない。

第四十七条 消費に対する

- (1) 加盟国は、コーヒーの消費の最大限の増大を、できる限りすみやかに、特に、この増大を妨げるおそれのあるいづれの障害をも逐次除去することによつて、達成することが最も重要であることを認める。

- (2) 加盟国は、すべてのコーヒー輸出とコーヒー輸入国との間の完全な国際協力を促進する自国の意思を確認する。

- (3) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を多かれ少なかれ妨げるおそれのある措置、特に次の措置が現在執られていることを認める。

- (a) コーヒーに適用される輸入制度(特恵関税その他の関税、割当及び政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営を含む。)その他の行政規則及び商慣行

- (b) 直接又は間接の補助金に關する輸出制度その他の行政規則及び商慣行

- (c) 消費に影響をおよぼすものある国内の取引条件並びに国内の立法上及び行政上の措置

- (4) 加盟国は、若干の加盟国が、コーヒーに対する関税を引き下げる意思を表明し又は消費の増大に対する障害を除去するその他の措置を執ることによつて、前記の目的に對する同意を示したことを認める。

- (5) 加盟国は、理事会その他の権限のある国際機関の援助の下にすで行なわれたい研究及び将来行なわれる研究並びに千九百六十二年十一月三十日にジュネーブにおける大臣會議において採択された宣言を考慮して、次のことを約束する。

- (a) 貿易及び消費の増大に對する(3)に規定する障害を逐次軽減し、また、可能な限り最後には除去するための、又はこれらの障害の影響を実質的に低減させるための手段及び方法を調査すること。

- (b) 理事会がこの協定の効力発生の日の後十八箇月以内に、前記の障害の影響に關する加盟国が提供した情報について、及び、適當な場合には、前記の障害を軽減し、又はその影響を低減させるために計画した措置について検討することができるよう、理事会に對し、自国の調査の結果を通報すること。

- (c) 国内の措置の適用及び国際的措置の提案にあつて、理事会による前記の検討の結果を考慮に入れること。

- (d) 第七十二条に規定する會議において、加盟輸出国の収入の増大及び消費の増進に關するこの協定の成功を考慮に入れて、この協定が得た結果を検討し、並びに貿易及び消費の増大の途上になお存在する障害の除去のためのその他の措置の採択を検討すること。

- (6) 加盟国は、この条の規定に従つて執つた措置によつてその経済が影響されるおそれのある加盟国が提出するすべての要請を理事会その他の適當な機関に對して研究することを約束する。

第十一章 生産の統制

第四十八条 生産目標

- (1) 加盟生産国は、この協定の有効期間中に、コーヒーの生産を國內消費、輸出及び第十二章に規定する在庫のために必要な数量に調整することを約束する。

- (2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、加盟生産国と協議の上、区分ごとの三分の二の多数票による議決で各加盟生産国及び世界全体の生産目標を勧告する。

- (3) 各加盟生産国は、前記の目的を達成するためとなる方策及び手続について全面的に責任を負う。

第四十九条 生産統制計画の履行

- (1) 各加盟生産国は、第四十八条に規定する目的を達成するためすに執り又は現在執つてゐる措置及び得た具体的結果についての書面による報告を、定期的に、理事会に提出する。理事会は、その第一回會期において、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、この報告についての説明及び討論の予定時期及び手続を定める。理事会は、なんらかの意見の表明又は勧告を行なう前に、関係加盟国と協議する。

- (2) 理事会は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、いづれかの加盟生産国がその生産を理事会が第四十八条の規定に基づいて勧告した目標に調整する計画をこの協定の効力発生の日から二年以内に採用しなかつたと認定し、又はいづれかの加盟生産国の計画が効果的でないとして認定する場合には、同様の多数票による議決で、当該加盟生産国がこの協定の適用から生ずることのあるいかなる割当の増加をも享受できないことを決定することができ。理事会は、同様の多数票による議決で、第四十八条の規定が遵守されたとを確認するため適當であると認めるいかなる手続をも定めることができる。

- (3) 理事会は、適當と認める時期(ただし、第七十二条に定める検討のための會議以前でなければならぬ)に、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、加盟生産国が(1)の規定に従つて理事会の検討のために提出した報告に照らして、第四十八条(2)の規定に基づいて勧告した生産目標を改訂することができ。

- (4) 理事会は、この条の規定を適用するにあつて、一次産品生産国の開発計画に對し資金的若しくは一般的に援助を与えることについて関心を有し、又は責任を負う国際的若しくは国内的な機関又は民間の機関と緊密な連絡を維持する。

第五十条 加盟輸入国の協

加盟輸入国は、コーヒーの生産と世界の需要との間の妥當な均衡をも

たらずことが最も重要であることを認め、国際的援助に關するその一般政策に沿つて、コーヒーの生産を制限するための計画について加盟生産国と協力することを約束する。加盟輸入国の援助は、この章の規定を遵守する加盟生産国に対し、二国間、多数国間又は地域内の取極に基づき、技術、資金その他の形で与えることができる。

第十二章 在庫の規制

第五十一条 コーヒーの在庫に關する政策

(1) 理事会は、その第一回会期において、世界のコーヒーの在庫を、自己が定める方式に従ひ、かつ、数量、原産地、所在、品質及び状態の把握に留意しつつ確認するための措置を執る。加盟国は、この調査について便宜を与える。

(2) 理事会は、第四十八条に規定する勧告を補足し、及びそれによつてこの協定の目的の達成を促進するため、この協定の効力発生の日以後一年以内に、(1)の措置によつて入手した資料を基礎として、かつ、関係加盟国と協議の上、在庫に關する政策を定める。

(3) 加盟生産国は、とることができ、るすべての手段により、理事会が定める政策を実行するよう努力する。

(4) 各加盟生産国は、理事会が定める政策を遂行するために執る措置について、全面的に責任を負ふ。

第五十二条 在庫の規制のための計画の履行

各加盟生産国は、第五十一条に定める目的を達成するためにすでに執り又は現在執つてゐる措置及び得た具体的結果についての書面による報告を、定期的に、理事会に提出する。理事会は、その第一回会期において、この報告についての説明及び討議の予定時期及び手続を定める。理事会は、なんらかの意見の表明又は勧告を行ふ前に、関係加盟国と協議する。

第十三章 加盟国のその他の義務

第五十三条 事業者への諮問及びこれとの協調

(1) 理事会は、加盟国がコーヒー問題に關する専門家の意見を求めることを奨励する。

(2) 加盟国は、確立した取引経路に即応する態様で、この協定の範囲内におけるその活動を行ふ。

第五十四条 求償取引
加盟国は、一般的な価格体系を乱すことを避けるため、伝統的市場におけるコーヒーの売渡しを内容とする求償取引で各個に対応する直接的なものを行ふことを差し控える。

第五十五条 混合品及び代用品

加盟国は、コーヒーとして商業的に再販賣するため、他の産物をコーヒーに混合し、又はこれをコーヒーとともに加工し若しくは使用することを要求するいかなる規則をも維持してはならない。加盟国は、基本的原料として含有するコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九十パーセント未満であるような産物をコーヒーの名称によつて販賣し及び宣伝することを禁止するよう努力する。

第十四章 季節的金融

第五十六条 季節的金融

(1) 理事会は、季節的金融に關する二国間、多数国間、地域内又は地域の取極の当事国であるいづれかの加盟国の要請があつた場合には、当該取極がこの協定に基づく義務に適合するものであることを確認するために当該取極を審査する。

(2) 理事会は、二以上の義務の間に生ずることがある矛盾を解決するため、加盟国に対して勧告を行ふことができる。

(3) 理事会は、関係加盟国から入手した情報を検討した上で、適當かつ適切と認める場合には、季節的金融を必要とする加盟国を援助するために一般的な勧告を行ふ。

第十五章 国際コーヒー基金

第五十七条 基金

(1) 理事会は、国際コーヒー基金を設立することができる。基金は、コーヒーの生産と需要との間の適當な均衡をもたらすために生産を制限するという目的を達成するため、及びこの協定のその他の目的の達成を援助するため、使用される。

(2) 基金に対する拠出は、任意とする。

(3) 理事会による基金の設立の決定及び基金の運用に關する指導原理の採用は、区分ごとの三分の二の多数票による議決で行ふ。

第十六章 情報及び研究

第五十八条 情報

(1) 機関は、次のものの収集、交換及び出版のための本部として活動する。

(a) 世界におけるコーヒーの生産、価格、輸出入、流通及び消費に關する統計的情報

(b) 適當と認める場合には、コーヒーの栽培、加工及び利用に關する技術的情報

(2) 理事会は、その運営に必要と認める情報(コーヒーの生産、輸出入、流通、消費及び在庫並びにコーヒーに對する課税に關する定期的な統計的報告を含む)を提供することができ、ただし、特定の行為がコーヒーを生産し、加工し若しくは販賣するいづれの人又は会社の行為であるかを識別することができないいかなる情報をも公表してはならない。加盟国は、できる限り詳細かつ正確な形で、要求された情報を提供する。

(3) 理事会が機関の正当な任務の遂行のために要求した統計的情報その他の情報を加盟国が適當な期限内に提供せず、又はその提供が困難である場合には、理事会は、当該加盟国に對し、不履行の理由を説明することを要求することができる。理事会は、当該事項について技術的援助を必要と認める場合には、なんらかの必要な措置を執ることができる。

第五十九条 研究

(1) 理事会は、コーヒーの生産及び流通の経済的条件、生産国及び消費国における政府の施策がコーヒーの生産及び消費に与える影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途においてコーヒーの消費を増大させる可能性並びにコーヒーの生産者及び消費者に對するこの協定の実施の効果(生産者と消費者との間の交易条件を含む)に關する研究を奨励することができる。

(2) 機関は、必要と認める限度において、コーヒー研究会がさきに着手した研究及び調査を継続し、かつ、定期的に、コーヒーの生産及び消費の傾向及び予想についての研究を行ふ。

(3) 機関は、コーヒーを生産する加盟国からの輸出について最低の規格を定めることが可能であるかどうかを研究することができ、理事会は、この問題に關する勧告について討議することができる。

第六十条 免除
(1) 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態のため、不可抗力のため、憲法上の義務のため又は信託統治制度の下に施政を行ふ地域に對する国際連合憲章に基づく國際義務のため次のいづれかのものに該當することとなるような義務について、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、これを加盟国に對して免除することができる。

(a) 当該加盟国に對して重大な困難をもたらすもの

(b) 当該加盟国に對して不公平な負担を課するもの

- (c) 他の加盟国に対して不当な又は過大な利益を与えるもの
(2) 理事会は、加盟国に対して免除を与えるにあたり、当該加盟国が当該義務を免除される条件及び期間を明示する。

第十八章 紛争及び苦情

- 第六十一条 紛争及び苦情
(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、当該紛争の当事者であり、いずれかの加盟国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

- (2) (1)の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の加盟国又はその票数の合計が総票数の三分の一以上となる加盟国は、理事会に対し、理事会が討議の後決定を行なう前にその紛争問題について(3)に規定する諮問協議会の意見を求めることを要求することができる。

- (3) 諮問協議会は、理事会が全会一致で別段の定めをしない限り、次の者で構成される。

- (i) 加盟輸出国が指名する者二人。そのうち一人は当該紛争と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。

- (ii) 加盟輸入国が指名する(1)の者と同様の資格を有する者二人

- (iii) (i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人の者が一致して選定し、又はこれらの者の意見が一致しない場合に理事

- 会の議長が選定する議長一人
(b) この協定の締結国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有する。

- (c) 諮問協議会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれかの政府からも指示を受けないで行動する。

- (d) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。

- (4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なう。

- (5) いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情は、その苦情を申し立てる国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

- (6) 加盟国は、区分ごとの単純過半数票による議決によらない限り、この協定に基づく義務に違反したと認定されることはない。加盟国がこの協定に違反していることの認定は、その違反の性質を明示して行なう。

- (7) 理事会は、いずれかの加盟国がこの協定に違反したと認定した場合に、他の条に規定する他の強制措置を妨げることなく、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟国がその義務を履行するまでの間当該加盟国が理事会において有する投票権及び執行委員会においてその票を投じさせる権利を停止し、又は第六十九条の

規定に基づく強制的脱退を要求する措置を執ることができる。

第十九章 最終規定

第六十二条 署名

この協定は、千九百六十二年十一月三十日まで、国際連合本部で、千九百六十二年の国際連合コーヒー会議に招請された政府及び独立する前に同会議に属領として代表されていた国の政府による署名のため開放しておく。

第六十三条 批准

この協定は、署名国政府により、その憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとする。批准書又は受諾書は、千九百六十三年十二月三十一日までに、国際連合事務総長に寄託するものとする。批准書又は受諾書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示するものとする。

第六十四条 効力発生

(1) この協定は、附屬書Dに掲げるところにより千九百六十一年において合計して世界の輸出の八十パーセント以上を輸出した二十以上の輸出国を代表する政府及び附屬書Dに掲げるところにより千九百六十一年において合計して世界の輸入の八十パーセント以上を輸入した十以上の輸入国を代表する政府が批准書又は受諾書を寄託した日に、これらの政府の間で効力を生ずる。その後批准書、受諾書又は加入書を寄託する政府について

ては、この協定は、その寄託の日に効力を生ずる。

- (2) この協定は、暫定的に効力を生ずることができる。憲法上の手続に従つてできる限りすみやかに批准し又は受諾するよう努力することとを約束する旨の署名国政府の通告は、国際連合事務総長が千九百六十三年十二月三十日までにこれを受領する場合に、この協定の暫定的な効力発生上、批准書又は受諾書と同様の効力を有するものとする。この通告を行なう政府は、批准書若しくは受諾書を寄託する日と千九百六十三年十二月三十一日とのうちいずれか一層早い日まで、暫定的にこの協定の適用を受けるものとし、かつ、暫定的にこの協定の締結国政府とみなされる。

- (3) 国際連合事務総長は、この協定の効力発生の日(後三十日以内)にロンドンで開催される理事会の第一回会期を招集するものとする。

- (4) この協定が、(2)の規定に従つて暫定的に効力を生じたかどうかを問わず、千九百六十三年十二月三十一日までに(1)の規定に従つて確定的に効力を生じなかつた場合には、同日までに批准書又は受諾書を寄託した政府は、その事態においていかなる措置が必要であるかを検討するために協議することができ、また、この協定がそれらの政府の間で効力を生ずることを合意により決定することができる。

第六十五条 加入

国際連合又はその専門機関の加盟国政府及び千九百六十二年の国際連

合コーヒー会議に招請された政府は、理事会が定める条件に従つて、この協定に加入することができる。

理事会は、この条件を定めるにあたり、当該国が附屬書Aに掲げられていない場合には、当該国の基本輸出割当てを決定する。当該国が附屬書Aに掲げられている場合には、理事会が区分ごとの三分の二の多数票による議決で別段の決定を行なう場合を除くほか、同附屬書に定める基本輸出割当てを当該国の基本輸出割当てとする。加入書を寄託する各政府は、寄託の際に、第二条(7)に定義する加盟輸出国として機関に加盟するか又は同条(8)に定義する加盟輸入国として機関に加盟するかを明示するものとする。

第六十六条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても、行なうことができない。

第六十七条 属領に関する通告

- (1) いずれの政府も、署名の時若しくは受諾書、批准書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、国際関係について自己が責任を負ういずれかの領域にこの協定が適用されることを宣言することができる。この協定は、その通告の日から、その通告中に特定する領域に適用される。
- (2) いずれの締結国も、そのいずれかの属領について第四条の規定に基づく権利を行使することを希望する場合又はその属領の一に對し第五条若しくは第六条の規定に基

づいて形成される加盟集団の構成員となることの許可を与えることを希望する場合には、批准書、受諾書若しくは加入書の寄託の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、当該権利を行使し、又は当該許可を与えることができる。

(3) (1)の規定に基づく宣言を行なつたいずれかの締約国は、その後いつでも、国際連合事務総長に対する通告により、その通告中に特定する領域に対するこの協定の適用を終止することを宣言することができ、この協定は、その通告の日から当該領域に対する適用を終止する。

(4) (1)の規定に基づいてこの協定が適用されていた領域でその後独立したものの政府は、独立の達成後九十日以内に、国際連合事務総長に対する通告により、この協定に定める締約国の権利及び義務を受諾した旨を宣言することができ、当該政府は、その通告の日から、この協定の当事者となる。

第六十八条 自発的脱退
千九百六十六年九月三十日以前においては、いずれの締約国も、この協定から自発的に脱退する旨の通告を行なうことができない。その後はいつでも、いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による脱退の通知を行なうことにより、この協定から脱退することができる。脱退は、通知が受領された後九十日で効力を生ずる。

第六十九条 強制的脱退
理事会は、いずれかの加盟国がこ

の協定に基づく義務を履行せず、かつ、その不履行がこの協定の運用を著しく害していると認める場合には、区分ごとの三分の二の多数票による議決で、当該加盟国に対し機関から脱退することを要求することができる。理事会は、この決定を直ちに国際連合事務総長に通告する。当該加盟国は、理事会の決定の後九十日で、機関の加盟国であることを終止し、また、当該加盟国が締約国である場合には、この協定の締約国であることを終止する。

第七十条 脱退する加盟国の会計上の決済
(1) 理事会は、脱退する加盟国についてその会計上の決済を行なう。機関は、脱退する加盟国がすでに支払った金額を返還しないものとし、また、当該加盟国は、脱退が効力を生じた時に機関に対して負つていた債務を弁済する義務を引き続き負うものとする。ただし、改正を受諾することができないため第七十三条(2)の規定に基づいてこの協定から脱退し又はこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公正と認める会計上の決済を行なうことができる。

(2) この協定から脱退し又はこの協定への参加を終止した加盟国は、第七十一条の規定に基づいてこの協定が終了する際に、清算の結果生ずる資金その他の機関の資産の分配を受ける権利を有しない。

第七十一条 有効期間及び終了

(1) この協定は、(2)の規定に基づいてその有効期間を延長されず、又は(3)の規定に基づいて一層早く終了しない限り、効力発生の日から第五の完全なコーヒー年度の満了まで、効力を有する。

(2) 理事会は、この協定の効力発生の日の後第五の完全なコーヒー年度中に、区分ごとにその総票数につき三分の二以上の多数にあたる数となる票で過半数の加盟国が投するものによる議決をもつて、この協定について再交渉すること又はこの協定の有効期間を理事会が定める期間だけ延長することを決定することができる。

(3) 理事会は、区分ごとにその総票数につき三分の二以上の多数にあたる数となる票で過半数の加盟国が投するものによる議決で、いつでも、この協定の終了を決定することができる。その終了は、理事会が定める日に効力を生ずる。

(4) 理事会は、この協定の終了後、機関の清算、その会計上の決済及びその財産の処分を実施するため必要な期間中存続するものとし、また、その期間中、これらの目的のために必要な権限及び任務を有する。

第七十二条 検討
理事会は、この協定を検討するため、千九百六十五年九月三十日に終るコーヒー年度の後半の六箇月の間に特別会議を開催する。

第七十三条 改正
(1) 理事会は、区分ごとに三分の二の多数票による議決で、締約国に対し、この協定の改正を勧告する

ことができる。改正は、国際連合事務総長が、加盟輸出国の総数につき七十五パーセント以上にあたる数の輸出国で加盟輸出国の総票数の八十五パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表する締約国及び加盟輸入国の総数につき七十五パーセント以上にあたる数の輸入国で加盟輸入国の総票数の八十パーセント以上にあたる数の票を有するものを代表とする締約国から受諾の通告を受領した後百日で、効力を生ずる。理事会は、各締約国が国際連合事務総長に対して改正の受諾を通告することができ、改正がその期限までに効力を生じなかつた場合には、当該改正は、撤回されたものとみなす。理事会は、国際連合事務総長に対し、改正が効力を生じたかどうかを決定するため必要な情報を提供する。

(2) いずれかの締約国又は加盟国若しくは加盟集団の構成員であるいずれかの国領で改正が効力を生じた日までに当該改正を受諾する旨の通告がそれについて行なわれなかつたものは、その日に、この協定への参加を終止する。

第七十四条 国際連合事務総長の通告
国際連合事務総長は、千九百六十六年の国際連合コーヒー会議に代表又はオブザーヴァーを派遣したすべての政府並びに国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国である他のすべての政府に対し、批准書、受諾書又は加入書の寄託並びにこの協

定が暫定的に及び確定的に効力を生じた日を通告するものとする。国際連合事務総長は、また、すべての締約国に対し、第五条、第六十七条、第六十八条若しくは第六十九条の規定に基づいて延長されたこの協定の有効期間が満了し、又は同条の規定に基づいてこの協定が終了する日及び第七十三条の規定に基づいて改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語、ロシア語、スペイン語及びポルトガル語によるこの協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、国際連合の記録に寄託される。国際連合事務総長は、各署名国政府及び各加入国政府に対してその認証原本を送付するものとする。

アフガニスタンのために
アルバニアのために
アルゼンティーンのために
L. M. カラバリ
オーストラリアのために
本官は、オーストラリア連邦政府が、パプア地域及びニュー・ギニア信託統治地域にこの協定が適用されることを宣言する旨を、第六十七条の規定に従い、

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 千九百六十二年の国際コーヒー協定

同政府のためにここに通告する。

J・プリムソル

千九百六十二年十一月二十三日

オーストリアのために

F・マツチ

千九百六十二年十一月二十三日

ベルギーのために

ヴァルテル・ロリダン

ポリヴィアのために

ハイメ・カバリエロ・タマヨ

ブラジルのために

セルジオ・アルマンド・フラザン

ブルガリアのために

ビルマのために

ブルンディのために

パスカル・ブビリザ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カンボディアのために

カメルーンのために

J・クオー・ムクリ

カナダのために

ポール・トレンブレ

中央アフリカ共和国のために

M・ガリン・ドゥアト

セイロンのために

千九百六十二年十一月十六日

チャードのために

チリのために

D・シユヴァイツァー

千九百六十二年十一月三十日

チリ政府は、千九百六十二年の国際連合コーヒー会議の会期中に行なわれた討議に最も深い関心をもつて参加し、

一次産品の価格の不断的変動により発展途上にある国にもたらされる深刻な問題に解決を見いだすために国際連合が払った努力並びに、コーヒーの問題につき、コーヒー生産国及びコーヒー消費国がその共通の利益のための措置について合意するよう国際会議を後援した国際連合の果敢な行動を満足の念をもつて注目し、

チリが、コーヒー生産国でなく、性格的に小消費国であるにもかかわらず、アメリカ大陸の生産国でその経済がコーヒーの販売及び世界市場におけるコーヒーの価格に大きく依存しているものに対する連帯感のしるしとして国際コーヒー会議に参加した事実について

注意を喚起し、

アメリカ大陸のコーヒー生産国に対する友情及び連帯感の表明として、また、世界市場における一次産品の貿易に関する困難につき国際連合及び国際的協力関係のわく内において恒久的な解決策を見いだそうとする自国の希望の表現として、千九百六十二年の国際

コーヒー協定に賛意を表し、かつ、署名することをここに宣言する。

中国のために

コロンビアのために

カルロス・サンス・デ・サンタマリア

コンゴ(ブラザヴィル)のために

コンゴ(レオポルドヴィル)のために

P・ムボヨ

千九百六十二年十一月二十七日

コスタリカのために

F・ヴォリオ・J

キューバのために

カルロス・レチュガ

千九百六十二年十一月三十日

キューバ政府は、諸国間の権利の平等及び相互の尊重、特に、一次産品の市場を安定させることを目的とする協定を基礎として、国際的な経済協力を行なっている。

キューバは、そのような政策に基づき、過去に締結されたコーヒーに関するすべての協定の当事国であり、また、ここに署名する千九百六十二年の国際コーヒー協定に結実した国際連合コーヒー会議に積極的に参加した。

第四十七条(3)に政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営が多かれ少なかれコーヒーの消費の増大を妨げるおそれがあることが規定されていることを考慮し、キューバ政府は、次のように宣言することが必要であると考える。

「第四十七条(3)の規定は、キューバの貿易独占機関について適用されると解釈することができない。なぜならば、この貿易独占機関は、相互の利益及び相互の尊重を基礎としてすべての国(その経済上、社会上及び政治上の制度のいかんを問わない。)とのキューバの貿易を拡大すること並

二二六

びにキューバの国民経済を発展させることを目的とするキューバの政策のための効果的な手段であるからである。キューバの国民経済の発展は、生活水準の向上及び、コーヒーその他の多くの一次産品についてキューバで実証されるように、大衆の消費の増大に直接に貢献するものである。」

サイプラスのために

チェッコスロヴァキアのために

ダホメのために

デンマークのために

批准を条件として

A・フセルン・イエENSEN

千九百六十二年十一月二十九日

ドミニカ共和国のために

M・E・デ・モヤ

エクアドルのために

M・ウスココヴィツチ

千九百六十二年十一月二十八日

エル・サルヴァドルのために

F・R・リマ

エチオピアのために

ドイツ連邦共和国のために

ジギスムント・フライヘル・フォン・ブラオン

千九百六十二年十一月十

九日

マラヤ連邦のために

ローデシア・ニアサランド連邦の
ために

フィンランドのために

フランスのために

R・セイドウ

ガボンのために

ジャンマリ・ニウンドウ

千九百六十二年十月十二

ガーナのために

ギリシャのために

グアテマラのために

ロベルト・アレホス

ギニアのために

ハイチのために

カルレ・オギエスト

ホンデラスのために

G・カセレスII P

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

S・K・ロイ

千九百六十二年十一月二

十九日

インドネシアのために

L・N・パラール

千九百六十二年十一月二

十一日

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

ジウゼッペ・ブラサスカ

象牙海岸のために

コナン・ベディエ

千九百六十二年十月二十

ジャマイカのために

四日

日本国政府のために

政府の承認を条件として

岡崎勝男

ジョルダンのために

クウェイトのために

ラオスのために

レバノンのために

政府の承認を条件として

ジョルジュ・ハキム

千九百六十二年十月十

二日

リベリアのために

リビアのために

ルクセンブルグのために

M・シュタインメツ

千九百六十二年十一月二

十日

マダガスカルのために

L・ラコトララ

マリのために

モーリタニアのために

メキシコののために

政府の承認を条件として

M・A・コルデラ・ジュ

ニア

モンゴルのために

モロッコのために

ネパールのために

オランダのために

C・W・A・シュールマン

千九百六十二年十一月三

十日

ニュージーランドのために

F・H・コーナー

千九百六十二年十一月二

十九日

ニカラグアのために

政府の承認を条件として

J・M・カステイロ

千九百六十二年十月二

十九日

ニジェールのために

ナイジェリアのために

S・O・アデボ

千九百六十二年十一月二

十九日

ノールウェーのために

シヴェルト・A・ニールセン

千九百六十二年十一月三

十日

パキスタンのために

パナマのために

別記の宣言を附して

J・M・サンチェス・B

千九百六十二年十一

月八日

コロソ自由地域

がパナマ共和国の

関税地域外にある

とされている事実

に照らし、本官

は、国際コーヒー

協定に署名するに

あたり、パナマ共

和国がコロソ自由

地域を通過する

コーヒーを同地域

を経由する国際通

過貨物とみなすこ

と及び、したがつ

て、そのコーヒー

が、パナマ共和国

に輸入され又はパ

ナマ共和国から再

輸出されるコー

ヒーとみなされ得

ず、単に、生産国

から積み出され消

費関に向けられた

通過中のコーヒー

であり、当該生産

国の輸出割当使用

分に算入され、か

つ、当該消費国の

輸入割当使用分に

算入されるものと

みなされること

を、ここに記録に

止める。

パラグアイのために

ベルーのために

ルイス・エドガルド・リョー

サ

フィリピンのために

ポーランドのために

ポルトガルのために

ヴァスコ・ヴィエイラ・ガリ

ン

千九百六十二年十一月二

十九日

大韓民国のために

ヴィエトナム共和国のために

ルーマニアのために

ルワンダのために

国際連合ルワンダ政府代表

ラ

大使 マルティン・ウザムグ

千九百六十二年十月二日

サウディ・アラビアのために

セネガルのために

シエラ・レオネのために

シエラ・レオネ政府代表

ガーシオン・B・O・コリー

アー

千九百六十二年十一月三

十日

ソマリアのために

南アフリカのために

A・ドブルーニン

別記の宣言を附して

千九百六十二年十一月二十三日

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、平等及び相互の利益を基礎として諸国間の経済協力の拡大及び強化を促進すること

スペインのために
ホセ・F・デ・レケリカ
スーダンのために
スウェーデンのために
アダ・レッセル
千九百六十二年十月五日
スイスのために
エルネスト・A・タルマン
千九百六十二年十一月三十日
シリアのために

タンガニカのために
A・Z・ヌシロ・スワイ
タイのために
トーゴのために

トリニダット・トバゴのために
エリス・クラーク
千九百六十二年十一月三十日
テュニジアのために

トルコのために

ウガンダのために
アボロ・K・キロンデ
千九百六十二年十一月二十一日

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

エト社会主義共和国連邦政府は、この目的の達成を容易にすることを希望して、同協定に署名した。

第四十七条(3)

に、政府の輸入独占機関及び公的買付機関の運営が多かれ少なかれコーヒーの消費の増大を妨げるおそれがある旨の規定が含まれていることを考慮し、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、この規定がソヴィエト社会主義共和国連邦の貿易独占機関に適用されるものと解釈することはできないことを言明することが必要であると信ずる。

ソヴィエトの貿易は、国家独占を基礎として行なわれており、この国家独占は、ソヴィエト社会主義共和国連邦憲法に定められており、ソヴィエト社会主義

共和国連邦の社会経済制度の機構上の帰結であつて、同制度の不可分の一部である。

貿易独占機関は、国の経済的發展を促進すること

を目的とするものである。ソヴィエト社会主義共和国連邦の貿易独占機関は、四十五年に近いソヴィエトの貿易の歴史が示しているように、すべての国(その社会制度及び發展の程度はいかを問わぬ)との貿易を総合的に發展させることを確保している。ソヴィエト社会主義共和国連邦は、八十以上の国と貿易を行なつており、千九百六十一年におけるその貿易量は、不変価格で比較して、千九百五十五年におけるその貿易量の二倍に近く、また、千九百三十八年の水準のほとんど十倍に達していることを指摘すれば十分である。貿易独占機関は、貿易の拡大を妨げるどころか、現にこれを促進している。

ソヴィエトの貿易独占機関の性格及び目的を歪曲することは、なんらの益もなく、ソヴィエト社会主義共和国連邦の経済機構の性格につき官界及び実業界に誤解を与えようとする試みである。

アラブ連合共和国のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
パトリック・ディーン
アメリカ合衆国のために
W・マイケル・ブルメンタール
上ヴォルタのために
ウルグアイのために
ヴェネズエラのために
政府の承認を条件として
マウリシオ・パエス
イエメンのために
ユーゴスラヴィアのために

附屬書A 基本輸出割当て(単位一袋、一袋は六十キログラム)

ブラジル	一八、〇〇〇、〇〇〇
コロンビア	六、〇一一、二八〇
ゴスタ・リカ	九五〇、〇〇〇
キューバ	二〇〇、〇〇〇
ドミニカ共和国(注a)	四二五、〇〇〇
エクアドル	五五二、〇〇〇
エル・サルヴァドル	一、四二九、五〇〇
グアテマラ	一、三四四、五〇〇
ハイティ(注a)	四二〇、〇〇〇
ホンデュラス	二八五、〇〇〇
メキシコ	一、五〇九、〇〇〇
ニカラグア	四一九、一〇〇
パナマ	二六、〇〇〇
ペルー	五八〇、〇〇〇
ヴェネズエラ	四七五、〇〇〇
カメルーン	七六二、七九五
中央アフリカ共和国	一五〇、〇〇〇
コンゴ(ブラザヴィル)	一一、〇〇〇
ダホメ	三七、二二四
ガボン	一八、〇〇〇
象牙海岸	二、三二四、二七八
マダガスカル共和国	八二八、八二八
トーゴ	一七〇、〇〇〇
ケニア	五一六、八三五
ウガンダ	一、八八七、七三七
タンガニイカ	四三五、四五八
ボルトガル	二、一八八、六四八
コンゴ(レオポルドヴィル)(注b)	七〇〇、〇〇〇
エチオピア	八五〇、〇〇〇
インド	三六〇、〇〇〇
インドネシア	一、一七六、〇〇〇
ナイジェリア	一八、〇〇〇
ルワンダ及びブルンディ(注b)	三四〇、〇〇〇
シエラ・レオネ	六五、〇〇〇
トリニダッド	四四、〇〇〇
イエメン	七七、〇〇〇
合計	四五、五八七、一八三

注a ハイティ共和国及びドミニカ共和国は、一九六三―六四コーヒ一年度において、二〇パーセントまでそれぞれの調整済み基本輸出割当てをこえて輸出することを許される。

ただし、この割増し分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れない。第七二条に規定するこの協定の検討に際しては、これらの国における二年間隔の生産周期に対して特別の考慮を払う。

注b コンゴ共和国(レオポルドヴィル)は、第一コーヒ一年度において、理事会に対し、輸出可能な七〇〇、〇〇〇袋をこえる生産があつたことについての十分な証拠を提出した場合に、理事会により、九〇〇、〇〇〇袋まで輸出することを承認される。同国は、第二コーヒ一年度及び第三コーヒ一年度においては、前年度における輸出の二〇パーセントをこえない数量だけ輸出を増大させることを許される。ルワンダ及びブルンディは、理事会に対し、輸出可能な二四〇、〇〇〇袋をこえる生産があつたことについての十分な証拠を提出した場合に、理事会により、第一コーヒ一年度においては合計して四五〇、〇〇〇袋まで、第二コーヒ一年度においては合計して五〇〇、〇〇〇袋まで、第三コーヒ一年度においては合計して五六五、〇〇〇袋までそれぞれ輸出することを承認される。ただし、最初の三コーヒ一年度においてこれらの国に認められる割増し分は、いかなる場合にも、票の配分を算定する際には考慮に入れない。

附屬書B 第七章第四十条に規定する割当て外の仕向国

この協定の適用上、次の地域は、割当て外の国とする。

パレン
バストランド
ベチエアナランド
セイロン
中国(台湾)
中国(本土)
ローデシア・ニアサランド連邦
ハンガリー
イラン
イラク
日本国
ジョルダン
クウェイト
マスカット・オーマン
オーマン
フィリピン
ボートランド
カタール
大韓民国
北朝鮮

昭和三十一年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 千九百六十二年の國際コーヒー協定

ヴィエトナム共和国
北ヴィエトナム
ルーマニア
サウディ・アラビア
ソマリア
南西アフリカ
スーダン
スワジランド
タイ
南アフリカ共和国
ソヴィエト社会主義共和国連邦

附屬書C 原産地証明書

この証明書は、國際コーヒー協定に基づいて作成される。この証明書の原本一部は、輸出に関する書類とともに提出するものとし、また、輸出(及び輸入)のための通関の際に要求される。

第 (将来の連絡において引用される。) 号 加龍国 (生産国)

下に記載する生コーヒー、可溶性コーヒー、半いりコーヒーその他のコーヒーが (生産国)において生産されたものであることを証明する。

積載船名: 又はその他の輸送機関名
仕出地: (積込港名その他の積込地点名)
仕向地: (最終仕向先の港名又は国名)
経由地:
到着予定日:

(日付)

荷印その他の数量 合計重量 備考
の標示 (単位数) キログラム ポンド

生コーヒー
総重量 総重量
正味重量 正味重量

いりコーヒー又は
可溶性コーヒー
総重量 総重量
正味重量 正味重量

その他のコーヒー
(特記すること。)

日付 署名 (証明入)

(証明団体)

I 附屬書D 千九百六十一年における輸出及び輸入の表
輸出(単位:千袋、一袋は六十キログラム)

国名	袋	パーセント
ボリヴィア	(注a) 一六、九七一	三・九
ブラジル	三九七	〇・九
ブルンディ及びルワンダ	五九一	一・四
カメルーン	一一一	〇・三
中央アフリカ共和国	五、六五一	一・三
コロンビア	(注a) 四九九	〇・〇
コンゴ(ブラザヴィル)	八三五	一・二
コンゴ(レオポルドヴィル)	八三五	一・九
コスタ・リカ	八五	〇・二
キューバ	四〇	〇・一
ダホメ	三三七	〇・八
ドミニカ共和国	三八一	〇・九
エクアドル	一、四三〇	二・二
エル・サルヴァドル	九五〇	〇・〇
エチオピア	(注a) 二八	〇・一
ガボン	一、二五五	二・九
ガーナ	二〇〇	〇・五
グアテマラ	三三八	〇・八
ギニア	二一〇	〇・五
ハイチ	二一〇	〇・五
ホンデュラス	五三九	一・二
インド	一、〇九一	二・五
インドネシア	二、六一八	六・〇
象牙海岸	(注a) 四一	〇・一
ジャマイカ	六五一	一・五
リベリア	(注a) 一、四八三	三・五
マダガスカル	三四九	〇・八
モリタニア	(注a) 〇・〇	〇・〇
メキシコ	(注a) 〇・〇	〇・〇
ニカラグア	(注a) 〇・〇	〇・〇
ナイジェリア	(注a) 〇・〇	〇・〇
パナマ	(注a) 〇・〇	〇・〇
パラグアイ	二五	〇・一
ペルー	五六七	一・三
ポルトガル	一、九七六	四・五

ルワンダ(ブルンディの項参照)	八五	〇・二	一三三	〇・三
シエラ・レオネ	四三八	一・〇	三九	〇・一
タンガニイカ	一七一	〇・四	二九	〇・一
トーゴ	三八	〇・一	(注a)	〇・〇
トリニダード・トバゴ	五三六	一・二	(注a)	〇・〇
連合王国(ケニア)	一、八〇六	四・二	(注a)	〇・〇
連合王国(ウガンダ)	(注a)	〇・〇	七四	〇・二
上ヴォルタ	四〇六	〇・九	一、七五三	四・〇
ヴェネズエラ	八〇	〇・二	二四四	〇・六
イエメン	四三、二一九	一〇〇・〇	(注a)	〇・一
合計	二二、〇〇〇袋未満		(注a)	〇・〇
II 輸入(単位一千袋、一袋は六十キログラム)				
国 名	袋	パーセント		
アフガニスタン	(注a)	〇・〇	リビア	(注a)
アルバニア	(注a)	〇・〇	ルクセンブルグ(ベルギーに含まれる。)	(注a)
アルゼンティン	五七四	一・三	マリ	(注a)
オーストラリア	一五六	〇・四	モンゴル	(注a)
オーストリア	二一八	〇・五	モロッコ	(注a)
ベルギー	一、〇三六	二・四	ネパール	(注a)
ブルガリア	六〇	〇・一	オランダ	一、四四七
ビルマ	(注a)	〇・〇	ニュージーランド	三・五
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国(ソヴィエト社会主義共和国連邦に含まれる。)			ノルウェー	(注a)
カンボディア	(注a)	〇・〇	パキスタン	四五〇
カナダ	一一九	二・六	フィリピン	(注a)
セイロン	(注a)	〇・〇	ポランド	(注a)
チャード	(注a)	〇・〇	大韓民国	(注a)
チリ	一一三	〇・三	ヴィエトナム共和国	(注a)
中国	(注a)	〇・〇	ルーマニア	(注a)
サイプレス	(注a)	〇・〇	サウディ・アラビア	(注a)
チェコスロヴァキア	一七五	〇・四	セネガル	(注a)
デンマーク	七二七	一・七	ソマリア	(注a)
ドイツ連邦共和国	三、五四〇	八・一	南アフリカ共和国	(注a)
マラヤ連邦	一〇九	〇・二	スペイン	一八五
ローデシア・ニアサランド連邦	(注a)	〇・〇	スーダン	三〇〇
フィンランド	六三八	一・五	スウェーデン	一五四
フランス	三、八八二	八・九	スイス	一、二九五
			シリア	五四一
				三一

昭和三十三年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 千九百六十二年の国際小麦協定

タイ	八三	〇・二
チュニジア	四八	〇・一
トルコ	三六	〇・一
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国(ソヴィエト社会主義共和国連邦に含まれる。)		
ソヴィエト社会主義共和国連邦		
アラブ連合共和国		
三七一	〇・九	
七〇	〇・二	

連合王国	九七八	二・三
アメリカ合衆国	四六四	五・七
ウルグアイ	四五	〇・一
ユーゴスラヴィア	一四三	〇・三
合計	四三、三九三	一〇〇・〇
注：二、〇〇〇袋未満		

千九百六十二年の国際小麦協定

この協定の署名国政府は、

千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十二年、千九百五十六年及び千九百五十九年に修正更新されたことを考慮し、また、

千九百五十九年の国際小麦協定が千九百六十二年七月三十一日に効力を失うこと及びさらにある期間のために新たな協定を締結することが望ましいことを考慮して、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 公正なかつ安定した価格で、輸入国に小麦及び小麦粉の供給を、輸出国に小麦及び小麦粉の市場を確保すること。

(b) 小麦及び小麦粉の国際貿易の拡大を促進し、輸出国及び輸入国双方の利益のための貿易のできる限り自由な交流を確保し、かつ、このようにして、経済が小麦の商業的流通に依存している国の発展に寄与すること。

(c) 小麦の重圧的な過剰及び危機的不足が生産者及び消費者に与える深刻な困難を克服すること。

(d) 一般的に小麦及び小麦粉の使用及び消費を奨励し、特に、発展途上にある国において健康及び栄養を改善し、かつ、このようにしてその国の発展を奨励するため、小麦及び小麦粉の使用及び消費を奨励すること。

(e) 小麦の貿易が他の農産物の市場の経済的安定性に関連することを認識し、世界の小麦問題に關して一般的に国際協力を促進すること。

第二条 定義

(1) この協定の適用上、

(a) 「相当価格諮問委員会」とは、第三十一条の規定に基づいて設立される委員会をいう。

(b) 「義務残量」とは、輸出国が第五条の規定に基づいて最高価格をこえない価格で買入れに供しなければならない小麦の数量、すなわち、当該時点において輸入国に対する当該輸出国の基準数量から当該取獲年度における当該輸出国からの輸入国の実際の商業的買入れを差し引いた数量をいう。

(c) 「権利残量」とは、輸入国が第五条の規定に基づいて最高価格をこえない価格で買入れられることができる小麦の数量、すなわち、当該時点において一(又は文脈により二以上)の關係輸出国に対する当該輸入国の基準数量から当該取獲年度における当該關係輸出国からの当該輸入国の実際の商業的買入れを差し引いた数量をいう。

(d) 「ブッシュェル」とは、常衡六十ポンド又は二七・二一五五、キログラムをいう。

(e) 「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険のために要する費用をいう。

(f) 「証明済み種子小麦」とは、原産国の慣行に従つて公的に証明され、かつ、当該原産国で認められた種子小麦の規格に適合する小麦をいう。

(g) 「セメント」というときは、価格について、それが運賃込みであることを示すものとする。

(h) 「理事会」とは、千九百四十九年の国際小麦協定に基づいて設立され、かつ、第二十五条の規定に基づいて存続する国際小麦理事会をいう。

(i) 「取獲年度」とは、八月一日から七月三十一日までの期間をいう。

(j) 「基準数量」とは、次のものをいう。

(i) 輸出国については、第十五条に規定する年度における当該輸出国からの輸入国の商業的買入れの年平均

(ii) 輸入国については、第十五条に規定する年度における輸出(又は文脈により特定の輸出国)からの当該輸入国の商業的買入れの年平均

(k) 「執行委員会」とは、第三十条の規定に基づいて設立される委員会をいう。

(l) 「輸出国」とは、文脈により、次のいずれかをいう。

(i) 附表Bに掲げる国の政府で、この協定を受諾し又はこれに加入し、かつ、これから脱退していないもの

(ii) 附表Bに掲げる国自体並びにこの協定に基づくその国の政府の権利及び義務が及ぶ領域

(m) 「販賣費」とは、販賣、備船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。

(n) 「最高価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最高価格(又は文脈によりそれらの最高価格の一)をいう。

(o) 「最高価格宣言」とは、第十三条の規定に従つて行なわれる宣言をいう。

(p) 「メートル・トン」又は「キログラム」とは、三六・七四三七「ブッシュェル」をいう。

(q) 「最低価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最低価格(又は文脈によりそれらの最低価格の一)をいう。

(r) 「最低価格宣言」とは、第十三条の規定に従つて行なわれる宣言をいう。

(s) 「メートル・トン」又は「キログラム」とは、三六・七四三七「ブッシュェル」をいう。

(t) 「最低価格」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最低価格(又は文脈によりそれらの最低価格の一)をいう。

の規定に基づいて決定される最低価格（又は文脈によりそれらの最低価格の一）をいう。

(u) 「価格帯」とは、第六条若しくは第七条に定められ、又はその規定に基づいて決定される最低価格と最高価格との間の価格（最低価格を含み、最高価格を含まない）をいう。

(v) 「買入れ」とは、輸出国若しくは輸出国以外の国からそれぞれ輸出された小麦若しくは輸出される小麦の輸入のための買入れ（又は文脈により、このようにして買入れられた小麦の数量）をいう。この協定において買入れというときは、関係政府間で行なわれる買入れのみではなく、民間貿易業者間で行なわれる買入れ及び民間貿易業者と関係政府との間で行なわれる買入れをもさすものとする。この協定において、「政府」には、この協定を受諾し又はこれに加入する政府の権利及び義務が第三十七条の規定に基づいて及ぶ領域の政府を含む。

(w) 輸出国又は輸入国に関して、「領域」には、この協定に基づくその国の政府の権利及び義務が第三十七条の規定に基づいて及ぶ領域を含む。

(x) 「小麦」とは、小麦粒（種類、銘柄、等級又は品質のいかんを問わない）及び、第六条以外においては、小麦粉をいう。

(2) 小麦粉の買入れの小麦相当量へのすべての換算は、買手と売手との間の契約に明示する換算率による。

つて行なう。換算率が明示されていない場合には、小麦粉と小麦粒との重量換算率は、理事会が別段の決定をしない限り、計算上七十二対百とする。

第三条 商業的買入れ及び特殊取引

(1) この協定の適用上、商業的買入れとは、第二条に定義する買入れで、国際貿易における通常の商業的慣行に適合するものをいう。ただし、商業的買入れには、(2)に規定する取引を含まない。

(2) この協定の適用上、特殊取引とは、価格帯内のものであるとないことを問わず、関係国政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与された取引をいう。特殊取引には、次のものを含む。

(a) 信用供与に基づく売渡しであつて、その信用供与における利率、支払期間その他これに関連する条件が、政府の関与により、世界市場における通常の商業的な利率、期間又は条件と合致しなくなつたもの

(b) 輸出国政府から小麦の買入れのために与えられた借款に基づいて小麦の買入れの資金が供与される売渡し

(c) 輸出国内で使用する通貨又は貨物に交換できない輸入国の通貨による売渡し

(d) 特別の支払取極（貨物の交換によつて相互に信用残高を決済するための清算勘定を含む）を含む貿易協定に基づく売渡し。

のとみなすことに同意する場合を除く。

(e) 求償取引であつて、
(i) 政府の関与によつて行なわれ、世界相場以外の価格で小麦を交換するもの、又は、
(ii) 政府の買入計画に基づく補助を含むもの。ただし、小麦の買入れが原求償契約中に最終仕向国を明記していない求償取引に基づくものである場合を除く。

(f) 小麦の贈与又は輸出国が小麦の買入れのために供与した資金による小麦の買入れ

(g) 関係国政府により通常の商業的慣行に適合しない特殊性を付与されたその他の種類の取引で理事会が定めるもの

(3) 取引が(1)に定義する商業的買入れであるか又は(2)に定義する特殊取引であるかの問題で事務局長又は輸出国若しくは輸入国が提起するものについては、理事会が決定する。

第二部 権利及び義務

第四条 価格帯内の買入れ

(1) 各輸入国は、各収穫年度における自国の商業的買入れの総量に対する率が附表Aに定める自国の百分率以上となる数量の小麦を、その収穫年度中に、価格帯内の価格で輸出国から買入れること及び輸出国からの追加の商業的買入れもまた価格帯内の価格で行なうことを約束する。ただし、いずれかの輸出国について最高価格宣言が有効である期間中は、第五条の規定を適用する。

(2) 輸出国は、相互に連携して、いずれの収穫年度中においても、価格帯内の価格で、輸入国の商業的買入れの要求数量を満たすに十分な数量の小麦を輸入国の買入れに供することを約束する。ただし、輸出国について最高価格宣言が有効である期間中は、当該輸出国について第五条の規定を適用する。

定を適用する。

(2) 輸出国は、相互に連携して、いずれの収穫年度中においても、価格帯内の価格で、輸入国の商業的買入れの要求数量を満たすに十分な数量の小麦を輸入国の買入れに供することを約束する。ただし、輸出国について最高価格宣言が有効である期間中は、当該輸出国について第五条の規定を適用する。

(3) この協定の適用上、第五条に定める場合を除くほか、一の輸入国が他の輸入国から買入れた小麦で当該収穫年度中に輸出国を原産国としたものは、当該一の輸入国が当該輸出国から買入れたものとみなす。第十九条の規定に従うことを条件として、この(3)の規定は、小麦粉が関係輸出国を原産国としたものである場合に限り、小麦粉についても適用する。

第五条 最高価格による買入れ

(1) 理事会がいずれかの輸出国について最高価格宣言を行なつた場合には、当該輸出国は、最高価格をこえない価格で輸入国に対する自国の義務残量を輸入国の買入れに供しなければならない。ただし、この義務は、いずれの輸入国についても、輸出国の総体に対する当該輸入国の権利残量を限度とする。

(2) 理事会がすべての輸出国について最高価格宣言を行なつた場合には、各輸入国は、同宣言の有効期間中次のことを行なうことができる。

(a) 最高価格をこえない価格で、

輸出国から、輸出国の総体に対する自国の権利残量を買入れすること。

(b) 第四条(1)の規定にかかわらず、いかなる供給源からの小麦をも買入れること。

(3) 理事会が、すべての輸出国についてではなく、一又は二以上の輸出国について最高価格宣言を行なつた場合には、各輸入国は、同宣言の有効期間中次のことを行なうことができる。

(a) 当該一又は二以上の輸出国から(1)の規定に基づく買入れを行なうこと及び価格帯内の価格で、他の輸出国から、自国の商業的義務残量を買入れすること。

(b) 同宣言の効力発生の日における当該一又は二以上の輸出国に対する自国の権利残量の限度まで、第四条(1)の規定にかかわらず、いかなる供給源からの小麦をも買入れること。ただし、当該残量が輸出国の総体に対する自国の権利残量をこえないことを条件とする。

(4) いずれかの輸入国が輸出国の総体に対する自国の権利残量をこえて一の輸出国から買入れを行なう場合には、その権利残量をこえた買入れは、この条の規定に基づく当該一の輸出国の義務を減少させない。第四条(3)の規定は、買入れが輸出国の総体に対する輸入国の権利残量をこえない限り、この条に定める場合についても適用する。

- (5) (2)(b)及び(3)(b)の規定を留保して、いずれかの輸入国が第四条(1)の規定に基づいて要求される百分率の買入れを履行したかどうかを決定するにあたり、当該輸入国が最高価格宣言の有効期間中に行なつた買入れは、
- (a) それがいずれかの輸出国(宣言が行なわれた輸出国を含む)からの買入れである場合には、は、考慮に入れ、
- (b) それらが輸出国以外の国からの買入れである場合には、すべて無視する。
- 第六条 小麦の価格
- (1) (a) この協定の有効期間中の最低基準価格及び最高基準価格は、ばら積みマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの一ブッシェルにつき、千九百四十九年三月一日に國際通貨基金の運用上定められたカナダ・ドルの平均により、カナダ通貨で、次のとおりとする。
- 最低基準価格 一・六二五ドル
- 最高基準価格 二・〇二五ドル
- 最低基準価格及び最高基準価格並びに以下に定めるその相当価格には、買手と売手との間で取りきめる保管費及び販売費を含まない。
- (b) デュラム小麦及び証明済み種子小麦については、最高価格に關する規定を適用しない。
- (c) 買手と売手との間で取りきめる保管費は、当該小麦を売り渡す契約に明示された所定の日より後の部分のみ買手の勘定に加算される。
- (2) (a) ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でヴァンクーヴァー倉庫渡しのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格とする。
- (b) ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でマニトバ州チャールズ・トブのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格とする。
- (c) ばら積みのアルゼンティン小麦で海岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格を基礎として、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつて、通常の為替換算率によりアルゼンティンの通貨の単位で表示した価格とする。
- (d) ばら積みのオーストラリア小麦で海岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格を基礎として、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつて、通常の為替換算率によりオーストラリアの通貨の単位で表示した価格とする。
- (e) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのフランス小麦でフランスの港における「to b」のもの又はフランスの国境におけるもの(該当するいずれかのもの)の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格による仕向国「to b」価格又は仕向国への引渡しに適當な港における「to b」価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。
- (f) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのイタリア小麦でイタリアの港における「to b」のもの又はイタリアの国境におけるもの(該当するいずれかのもの)の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格を基礎として、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。
- (g) 見本又は説明書により取引されるばら積みのメキシコ小麦でメキシコの太平洋岸の港の倉庫渡しのもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格を基礎として、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。
- (h) 見本若しくは説明書により取引されるばら積みのスペイン小麦でスペインの港における「to b」のもの又はスペインの国境におけるもの(該当するいずれかのもの)の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格による仕向国「to b」価格又は仕向国への引渡しに適當な港における「to b」価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。
- (i) 見本又は説明書により取引されるばら積みのスウェーデン小麦でストックホルムとゴッテンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)における「to b」のもの、の最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの(1)に定める最高価格による仕向国「to b」価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、關係輸出国と關係輸入国との間で取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。

応ずる補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(3) ばら積みへのヴィ・ダーク・ノーザン・スプリング一号小麦でドゥルース又はスベリオル倉庫渡しものの最高相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しものの(1)に定める最高価格を基礎として、通常の為替換算率によつて計算した上、関税輸出と関係輸入ととの間で取りきめる品質差に応ずる補正を行なつた価格とする。

(k) ばら積み品のハード・ウィンター一号小麦でアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港における "top" のものの最高相対価格は、ばら積み品のマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのものとの(1)に定める最高価格によるグレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の(2)の価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、關係輸出国と關係輸入国との間を取りきめる品質差に応ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。

(1) ばら積みソフト・ホワイト
一号小麦又はハード・ウイ
ンター一号小麦でアメリカ合衆
国の太平洋岸の港の倉庫渡しし
ものの最高相対価格は、ばら積
みのマニトバ・ノーザン一号小
麦でフォート・ウイリアム又は

ト・アーサー・倉庫渡しのものの(1)に定める最高価格を基礎として、通常の為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に応ずる補正を行なつた価格とする。

(四) ばら積み の ソヴィエト・サウス・ウイニター小麦で黒海岸若しくはバルト海岸の港における 100 磅のもの又はソヴィエト社会主義共和国連邦の国境におけるもの（該当するいずれかのもの）の最高相当価格は、ばら積み の マニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウイリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの（1）に定める最高価格によるもの仕向国 100 磅の価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、關係輸出国と關係輸入国との間を取りきめる品質差に應ずる補正を行なつた価格に相当する価格とする。

(3) (a)から(h)までに掲げるものの最低相当価格は、ばら積みのマニトパ・ノーザン一号小麦でフォート・ウイリアム又はポート・アーサー倉庫渡しのもの、(i)に定める最低価格によるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国産小麦の価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に応ずる補正を行なつた価格に相当するそれぞれザンクヴァー、チャールズ港、アルゼン

ティン、オーストラリア、メキシコの港、アメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港、アメリカ合衆国の太平洋岸の港並びにソヴィエト社会主義共和国連邦の黒海岸及びバルト海岸の港におけるT.O.B. 価格とする。

(a) ばら積みのマニトバ・ノーザン
 一号小麦でヴァンクーヴァー
 To.h.のもの
 (b) ばら積みのマニトバ・ノーザン
 一号小麦でマニトバ州チャー
 ル港 To.h.のもの
 (c) ばら積みアルゼンティン小
 麦でアルゼンティン To.h.のもの

(d) ばら積み *bag. 小麦* でオー
 ストラリア *Wool.* のもの
 (e) 見本若しくは説明書により取
 引されるばら積み *Wool.* の
 小麦でメキシコの港における
Wool. のもの又はメキシコの国
 境におけるもの (該当するいず
 れかのもの)

(f) ばら積み の ハード・ウイン
ター 一号小麦でアメリカ合衆国
のメキシコ湾岸又は大西洋岸の
港における to.o.p. のもの

(g) ばら積み の ソフト・ホワイ
ター 一号小麦又はハード・ウイン
ター 一号小麦でアメリカ合衆国
の太平洋岸の港における to.o.p.
のもの

(h) ばら積みソヴィエト・サウス・ウイニター小麦で黒海岸若しくはバルト海岸の港における *to be* のもの又はソヴィエト社会主義共和国連邦の国境におけるもの(該当するいずれかのもの)

(i) ばら積みへのवाई・ダーク・ノーザン・スプリング小麦で、ドゥルース又はスベリオル倉庫渡しのもの、の最低相当価格は、ばら積みのマニトバ・ノーザン一号小麦でフォート・ウイリアム又はポート・アサー倉庫渡しのもの、の(i)に定める最低価格を基礎として、通常の為替換算率によつて計算した上、関係輸出入と関係輸入国との間に取りきめる品質差に応ずる補正を行なつた価格とする。

(3)から(4)までに掲げるものの最低相当価格は、ばら積みマニトパ・ノーザン一号小麦でフォート・ウィリアム又はポート・アサー倉庫渡しのもの(1)に定める最低価格による仕向国(2)の価格又は仕向国への引渡しに適當な港々における(3)の価格を基礎として、その時の通常の輸送費及び為替換算率によつて計算した上、関係輸出国と関係輸入国との間で取りきめる品質差に応ずる補正を行なつた価格に相當する価格とする。

(3) 見本若しくは説明書により取引されるばら積み（バラ積み）のフランス小麦でフランスの港におけるFOBのもの又はフランスの国境におけるもの（該当するいずれかのもの）

(保) 見本若しくは説明書により取引されるばら積み of イタリヤ小麦でイタリヤの港におけるFOB. のもの又はイタリヤの国境におけるもの (該当するいづれかのもの)

(1) 見本若しくは説明書により取
引されるばら積みのスペイン
小麦でスペインの港における
F.O.B. のもの又はスペインの国
境におけるもの（該当するいず
れかのもの）

(四) 見本又は説明書により取引されるばら積みのスウェーデン小麦でストックホルムとゴーテンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)における f.o.b. の

(4) フォート・ウィリアム又はポート・アーサーとカナダの大西洋岸の港との間の航路が開鎖されている期間中の最高相当価格及び最低相当価格は、フォート・ウィリアム又はポート・アーサーからカナダの不凍港までの湖及び鉄道による小麦の輸送のみを考慮して決定する。

(5) 執行委員会は、相当価格諮問委員会と協議した上で、(1)から(4)までに規定する場所以外の場所における小麦の最低相当価格及び最高相当価格を決定することができ、また、小麦の種類、銘柄、等級又は品質で(2)又は(3)に規定されていないものを指定して、その最低相当価格及び最高相当価格を決定することができ、ただし、相当価格が決定されていないその他の小麦の場合には、最低相当価格及び最高の相当価格は、当分の間、この条に規定する種類、銘柄、等級若しくは品質の小麦又は執行委員会が今後相当価格諮問委員会と協議した上で指定する種類、銘柄、等級、若しくは品質の小麦で、当該小

に最も類似するものの最低価格及び最高価格を基礎として、これに適当な増減額を加え、又はこれから適当な増減額を減じて算出する。

(6) 輸出国又は輸入国が、執行委員会に対し、(2)、(3)又は(5)の規定に基づいて定められた相当価格がその時の輸送費、為替換算率又は市場の増減額若しくは割引額に照らして公正でなくなつたと申し立てた場合には、執行委員会は、その問題を検討するものとし、また、相当価格諮問委員会と協議した上で、望ましいと認める調整を行なうことができる。

(7) (2)、(3)、(5)又は(6)の規定に基づいて最低相当価格及び最高相当価格を定めるにあつては、デュラム小麦及び証明済み種子小麦に関する第十六条の規定を留保して、いかなる小麦についても、その最低相当価格及び最高相当価格がそれぞれ(1)に定める最低基準価格又は最高基準価格より高い水準に定められることとなるような品質差に基づく補正を行なつてはならない。

(8) (2)若しくは(3)に規定され、又は(5)の規定に基づいて指定されたいずれかの小麦に関し、(5)及び(6)の規定の適用上いかなる増減額又は割引額が適当であるかの問題について紛争が生じた場合には、執行委員会は、関係輸出国又は関係輸入国の要請により、相当価格諮問委員会と協議した上で、その紛争について決定を行なう。

(9) (5)、(6)及び(8)の規定に基づく執

行委員会のすべての決定は、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。ただし、それらの国のいずれかがその決定が自国に不利であると認める場合には、その国は、理事会に対して当該決定の審査を請求することができる。

第七条 小麦粉の価格

(1) 小麦粉の商業的買入れは、第六条に定められ又は同条の規定に基づいて決定される小麦の価格に即した価格によるものとみなされる。ただし、理事会は、いずれかの輸出国又は輸入国から、これに反する報告をその証拠となる情報とともに受領した場合には、関係国の援助を得てその問題を検討するものとし、かつ、当該買入れ価格が前記の小麦の価格に即しているかどうかを決定する。

(2) 理事会は、いずれかの輸出国及び輸入国と協力して、小麦の価格との関連における小麦粉の価格の研究を行なうことができる。

第八条 小麦の輸出及び輸入を行なう国

(1) この協定の有効期間中は、この協定の適用上、附表Bに掲げる国は輸出国とし、附表Cに掲げる国は輸入国とする。

(2) 附表Cに掲げる国で小麦を輸出国又は輸入国の買入れに供するものは、変性された飼料用小麦の場合を除くほか、小麦を価格帯に即した価格で提供するものとし、また、その小麦を買入れに供するにあつては、この協定の実施を客するようないかなる行動をとるこ

とをも避けるものとする。

(3) 附表Bに掲げる国で小麦の買入れを希望するものは、価格帯内の価格で輸出国から自国の要求数量を買い入れるように、また、その要求数量を満たすにあつてはこの協定の実施を客するようないかなる行動をとることをも避けるように、できる限り努力するものとする。

第三部 調整

第九条 不作の場合の調整

(1) 輸出国は、この協定に基づく自国の義務の特定の収穫年度における履行が不作のために妨げられるおそれがあると認める場合には、そのことをできる限りすみやかに理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部の免除を理事会に申請しなければならぬ。この(1)の規定に従つて理事会に対して行なつた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国の供給事情及び輸出国はこの協定に基づく自国の義務を履行するため小麦を可能な最大限度まで買入れに供すべきであるという原則を当該輸出国がどの程度に遵守したかを審査する。

(3) 理事会は、また、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、当該輸出国が(2)に規定する原則を遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、当該輸出国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該輸出国がどの程度に及

びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該輸出国に対してその決定を通報する。

(5) 理事会は、輸出国が当該収穫年度における第五条の規定に基づくその国の義務の全部又は一部を免除される旨を決定した場合には、他の各輸出国が同意する限度まで、基準数量によつて表わされる当該他の各輸出国の義務数量を増加する。この増加分の数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しないときは、理事会は、各輸入国が同意する限度内で、必要な数量を、基準数量によつて表わされる当該各輸入国の権利数量から削減する。

(6) (5)に規定する増加分と削減分とを合計した数量が(4)の規定に基づいて免除された数量に達しない場合には、理事会は、(5)の規定に基づく削減を考慮した上、基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量を比例的に低減させる。

(7) 基準数量によつて表わされる輸出国の義務数量が(4)の規定に基づいて低減した場合には、その削減分の数量は、以後の収穫年度における当該輸出国及び他のすべての輸出国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に当該輸出国から買入れられたものとみなす。理事会は、当該事情に照らし、この項の規定の実施の結果として行なう以後の収穫年度における輸入国の基準数量の決定上ならぬかの調整を行なうべきかどうかについて、及び、調整を行なう場合には、い

なる方法でこれを行なうべきかについて決定する。

(8) 基準数量によつて表わされる輸入国の権利数量が、(4)の規定に基づいて輸出国に与えられた免除に對して低減した場合には、その削減分の数量は、以後の収穫年度における同輸入国の基準数量の決定上、当該収穫年度中に同輸出国から買入れられたものとみなす。

第十条 国際収支又は通貨準備を擁護する必要がある場合の調整

(1) 輸入国は、この協定に基づく自国の義務の特定の収穫年度における履行が自国の国際収支又は通貨準備を擁護する必要がある場合に妨げられるおそれがあると認める場合には、そのことをできる限りすみやかに理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部の免除を理事会に申請しなければならぬ。この(1)の規定に従つて理事会に対して行なつた申請は、遅滞なく審査される。

(2) 理事会は、申請が(1)の規定に基づいて行なわれた場合には、問題が国際通貨基金の加盟国に関するものである限り、(1)に規定する必要の有無及びその程度について同基金の意見を求め、かつ、関連があることと認めるすべての事実とともに、この意見を考慮に入れるものとする。

(3) 理事会は、この条の規定に基づく免除の申請を処理するにあたり、輸入国はこの協定に基づくその義

務を履行するため可能な最大限度まで買入れを行なうべきであるという原則を当該輸入国が遵守することの重要性を考慮するものとする。

(4) 理事会は、関係輸入国の申立てに正当な理由があると認める場合には、当該関係輸入国がどの程度に、及びいかなる条件で、当該収穫年度におけるその義務を免除されるかを決定する。理事会は、当該関係輸入国に対してその決定を通報する。

第十一条 緊急の必要の場合の調整及び追加買入れ

(1) 輸入国は、その領域内において緊急の必要が生じており又は生ずるおそれがある場合には、理事会に対し、小麦の供給を受けることについての援助を要請することができる。理事会は、この緊急の必要によつて生じた非常事態を收拾するため、至急にその要請を検討するものとし、かつ、輸出国及び輸入国に対し、これらの国が執るべき措置に關する適当な勧告を行なう。

(2) 理事会は、(1)の規定に基づく輸入国の要請についていかなる勧告を行なうべきかを決定するにあたり、事情に応じて適当と認めるところに従い、輸出国からの同輸入国の実際の商業的買入れ又は第四條の規定に基づく同輸入国の義務の限度を考慮する。

(3) 輸出国又は輸入国が(1)の規定に基づく勧告に従つて執つていかなる措置も、以後の収穫年度における

るいずれの輸出国又は輸入国の基準数量にも影響を及ぼすものではない。

第十二条 その他の調整

(1) 一收穫年度について、輸出国は、その義務残量の一部を他の輸出国に譲渡することができ、輸入国は、その権利残量の一部を他の輸入国に譲渡することができる。ただし、輸出国が授けた票の過半数及び輸入国が授けた票の過半数による議決によつて理事会の承認を受けることを条件とする。

(2) 輸入国は、理事会にあてた書面による通告により、いつでも第四條(1)に規定する約束の百分率を増加することができる。その増加は、前記の通告の受領の日から効力を生ずる。

(3) 輸入国は、第四條(1)及び附表Aに定める自国の約束の百分率に關する自国の利益が、附表Bに掲げる国で同表に定める票数の五パーセント以上を有するもののこの協定への不参加又はこの協定からの脱退によつて、著しく害されると認める場合には、理事会に於てた書面による通告によつて、自国の約束の百分率の削減を申請することができる。その場合には、理事会は、当該不参加の国又は当該脱退した国からの当該輸入国の商業的年間買入れで、第十五條に規定する年度を通じて最大のものが附表Bに掲げる国の総体に対する当該輸入国の基準数量中に占める割合だけ当該輸入国の約束の百分率を低減させ、この低減した百分率が

らさらに二・五パーセントを削減する。

(4) 第三十五條(4)の規定に基づいて加入する国の基準数量は、必要なときは、一又は二以上の輸出国又は輸入国の基準数量の増減によつて適当に調整する。この調整は、これによつて自国の基準数量に変更を受ける輸出国又は輸入国の同意を得ることを条件として承認される。

第四部 権利及び義務の運用

第十三条 最高価格宣言

(1) 輸出国は、自国のいずれかの小麦(デュラム小麦及び証明済み種子小麦を除く)を最高価格以上の価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会に対してその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、(4)及び第十六條(4)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定において最高価格宣言と称する宣言を行なう。事務局長は、最高価格宣言を行なつた後でできる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

(2) 輸出国は、最高価格以上の価格で提供していた自国のすべての小麦(デュラム小麦及び証明済み種子小麦を除く)を再び最高価格未満の価格で輸入国の買入れに供する場合に、直ちに理事会に対してその旨を通告する。理事会に代わつて行動する事務局長は、その通告を受領したときは、同通告に基づいて新たな宣言を行なうことにより、当該国についての最高価格宣言を失効させる。事務局長は、新たな宣言を行なつた後でできる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

格宣言を失効させる。事務局長は、新たな宣言を行なつた後でできる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対してその宣言を通報する。

(3) 理事会は、その手続規則中に、(1)及び(2)の規定を実施するための規則(この条の規定に基づいて行なわれる宣言の効力発生の日を定める規則を含む)を定める。

(4) 事務局長は、輸出国が(1)若しくは(2)の規定に基づく通告を行なわなかつたと認めるとき、又は輸出国が誤つた通告を行なつたと認めるときは、誤つた通告を行なつたと認めるときにおいては、(1)又は(2)の規定の適用を妨げることなく、相当価格諮問委員会の会合を招集する。事務局長は、輸出国が(1)の規定に基づく通告を行なつた場合においてその通告に記載された事実が最高価格宣言を行なうことを正当化するに足りるものでないと認めるときは、前記の宣言を行なうことなく諮問委員会にその問題を付託する。同委員会が、この(4)の規定に基づいて又は第三十一條の規定に従つて、(1)又は(2)の規定に基づく宣言を行なうべきであるか否かについて、又はその宣言が誤つていないことについて助言するときは、理事会に代わつて行動する執行委員会は、その助言に基づいて宣言を行なうか若しくは行なわないか又はすでに行なつた宣言を取り消すかのいずれか適当な措置を執ることができる。事務局長は、できる限りすみやかに、すべての輸出国及び輸入国に対して、

宣言又は宣言の取消しを通報する。

(5) この条の規定に基づいて行なわれる宣言には、その宣言が關連する一又は二以上の收穫年度を特定するものとし、この協定は、それに従つて適用される。

(6) 輸出国又は輸入国は、この条の規定に基づく宣言を行なうべきであると認める場合又はそのような宣言を行なうべきでなかつたと認める場合には、理事会にその問題を付託することができる。理事会は、関係国の申立てに正当な理由があると認めるときは、宣言を行ない、又はすでに行なつた宣言を取り消す。

(7) (1)、(2)又は(4)の規定に基づいて行なわれた宣言でこの条の規定に従つて取り消されるものは、その取消しの日まで完全に効力を有するものとし、その取消しは、それに先立つて宣言に基づいて執られたいかなる措置の効力にも影響を及ぼすものではない。

第十四条 最低価格に達した場合又は達しようとする場合の措置

(1) いずれかの輸出国若しくは輸入国が最低価格以下の価格で小麦を輸出国若しくは輸入国の買入れに供する場合又はそのような事態が生ずるおそれがある場合には、事務局長は、相当価格諮問委員会に対してその問題を通報し、同委員会の助言に従つて関係国と連絡した後、執行委員会にその事態を報告する。

(2) 執行委員会は、相当價格諮問委員会が(1)又は第三十一条の規定に基づいて与える助言に照らして、問題を研究した後、關係国がこの協定に基づく最低價格に關する義務を履行していないおそれがあると認めるときは、關係国に対してその旨を通告するものとし、また、その問題に關する説明を、同委員会によるその後の検討に付するため、提供することとする。執行委員会は、關係国による説明を考慮した上で同国が最低價格に關する義務を履行していないと認めるときは、理事会議長に対してその旨を通報する。

(3) 理事会議長は、執行委員会から(1)の通報を受領したときは、その問題を検討するため、できる限りすみやかに理事会の会期を招集する。理事会は、輸出国及び輸入国に對し、その事態に對処するため必要と認める勧告を行なうことができる。

(4) 相当價格諮問委員会が、第三十一条の規定に基づいて市況を絶えず検討している間に、いずれかの小麦の著しい價格低落のため、最低價格に關するこの協定の目的を害するに至るべき事態が生じており又は直ちに生ずるおそれがあると認める場合又は事務局長が、自覺的に若しくはいずれかの輸出国若しくは輸入国の要請に基づいて、このような事態について同委員会の注意を喚起した場合に、同委員会は、直ちに執行委員会に對して当該事実を通報する。相当價格

諮問委員会は、執行委員会に對してその旨を通報するにあたり、いずれかの小麦市場において最低價格を下まわる程の著しい價格低落をもたらした又はもたらすおそれがある事情を特に考慮する。執行委員会は、適當と認めるときは、理事会議長に對して事態を通報し、議長は、その問題を検討するために理事会の会期を招集することができる。理事会は、輸出国及び輸入国に對し、その事態に對処するため必要と認める勧告を行なうことができる。

(5) 相当價格諮問委員会は、(2)及び(4)の規定に基づいて執行委員会に對して助言を行ない又は通報するにあたり、これらの助言及び通報の中に、品質差に基づく補正の決定に關するいずれかの措置であつて事態に對処するために執られるべきであると認められるものについての助言を含める。

第十五条 基準數量の決定
(1) 第二条に定義する基準數量は、各收穫年度につき、直前の五收穫年度のうち最初の四收穫年度における商業的買入の年平均を基礎として決定する。

(2) 理事会は、各收穫年度の開始前に、当該各收穫年度につき、輸入国の總体に対する各輸出国の基準數量並びに輸出国の總体及び各輸出国に対する各輸入国の基準數量を決定する。

(3) (2)の規定に基づいて決定した基準數量は、この協定の締約国の地位に変更があつたときはいつでも、第三十五条の規定に基づいて

理事会によつて定められる加入の条件を適宜考慮して再決定される。

第十六条 記録

(1) 理事会は、この協定の実施のため、各收穫年度につき、すべての供給源からの輸入国のすべての商業的買入及び輸出国からの輸入国のすべての商業的買入を記録する。

(2) 理事会は、また、輸入国の總体に對する各輸出国の義務殘量並びに輸出国の總体及び各輸出国に對する各輸入国の權利殘量に關する明細が一收穫年度を通じていつでも明らかであるように、記録を行なう。前記の殘量に關する明細書は、理事会が定めるところにより定期にすべての輸出国及び輸入国に配布される。

(3) (2)及び第四条(1)の規定の適用上、輸出国からの輸入国の商業的買入で理事会の記録に記入されるものは、また、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務又はこの協定の他の条項に基づいて調整された義務に對比して記入される。ただし、その積込期間が当該收穫年度内にあること及び次のことを条件とする。

(a) 輸入国の場合には、その買入が最低價格以上の價格で行なわれること。

(b) 輸出国の場合には、その買入が價格帯内(第五条の規定の適用上最高價格を含む)で行なわれること。

理事会の記録に記入される小麦粉の商業的買入も、また、同一

条件で輸出国及び輸入国の義務に對比して記入される。ただし、この小麦粉の價格は、第七條の規定に従つて小麦の價格に即していることを条件とする。

(4) 最高價格をこえる價格による買入は、輸入国及び小麦を買入に供する国が合意する場合に、第四条、第五条又は第八条(2)の規定の違反にはならないものとし、かつ、關係国の義務に對比して記入される。最高價格宣言は、輸出国からこの買入については行なわれないものとし、また、この買入は、第四条の規定に基づく他の輸入国に對する關係輸出国の義務にならぬ影響を及ぼさない。

(5) デラム小麦及び証明済み種子小麦の場合には、理事会の記録に記入された買入は、また、その價格が最高價格をこえていないことを開かず同一条件で、輸出国及び輸入国の義務に對比して記入される。

(6) (3)に定める条件が満たされることを条件として、理事会は、次の場合に、買入をその收穫年度について記録することを認めることができる。

(a) その積込期間が当該收穫年度の開始前又は終了後一箇月以内で理事会が決定する適当な期間内にあり、かつ、

(b) 關係輸出国及び關係輸入国がその旨を合意する場合

(7) フォート・ウィリアム又はポート・アリスとカナダの大西洋岸の港との間の航路が閉鎖されている期間中に行なわれる次に掲げる

小麦の買入は、第六條(4)の規定にかかわらず、この條の規定に従つて關係輸出国及び關係輸入国の義務に對比して理事会の記録に記入することができる。ただし、買入及び売手がその買入に對して生ずる超過分の輸送費の増加分の支払について合意することを条件とする。

(a) フォート・ウィリアム又はポート・アリスからカナダの大西洋岸の港まで鐵道のみによつて輸送されるカナダ小麦

(b) 買手及び売手にとつて不可抗力の事情がなければアメリカ合衆国の大西洋岸の港まで湖及び鐵道によつて輸送することができたアメリカ合衆国小麦で、このように輸送することができなかつたためアメリカ合衆国の大西洋岸の港まで鐵道のみによつて輸送されるもの

(8) 理事会は、すべての商業的買入及び特殊取引の報告及び記録に關する手続規則を制定する。この規則には、それらの買入及び取引を報告する回数及び方法を定め、かつ、これに關する輸出国及び輸入国の義務を定める。理事会は、また、自己が保存する記録又は明細書の修正に關する規定(それに関連して生ずる紛争の解決に關する規定を含む)を定める。

(9) 各輸出国及び各輸入国は、自国の義務の履行につき、理事会がその国の義務の範圍その他の關係要素を基礎としてその国について定める一定の許容限度を認められることがある。

40 できる限り完全な記録を保存するため及び第二十三条の規定の実施のため、理事会は、また、輸出国又は輸入国が行なつたすべての特殊取引を、各收穫年度ごとに、別個に記録する。

第十七条 小麦の要求数量及び輸出可能数量の見積り

(1) 各輸入国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該收穫年度における輸出国からの小麦についての自国の商業的要求数量の見積りを通告する。輸入国は、その後、理事会に対し、この見積りについて行なうことを希望するすべての変更を通告することができる。

(2) 各輸出国は、北半球諸国の場合には十月一日までに、南半球諸国の場合には二月一日までに、理事会に対し、当該收穫年度における自国の小麦の輸出可能数量の見積りを通告する。輸出国は、その後、理事会に対し、この見積りについて行なうことを希望するすべての変更を通告することができる。

(3) 理事会に対して通告されたすべての見積りは、この協定の運用のために使用するものとし、また、理事会の定める条件に従つて、もつぱら輸出国及び輸入国の利用に供することができる。この条の規定に従つて提出されたすべての見積りは、なんらの拘束力を有しない。

(4) 輸出国及び輸入国は、この協定に基づく自国の義務を履行するため、任意に民間貿易又はその他の方法によることができる。この協定のいかなる規定も、民間貿易業者に対し、その者が従うべき他の法令の適用を免除するものと解釈してはならない。

(5) 理事会は、その裁量により、一收穫年度における輸出国の基準数量の十パーセント以上に相当する小麦の数量が当該一收穫年度の一月三十一日より後にこの協定に基づいて輸入国の買入に供されることを確保するために輸出国及び輸入国が協力することを要求することができる。

第十八条 協議

(1) 輸出国は、最高価格宣言が行なわれた場合における自国の義務数量の限度を算定するため、いずれの輸入国が有する権利をも害することなく、第四条及び第五条の規定に基づく一の輸入国の権利が当該收穫年度においていかなる限度まで行使されるかについて、当該一の輸入国と協議することができる。

(2) 輸出国又は輸入国は、第四条の規定に基づいて小麦を売り渡し、又は買い入れることが困難であると認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合に、理事会は、その問題について満足すべき解決をうるため、関係輸出国又は関係輸入国と協議するものとし、また、適当と認める勧告を行なうことができる。

(3) 輸入国は、最高価格宣言の有効期間中に最高価格をこえない価格で当該收穫年度における自国の権利残量に相当する数量の小麦を手入することが困難となつたときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合に、理事会は、その事情を調査し、かつ、輸出国の義務を履行する方法について輸出国と協議する。

第十九条 第四条及び第五条の義務の履行

(1) 理事会は、各收穫年度の終了後できる限りすみやかに、第四条及び第五条の規定に基づく輸出国及び輸入国の義務の当該收穫年度における履行の実績について検討する。

(2) 第十六条(9)の規定に基づいて理事会が定める許容限度は、(1)の検討にあつて適用される。

(3) 理事会は、輸入国の義務の当該收穫年度における履行の実績を検討するにあたり、当該輸入国の申請に基づき、当該輸入国が他の輸入国から買い入れた小麦粉の小麦相当量を考慮に入れることができる。ただし、その小麦粉の全部がこの協定の範囲内において輸出国から買い入れられた小麦から製粉されたものであることが、理事会に対して、十分に立証されることを条件とする。

(4) 理事会は、輸入国の義務の当該收穫年度における履行の実績を検討するにあたり、
(a) 輸出国以外の国からの小麦の例外的輸入は、その小麦が飼料としてのみ使用されたものであ

り又は使用されるものであること及びその輸入が当該輸入国により輸出国から通常買入れられる数量を減じて行なわれたものでないことが、理事会に対して十分に立証される場合には、これを無視する。この(a)の規定に基づく決定は、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で行なう。

(b) 理事会が容認しうる方法で飼料用として変性された小麦の輸出以外の国からの輸入を無視する。

(5) 理事会は、また、一の輸入国の義務の当該收穫年度における履行の実績を検討するにあたり、伝統的にデュラム小麦を輸出している他の輸入国から当該一の輸入国が行なつたデュラム小麦の買入を無視することができる。

第二十条 第四条又は第五条の義務の不履行

(1) 理事会は、第十九条の規定に従つて行なつた検討に基づいていずれかの国が第四条又は第五条の規定に基づくその義務を履行していないと認める場合には、執るべき措置を決定する。

(2) 理事会は、この条の規定に基づき決定を行なうに先立つて、関係輸出国又は関係輸入国に対し、関係があることと認められる事実を申し立てる機会を与える。

(3) 理事会は、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で輸出国又は輸入国が第四条又は第五条の規定に基づく義務を履

行していないと認定したときは、同様の議決で、理事会が決定する期間中当該国からその投票権を奪い、その不履行の程度に應ずると理事会が認める程度に当該国の他の権利を減少させ、又はこの協定から当該国を除名することができる。

(4) 理事会がこの条の規定に基づいて執つた措置は、分担金に關する理事会に対する関係国の義務をなんら減少させるものではない。ただし、当該関係国がこの協定から除名された場合は、この限りでない。

第二十一条 利益の著しい侵害の場合の措置

(1) いずれの輸出国又は輸入国も、この協定の締約国としての自国の利益が、一又は二以上の輸出国又は輸入国の行動であつてこの協定の実施に影響を及ぼすものによつて著しく害されたとき認めるときは、理事会にその問題を付託することができる。この場合に、理事会は、その問題を解決するため、直ちに関係国と協議する。

(2) 問題が(1)の協議によつて解決されない場合には、理事会は、至急に調査及び報告をさせるため執行委員会又は相当価格諮問委員会にその問題を付託することができる。理事会は、その報告を受領したときは、その問題をさらに検討するものとし、また、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で関係国に対して勧告

昭和三十一年二月二十六日 参議院會議録第九号(その二) 千九百六十二年の國際小麦協定

を行なうことができる。

- (3) 關係国は、(2)の規定に基づく措置が執られ又は執られなかつた後において、問題の取扱いが満足すべきものであつたと認めないときは、理事会に対して義務の免除を申請することができる。理事会は、適当と認めるときは、当該收穫年度におけるその国の義務の一部を免除することができる。義務の免除を認める旨の決定には、輸出国の票の三分二及び輸入国の票の三分の二による議決を必要とする。
- (4) 關係国は、(3)の規定に基づく免除を理事会によつて与えられず、かつ、この協定の締結国としての自国の利益が著しく害されたと引き続き認めるときは、アメリカ合衆国政府に対して書面による通知を行なうことにより、当該收穫年度末においてこの協定から脱退することができる。關係国は、問題が一收穫年度において理事会に提出され、かつ、免除の申請に関する理事会の検討が次の收穫年度に完了したときは、同様の通知を行なうことにより、検討の完了から三十日以内に脱退することができる。

第二十二條 紛争及び苦情

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争(第十九条又は第二十条の規定に基づく紛争を除く。)で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため、理事会に付託される。

(2) (1)の規定に基づいて紛争が理事会に付託された場合には、過半数

の国又はその票数の合計が総票数の三分の一以上となる国は、理事会に対し、理事会が十分な討議の後決定を行なう前にその紛争問題について(3)に規定する諮問協議会の意見を求めることを要求することができる。

- (3)(a) 諮問協議会は、理事会が全会一致で別段の定めをしない限り、次の者で構成される。
- (i) 輸出国が指名する者二人。
- そのうち一人は当該紛争問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての地位及び経験を有する者とする。
- (ii) 輸入国が指名する者二人。
- ただし、(i)と同様の資格を有する者とする。

(i)及び(ii)の規定に基づいて指名される四人が一致して選定し、又は四人の意見が一致しない場合には、理事会議長が選定する議長一人

(b) この協定の締結国の国民は、諮問協議会の構成員となる資格を有する。諮問協議会の構成員に任命された者は、その個人的資格において、かつ、いかなる政府からの指示をも受けないで行動する。

(c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁する。

(4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定を行なう。

(5) 輸出国又は輸入国がこの協定に基づく義務を履行しなかつたという旨の苦情は、苦情を申し立てる国の要請によつて理事会に付託され、理事会は、その問題について決定を行なう。

(6) 第二十条の規定に従う場合を除くほか、輸出国又は輸入国は、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。輸出国又は輸入国がこの協定に違反している旨の認定には、その違反の性質及び、違反が当該国による第四条又は第五条の規定に基づく義務の不履行を含む場合には、その不履行の程度を明示する。

(7) 第二十条の規定に従う場合を除くほか、理事会は、輸出国又は輸入国がこの協定に違反したと認定したときは、輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で、当該国がその義務を履行するまでの間その国の投票権を奪い、又は当該国をこの協定から除名することができる。

第五節 年次検討並びに小麦の消費及び利用

第二十三條 世界的小麦事情についての年次検討

(1)(a) 理事会は、第一条に定めるところの協定の目的に従つて、毎年世界的小麦事情を検討するものとし、また、この検討の結果明らかになつた事実が小麦の國際貿易に及ぼす影響を輸出国及び輸入国に対して通報することによ

り、これらの国がその国内農業政策及び国内價格政策の決定及び運用にあつてこれらの影響に留意するようにする。

(b) (a)の検討は、国内生産、在庫、價格、取引(超過供給の小麦の処理及び特殊取引を含む)、消費その他の關係事項に關して入手することができる情報を基礎として行なわれる。理事会は、この検討を容易にするため、輸出国及び輸入国と協力して行なつた研究によつて前記の情報を補充することができる。

(c) 輸出国及び輸入国は、超過供給の小麦の処理についての理事会の検討を援助するため、超過供給の小麦の処理に含まれる問題の解決はできる限り消費の増加のための努力の中に求めるべきであるという原則、その処理は秩序ある方法で行なうべきであるという原則並びに超過供給の小麦が特別な条件で提供されるときは生産及び國際通商貿易の通常の形態に有害な影響を与えることなくそのための措置を執るべきであるという原則を遵守するために自国が執つた措置を理事会に対して通報する。

(d) 輸出国又は輸入国は、この協定の目的の達成に關係があると認める情報を、年次検討のため、理事会に提出することができる。理事会は、年次検討を行なうにあたり、適当な場合には、その提出された情報を考慮に入れる。

(2) この条及び第二十四条の規定の適用上、理事会は、特に重複を避けるため、國際連合食糧農業機關その他の政府間機關が行なつた事業に対して適切な考慮を払うものとし、また、第三十四条(1)の原則の規定を害することなく、自己の活動における前記の政府間機關との協力のため、及びこの協定の締約国ではないが國際連合又はその專門機關の加盟国であつて小麦の國際貿易に實質的な利害關係を有するものの政府との協力のために望ましいと認める取極を行なうことができる。

(3) この条のいかなる規定も、輸出国又は輸入国が自国の国内農業政策及び国内價格政策の決定及び運用について有する完全な行動の自由を害するものではない。

第二十四條 小麦の消費及び利用

(1) 理事会は、適当な場合には、小麦の消費を増加することのできる方法を検討し、かつ、輸出国及び輸入国に対してその方法を通報する。このため、理事会は、輸出国及び輸入国と協力して、次のような事項の研究を行なうことができる。

(a) 諸国における小麦の消費に影響を与える要因、及び

(b) 特に消費の増加が可能であると認められる国において消費の増加を達成する方法

輸出国又は輸入国は、この目的の達成に關係があると認める情報を理事会に提出することができる。

- (2) 輸出国及び輸入国は、発展途上にある国が特別の問題を有していることを認識して、超過供給の小麦は、可能な場合には、個人所得が低水準にある発展途上の国の消費水準を向上させるため及び一般的にその経済及び市場の発展を援助するために、効果的に利用されるべきであるという原則に妥当な考慮を払ふものとする。このような小麦が特別な条件で提供される場合には、関係輸出国及び関係輸入国は、生産及び国際通商貿易の通常の形態に有害な影響を与えずにそのような取扱いをすることを約束する。
- (3) 政府の援助の下にある計画に基づき、特別な条件によつて超過供給の小麦を提供する輸出国又は輸入国は、その締結したそのような協定に関する詳細な情報をすみやかに理事会に提供すること及びそのような協定に基づいて行なつた輸積みと定期的に理事会に報告することとを約束する。
- 第六部 一般的運用
- 第二十五条 理事会の構成
- (1) 千九百四十九年の国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会は、この協定を運用するため、この協定に定める構成員、権限及び任務をもつて存続する。
- (2) 各輸出国及び各輸入国は、投票権を有する理事会の構成員であり、理事会の会合においては、代表一人、代表代理及び顧問によつて代表される。
- (3) 理事会がその会合に招請することとを決定することのある政府間機関は、投票権を有しない代表者一人をその会合に出席させることができる。
- (4) 理事会は、一収獲年度の間在任する議長一人及び副議長一人を選挙する。議長は、投票権を有しないものとし、また、副議長は、議長として行動する間は、投票権を有しないものとする。
- (5) 理事会は、各輸出国及び各輸入国の領域において、その国の法令に適合する範囲内で、この協定に基づき任務を遂行するために必要な法律上の能力を有する。
- 第二十六条 理事会の権限及び任務
- (1) 理事会は、その手続規則を制定する。
- (2) 理事会は、この協定の規定により要求される記録を保管しなければならぬものとし、また、望ましいと認めるその他の記録を保管することができるとする。
- (3) 理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この協定の範囲内の事項に関するその他の情報（特に年次検討若しくはその一部又はそれらの概要を含む）を公表することができる。
- (4) 理事会は、この協定に定める権限及び任務のほかに、この協定の規定を実施するために必要なその他の権限を有し、及び必要なその他の任務を遂行する。
- (5) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の二及び輸入国が投じた票の三分の二による議決で、そのいずれの権限又は任務の実施をも委任することができる。理事会は、いつでも、投じられた票の過半数による議決でその委任を取り消すことができる。第十三条の規定に従うことを条件として、理事会がこの項の規定に従つて委任した権限又は任務に基づいて行なわれた決定は、理事会が定める期間内に輸出国又は輸入国による要請があつたときは、理事会の検討を受ける。その決定は、前記の期間内に検討の要請がなかつたときは、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。
- (6) 理事会がこの協定に基づくその任務を遂行することができるようにするため、輸出国及び輸入国は、その目的のために必要な統計及び情報を理事会に利用させ及び提供することを約束する。
- 第二十七条 票数
- (1) 各輸出国の代表団が理事会において行使することができるとする票の数は、附表Bに定めるとおりとする。
- (2) 各輸入国の代表団が理事会において行使することができるとする票の数は、附表Cに定めるとおりとする。
- (3) 輸出国は他の輸出国に対し、また、輸入国は他の輸入国に対し、理事会の一票又は二以上の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を行使する権限を委任することができる。この委任については、その十分な証拠を理事会に提出しなければならない。
- (4) 理事会の会合において、輸入国又は輸出国が信任された代表によつて代表されず、かつ、(3)の規定に従つて他の国に自国の票を行使する権限を委任しておかなかつた場合及び理事会の会合の日において投票権を失ひ、奪われ、又は回復している場合には、輸出国が行使することができるとする票の合計は、輸入国がその会合において行使することができるとする票の合計と等しい数に調整され、かつ、輸出国の間でそれぞれの票数に比例して再配分される。
- (5) いずれかの国がこの協定の締約国となり又は締約国でなくなる場合には、理事会は、附表B又はCに定める各国の票数に比例して、附表B又はCの範囲内の票数を再配分する。
- (6) いかなる輸出国又は輸入国も、その票数が一未満となることはない。また、票数が分数であつてはならない。
- 第二十八条 所在地、会期及び定足数
- (1) 理事会の所在地は、輸出国が投じた票の過半数及び輸入国が投じた票の過半数による議決で理事会が別段の決定をしない限り、ロンドンとする。
- (2) 理事会は、各収獲年度の半期ごとに少なくとも一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に会合する。
- (3) 議長は、(a)五国、(b)その票数の合計が総票数の十パーセント以上となる一若しくは二以上の国又は(c)執行委員会の要請があつたときは、理事会の会期を招集しなければならない。
- (4) 理事会の会合の定足数を満たすには、第二十七条の規定に基づく票数の調整前における輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数を有する代表の出席を必要とする。
- 第二十九条 決定
- (1) 理事会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、投じられた票の過半数による議決で行なわれる。
- (2) 各輸出国及び各輸入国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。
- 第三十条 執行委員会
- (1) 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会の構成員は、毎年輸出国が選挙する四以内の輸出国及び毎年輸入国が選挙する八以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとし、また、副委員長一人を任命することができる。
- (2) 執行委員会は、理事会に対して責任を負ひ、その一般的指示の下に活動する。執行委員会は、この協定に基づいて明示的に与えられた権限及び任務並びに第二十六条(5)の規定に基づいて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。
- (3) 輸出国は、執行委員会において、輸入国と同じ合計票数を有する。執行委員会における輸出国の票数は、輸出国が定めるところに従つて輸出国の間で配分する。ただし、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パーセントをこ

える票数を有してはならない。執行委員会における輸入国の票数は、輸入国が定めるところに従つて輸入国の間で配分する。ただし、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントをこえる票数を有してはならない。

(4) 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を制定するものとし、また、執行委員会における手続規則としてその他の適当と認める定めをすることができ、執行委員会の決定には、同様の事項について理事会が決定する場合に關してこの協定が定めるところと同様の多数による議決を必要とする。

(5) 執行委員会に付託された問題が執行委員会の構成員でない輸出国又は輸入国の利益に影響すると同委員会が認めるときはいつでも、当該輸出国又は輸入国は、その問題の討議に投票権なしで参加することができ、

第三十一条 相当価格諮問委員会

(1) 理事会は、四以内の輸出国の代表者及び四以内の輸入国の代表者からなる相当価格諮問委員会を設立する。相当価格諮問委員会の委員長は、理事会が任命する。

(2) 相当価格諮問委員会は、小麦に關しその時の市場の状況(特に価格変動を含む)を絶えず検討し、かつ、第十三条の規定に基づいて最高価格宣言が行なわれるべきであると認め、又は第十四条(1)若しくは(4)に規定する事態が生じており若しくは生ずるおそれがある

と認めるときは、直ちに執行委員会に對してその旨を通報する。相当価格諮問委員会は、この項の規定に基づく任務を遂行するにあたり、輸出国又は輸入国が行なつた申立てを考慮に入れる。

第三十二条 事務局

(1) 理事会は、その事務職員の間である事務局長と理事会及びその委員会の活動に必要な職員とからなる事務局を置く。

(2) 理事会は、事務局長を任命する。事務局長は、この協定の運用に關して事務局に屬する任務並びに理事会及びその委員会が与えるその他の任務の遂行について責任を負う。

(3) 職員は、理事会が制定する規則に従つて、事務局長により任命される。

(4) 事務局長及び職員の任用については、小麦の貿易に關し金銭上の利害關係を有せず、又は有しなくなるに及ぶこの協定に基づく自己の任務に關しいかなる政府又は理事会外のいかなる機関からの指示をも求めず、かつ、受けないことを条件とする。

第三十三条 会計

(1) 理事会に對する代表團、執行委員会における代表者及び相当価格諮問委員会における代表者の費用は、各自の政府が支弁する。この協定の運用に必要なその他の費用

は、輸出国及び輸入国の年次分担金から支弁する。各收穫年度における各国の分担金の額は、その国の票数が当該收穫年度の当初における輸出国及び輸入国の総票数中に占める割合に比例して定める。

(2) 理事会は、この協定が効力を生じた後の最初の会期において、千九百六十二年七月三十一日に終了する期間の予算を承認し、かつ、各輸出国及び各輸入国が納付すべき分担金の額を定める。

(3) 理事会は、各收穫年度の下半期における会期において、次の收穫年度の予算を承認し、かつ、各輸出国及び各輸入国が当該收穫年度に納付すべき分担金の額を定める。

(4) 第三十五条(4)の規定に基づいてこの協定に加入する輸出国又は輸入国の最初の分担金の額は、その国に配分された票数及び当該收穫年度の残余の期間を基礎として理事会が定める。この場合において、当該收穫年度における他の輸出国及び輸入国の分担金の額は、変更しない。

(5) 分担金は、それが定められた後直ちに請求することができ、分担金の額が定められた後一年以内にこれを納付しない輸出国又は輸入国は、分担金が納付されるまでの間投票権を失う。この場合において、その国は、理事会が輸出国の票の過半数及び輸入国の票の過半数による議決で決定する場合を除くほか、この協定に基づく義務を免除され、又はこの協定に基づく権利を奪われることはない。

(6) 理事会は、收穫年度ごとに、会計検査を了した前收穫年度の収支計算書を公表する。

(7) 理事会の所在地がある国の政府は、理事会がその被用者に支払う給料に對する課税を免除しなければならぬ。ただし、この免除は、その国の国民には適用することとを要しない。同政府は、また、理事会の資産、収入その他の財産に對する課税を免除しなければならぬ。

(8) 理事会は、その解散に先立ち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分に必要な措置を執る。

第三十四条 他の政府間機関との協力

(1) 理事会は、國際連合の適當な機關、その專門機關その他の政府間機關との協議及び協力のために望ましいすべての措置を執ることができ、

(2) この協定の規定が政府間の商品協定について國際連合がみずから又はその適當な機關及び專門機關を通じて定める要件と實質的に抵触すると理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の実施を妨げる事情とみなされ、第三十六条(3)、(4)及び(5)に定める手続の適用があるものとする。

第七部 最終規定

第三十五条 署名、受諾、加入及び効力

(1) この協定は、千九百六十二年四月十九日から同年五月十五日までの間、ワシントンで、附表B及び

Cに掲げる国の政府による署名のため開放しておく。

(2) この協定は、各署名国政府により、その憲法上の手続に従つて受諾されるものとする。受諾書は、(8)の規定に従う場合を除くほか、千九百六十二年七月十六日まで、アメリカ合衆国政府に寄託するものとする。

(3) この協定は、附表B又はCに掲げる国の政府による加入のため開放しておく。加入書は、(8)の規定に従う場合を除くほか、千九百六十二年七月十六日まで、アメリカ合衆国政府に寄託するものとする。ただし、附表B又はCに掲げる国の政府は、(8)の規定に基づく期限の延長を認められない場合及び千九百六十二年七月十六日より後はいつでも、(4)の規定に従つてこの協定に加入することができるものとする。

(4) 理事会は、輸出国が投じた票の三分の二及び輸入国が投じた票の三分の二による議決で、國際連合若しくはその專門機關の加盟国政府又は千九百六十二年の國際連合小麦會議に招請された政府によるこの協定への加入を承認し、及びその加入の条件を定めることができる。この場合には、理事会は、第十二条及び第十五条の規定に従つて關係基準数量を定める。加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することにより効力を生ずる。

(5) 第一部及び第三部から第七部までの規定は千九百六十二年七月十六日に、第二部の規定は千九百六十二年八月一日に、(2)又は(3)の規

定に基づいて千九百六十二年七月十六日まで受諾書又は加入書を寄託した政府の間で効力を生ずるものとす。ただし、それらの政府が附表B及びCに定める配分に従つて輸出の票の三分の二以上及び輸入の票の三分の二以上を有することを条件とする。この協定は、その後受諾書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。

(6) 署名国政府又は(3)の規定に基づいてこの協定に加入する資格を有する政府が、憲法上の手続に従つてできる限りすみやかにこの協定を受諾し又はこれに加入するよう努力することを約束する旨を千九百六十二年七月十六日までにアメリカ合衆国政府に対して通告するときは、その通告は、(5)の規定に基づいてこの協定の効力発生上受諾書又は加入書と同様の効力を有するものとす。この通告を行なう政府は、(2)又は(3)の規定に従つて受諾書若しくは加入書を寄託する時まで、又は受諾書若しくは加入書を寄託しなければならぬ期限が満了する時まで、暫定的にこの協定の適用を受けるものとし、かつ、暫定的にこの協定の締約国とみなされる。

(7) この協定の効力発生について(5)及び(6)に定める条件が千九百六十二年七月十六日までに満たされなかつたときは、千九百六十二年七月十六日までに(2)又は(3)の規定に従つてこの協定を受諾し又はこれに加入した国の政府は、この協定がそれらの政府の間で効力を生ず

ることを合意により定めることができ、又は事態により必要と認め他のあらゆる措置を執ることができるとする。

(8) 理事会は、(2)又は(3)の規定に従つて千九百六十二年七月十六日までにこの協定を受諾せず又はこれに加入しなかつた政府に対し、その政府の受諾書又は加入書の寄託のための期限を千九百六十二年七月十六日まで延長することを認めることができる。

(9) この協定の実施上、「附表Bに掲げる国」又は「附表Cに掲げる国」といふときは、(4)の規定に従つて理事会が定める条件でこの協定に加入した政府の属する国も、該国する附表に掲げられているものとみなす。

(10) アメリカ合衆国政府は、すべての署名国政府及び加入国政府に対し、この協定の署名及び受諾、これへの加入並びに(6)の規定に従つて行なわれたすべての通告を通告するものとす。

第三十六条 有効期間、改正及び脱退

(1) この協定は、千九百六十五年七月三十一日まで効力を有する。

(2) 理事会は、適当と認める時期に、輸出国及び輸入国に対してこの協定の更新又は代替に關する勧告を通報する。理事会は、この協定の締約国ではないが國際連合又はその専門機關の加盟國であつて小麦の國際貿易に實質的利害關係を有するものの政府をこの項の規定に基づく討議に参加するよう招請することができる。

(3) 理事会は、輸出の票の過半数及び輸入の票の過半数による議決で、輸出国及び輸入国に対してこの協定の改正を勧告することができる。

(4) 理事会は、各輸出国及び各輸入国がアメリカ合衆国政府に対して前記の改正を受諾するかしないかを通告するための期間を定めることができる。その改正は、輸出の票の三分の二を占める輸出国の受諾及び輸入の票の三分の二を占める輸入国の受諾があつたときに、効力を生ずる。

(5) 改正が効力を生ずる日までにアメリカ合衆国政府に対してその改正の受諾を通告しなかつた輸出国又は輸入国は、理事会がそれぞれの場合に要求する書面による脱退の通知をアメリカ合衆国政府に対して行なつた後、当該取極年度末にこの協定から脱退することができ。ただし、脱退する国は、この協定に基づく義務で当該取極年度末までに履行しなかつたものを免除されない。脱退する国は、その脱退の原因となつた改正の規定には拘束されない。

(6) 附表Cに掲げる国のうち同表において五パーセント以上の票数を配分された国がこの協定に参加しないために自国の利益が著しく害されたと認める輸出国又は附表Bに掲げる国のうち同表において五パーセント以上の票数を配分された国がこの協定に参加しないために自国の利益が著しく害されたと認める輸入国は、利益を著しく害した原因であると認められる国の脱退の後十四日の期間が満了する前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通知を行なうことにより、この協定から脱退することができる。

(7) 敵対行為の発生のために自国の安全が危うくされると認める輸出国又は輸入国は、三十日前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通知を行なうことによつてこの協定から脱退し、又はとりあえず理事会に対してこの協定の規定に基づく自国の義務の全部若しくは一部の停止を申請することができる。

(8) 附表Cに掲げる国のうち同表において五パーセント以上の票数を配分された国がこの協定から脱退したため自国の利益が著しく害されたと認める輸出国又は附表Bに掲げる国のうち同表において五パーセント以上の票数を配分された国がこの協定から脱退したため自国の利益が著しく害されたと認める輸入国は、利益を著しく害した原因であると認められる国の脱退の後十四日の期間が満了する前にアメリカ合衆国政府に対して書面による脱退の通知を行なうことにより、この協定から脱退することができる。

(9) アメリカ合衆国政府は、すべての署名国政府及び加入国政府に対してこの条の規定に基づいて受領した各通告及び各通知を通報する。

第三十七条 適用地域

(1) いずれの政府も、この協定の署名若しくは受諾又はこれへの加入に際し、この協定に基づく自己の權利及び義務は自己が國際關係について責任を負う非本土地域の全部又は一部に及ばない旨を宣言することができる。

(2) この協定に基づいていづれの政府の權利及び義務も、(1)の規定に従つて宣言が行なわれた領域を除くほか、当該政府が國際關係について責任を負うすべての非本土地域に及ぶ。

(3) いずれの政府も、この協定の受諾又はこれへの加入の後いつても、アメリカ合衆国政府に対する通告により、この協定に基づく自己の權利及び義務が(1)の規定に従つて自己のした宣言に係る非本土地域の全部又は一部に及ぶ旨を宣言することができる。

(4) いずれの政府も、アメリカ合衆国政府に対して脱退の通告を行なうことにより、自己が國際關係について責任を負う非本土地域の全部又は一部について、この協定から脱退することができる。

(5) この条の規定に従つて行なわれるこの協定の適用上の変更は、当該事情により適當である場合には、第十五条の規定に基づく基準數量の決定上及び第二十七条の規定に基づく票数の再配分上、この協定の締約國の変更と認められる。

(6) アメリカ合衆国政府は、すべての署名国政府及び加入国政府に対して、この条の規定に基づいて行な

わたした宣言又は通告を通報するものとする。

以上の証文として、下名は、このため各自の政府から正當に委任を受け、その署名に對應して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文とする。その原本は、アメリカ合衆國政府の記録に寄託される。同政府は、各署名國政府及び各加入國政府に對してその認証贈本を送付するものとする。

附表A 輸入國の約束の百分率

オーストリア	六〇
ベルギー及びルクセンブルグ	九〇
ブラジル	三〇
セイロン	八〇
キューバ	九〇
ドミニカ共和國	九〇
ドイツ連邦共和國	八七・五
ローデシア・ニアサラン	九〇
インド	七〇
インドネシア	七〇
イラン	八〇
アイルランド	九〇
イスラエル	六〇
日本國	八五
オランダ王國	九〇
リベリア	七〇
リビア	七〇
ニュー・ジブランド	九〇
ナイジェリア	八〇
ノールウェー	九〇

ファイリピン

ファイリピン	八〇
ボリランド	五〇
ボルトガル	八五
大韓民國	九〇
サウディ・アラビア	七〇
南アフリカ共和國	九〇
スイス	八七
アラブ連合共和國	三〇
連合王國	九〇
ヴァチカン市國	一〇〇
ヴェネズエラ	六〇

附表B 輸出國の票數

アルゼンティン	七〇
オーストラリア	一二五
カナダ	二九〇
フランス	七〇
イタリヤ	一〇
メキシコ	五
スペイン	五
スウェーデン	一〇
ソヴィエト社会主義共和國連邦	一二五
アメリカ合衆國	二九〇
合計	一、〇〇〇

附表C 輸入國の票數

オーストリア	六
ベルギー及びルクセンブルグ	三三
ブラジル	二八
セイロン	一二
キューバ	一二
ドミニカ共和國	二
ドイツ連邦共和國	一三九
ローデシア・ニアサラン	六
インド	二〇
インドネシア	六
イラン	四
アイルランド	一一

イスラエル

イスラエル	六
日本國	一五四
オランダ王國	七〇
リベリア	一
リビア	三
ニュー・ジブランド	一四
ナイジェリア	四
ノールウェー	一八
ファイリピン	二二
ボリランド	一〇
ボルトガル	九
大韓民國	二
サウディ・アラビア	五
南アフリカ共和國	一〇
スイス	二二
アラブ連合共和國	一六
連合王國	三三九
ヴァチカン市國	一
ヴェネズエラ	一四
合計	一、〇〇〇

アルゼンティンのために

アルゼンティン	一二五
F・ペロ	二九〇
千九百六十二年五月十五	

オーストラリアのために

オーストラリア	六
ハワード・ビール	三三
千九百六十二年五月十四	

オーストリアのために

オーストリア	一二
ヴァイルフリート・ブラツ	一二
千九百六十二年五月十四	

バルギー及びルクセンブルグのために

バルギー及びルクセンブルグ	三三
千九百六十二年五月十四	

ブラジルのために

ミゲル・A・O・デ・アルメ	二八
千九百六十二年五月十四	

カナダのために

カナダ	二九〇
C・S・A・リッチ	五
千九百六十二年五月十一	

セイロンのために

セイロン	七〇
千九百六十二年五月十一	

キューバのために

キューバ	九〇
マリオ・ガルシア・インチャ	五
オステギ	五
千九百六十二年五月十五	

ドミニカ共和國のために

ドミニカ共和國	九〇
マリオ・ロドリゲス	五
千九百六十二年五月十五	

フランスのために

フランス	七〇
エルヴェ・アルファン	五
千九百六十二年五月十四	

ドイツ連邦共和國のために

ドイツ連邦共和國	八七・五
ヴァイルヘルム・G・グレイ	五
千九百六十二年五月十一	

インドのために

インド	七〇
C・S・クリシュナ・モール	五
千九百六十二年五月十四	

インドネシアのために

インドネシア	七〇
ザイン・ザイン	五
千九百六十二年五月十五	

イランのために

イラン	八〇
千九百六十二年五月十五	

アイルランドのために

アイルランド	九〇
T・J・キアナン	五
千九百六十二年五月十四	

イスラエルのために

イスラエル	六
アリエ・マノール	五
千九百六十二年五月十四	

イタリヤのために

イタリヤ	一〇
カルロ・ペロネリカパーノ	五
千九百六十二年五月十四	

日本國のために

日本國	一五四
朝海一郎	五
千九百六十二年五月十一	

大韓民國のために

大韓民國	九〇
イル・クウォン・チュン	五
千九百六十二年五月十四	

リベリアのために

リベリア	一
S・エドワード・ビール	五
千九百六十二年五月十五	

リビアのために

リビア	三
千九百六十二年五月十一	

メキシコのために

メキシコ	五
アントニオ・カリリョ・フロ	五
千九百六十二年五月十一	

オランダ王國のために

オランダ王國	八五
オランダとスリナムとオランダ領アンティレスとの公法上の平等の關係に照らして、この協定中の「非本土」の語は、オランダ王國に關する限り、本来の意味を失い、「非ヨーロッパ」を意味するものとする。	

味するものと解されるものとする。

J・H・ファン・ロイエン

千九百六十二年五月十四日

日

ニュー・ジラランドのために

G・R・レイキング

千九百六十二年五月十五日

日

ナイジェリアのために

J・M・ウドチ

千九百六十二年五月十日

ノールウェー王國のために

パウル・ユート

千九百六十二年五月八日

フィリピン共和国のために

エミリオ・アペロ

千九百六十二年五月十一日

日

ポーランドのために

ポルトガルのために

ベドロ・テオトニオ・ペレイラ

ラ

千九百六十二年五月十四日

日

ローデシア・ニアサランド連邦のために

R・B・N・ウエトモア

千九百六十二年五月十四日

日

サウディ・アラビアのために

南アフリカ共和国のために

W・C・ナッデ

千九百六十二年五月十五日

日

スペインのために

アントニオ・エスピノーザ

日

千九百六十二年五月十四日

日

スウェーデンのために

グンナール・ヤーリング

千九百六十二年五月十一日

日

スイスのために

A・R・リント

千九百六十二年五月十五日

日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

A・ドブルーニン

千九百六十二年五月十四日

日

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、世界の小麦市場についての年次調査報告作成のためのこの協定に規定する情報を国内で公表された統計的資料の範囲内において提供し、また、この協定に参加しない国との商業的取引及び特殊取引に関する情報を当該国が同意する場合に限って提供する。

アラブ連合共和国のために

S・エル・アブト

千九百六十二年五月十五日

日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

デーヴィッド・オームスビー・ゴリア

千九百六十二年五月十日

日

本官は、この協定に

署名するにあたり、第三十七条(1)の規定に従い、本官の署名がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のみに関するものであること並びにこの協定に基づく連合王国政府の権利及び義務は同政府が国際関係について責任を負ういづれの非本土地域にも及ばないことを宣言する。

アメリカ合衆国のために

オーヴィル・L・フリーマン

千九百六十二年五月十一日

日

ヴァチカン市国のために

エジディオ・ヴァニョッチ

千九百六十二年五月十一日

日

ヴェネズエラのために

カルロス・ペレス・デ・ラ・コルヴァ

千九百六十二年五月十四日

日

署名するにあたり、第三十七条(1)の規定に従い、本官の署名がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のみに関するものであること並びにこの協定に基づく連合王国政府の権利及び義務は同政府が国際関係について責任を負ういづれの非本土地域にも及ばないことを宣言する。

アメリカ合衆国のために

オーヴィル・L・フリーマン

千九百六十二年五月十一日

日

ヴァチカン市国のために

エジディオ・ヴァニョッチ

千九百六十二年五月十一日

日

ヴェネズエラのために

カルロス・ペレス・デ・ラ・コルヴァ

千九百六十二年五月十四日

日

昭和三十九年二月二十六日 参議院会議録第九号(その二)

明治三十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円 (ただし良質紙は二十円) (配達料とも)
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五〇一
官報課